

第二次東大和市緑の基本計画

緑 と 水 の 都 市



平成31（2019）年3月



東大和市

第二次東大和市緑の基本計画の策定にあたって

近年、人口減少と地域経済の停滞に対応するため、各自治体では、地域の魅力を広く発信し、活性化を図る戦略を立てています。こうした中、市では、先人が残してくれた東大和市の最大の魅力である貴重な自然を保全・活用しながら、人と人とのふれあいが感じられる、夢のある街づくりを進めています。



市の北部に目を向けますと、シンボルの一つでもあります多摩湖と雄大な狭山丘陵があり、湖面に映る緑豊かな木々や森を彩る可憐な花々など、四季折々の美しい自然が、訪れる人々の心に潤いを与えています。

多摩湖周辺は、経年による桜の腐朽が著しい状況にあることから、順次、若木の植樹が進んでおります。将来、こうした取組みが実を結び、訪れる人々の心を和ませる桜が再び咲き誇り、かつての賑わいを取り戻す日が必ずや来るものと信じています。

一方、市立狭山緑地では、「森の宝石」とも呼ばれている「国蝶」のオオムラサキが優雅に舞う姿を夢見て、「オオムラサキ増やし隊」を結成し、蝶の個体数を増やす取組みも行っています。人と森とが深く関わっている良好な里山を好むと言われているオオムラサキの生息は、自然環境の豊かさの評価につながることから、今後の「増やし隊」の活動に多くの期待が寄せられています。

また、市内には、整備が進む空堀川や旧河川に沿った散策路、市の南限を画す野火止用水、その間に散在する貴重な都市空間である農地があるほか、地域に溶け込み歴史を刻んできた寺や神社、屋敷林・防風林のように人々の日々の暮らしとともに育まれてきた原風景など、悠久の時を堪能できる空間があります。これらを狭山丘陵と一体的に結びつけた緑と水のネットワークを創出し、市民の皆様が気軽にウォーキングを楽しみながら、まちの魅力を再発見できる環境を整えていきたいと考えています。

このように、本市は、先人が培ってきた、緑と水に恵まれた都市ではありますが、これら緑と水の資源を保全・活用し、後世に確実に伝えていくことが必要であると感じているところであります。

市では、本計画において将来像として定めた「緑と水の都市」の実現に向け、市民の皆様と力を合わせて、愛する郷土が将来に亘って輝き続けるため、豊かな緑と水を次の世代に確実につなげてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、市民及び関係者の皆様から、多くの貴重なご意見を賜りましたことを、この場をお借りして、改めて厚く御礼申し上げます。

平成 31 (2019) 年 3 月

東大和市長 尾崎 保夫

目次

第1 計画改定の考え方

1 緑の基本計画とは	2
2 計画改定の趣旨	2
3 位置づけ	3
4 目標年次	3
5 計画の対象とする「緑と水」	4
6 計画対象区域	4

第2 緑と水の役割

1 緑と水の役割	6
(1) 都市環境を保全する機能	6
(2) レクリエーションの場となる機能	6
(3) 防災に資する機能	6
(4) 都市景観を形成する機能	6

第3 緑と水の変遷

1 位置・地勢	10
2 土地利用の変遷	10
(1) 農地と市街地の変遷	10
(2) 土地利用の推移	11
3 緑と水を取り巻く環境の変化	12
(1) 緑と水を取り巻く環境の変化(まとめ)	14

第4 緑と水の現況と課題

1 緑と水の現況	16
(1) 公園緑地等の都市施設とする緑地	16
(2) 制度上安定した緑地	19
(3) 社会通念上安定した緑地	20
(4) 緑の確保目標量に対する確保状況	22
(5) みどり率及びみどり域	22
(6) 緑と水の資源	24
(7) 緑と水に関わる活動	26
(8) 緑と水の現況(まとめ)	27
2 緑と水の課題	28

第5 緑と水の将来像と基本方針

1 計画の基本理念	34
2 緑と水の将来像	35
3 緑と水の基本方針	37
基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす	38
基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる	40
基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる	42
基本方針4 市民・企業・行政の協働	43
4 計画の構成	44
5 計画のフレーム(人口と市街地の規模)	45
6 計画の目標(緑地の確保目標量)	45

第6 将来像を実現するための計画

1 施策の体系	48
基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす	48
基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる	50
基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる	50
基本方針4 市民・企業・行政の協働	52
2 選択と集中による効果的な取組みの推進	54
(1) 重点取組の選定	54
(2) 確認指標(取組み進捗状況)の設定	55
3 基本方針別の具体的な取組み	58
4 計画の推進に当たって	84
(1) 推進体制の確立	84
(2) 推進管理の実施	85
(3) 計画推進のための財源の確保	86

コラム

コラム1 「狭山丘陵」はどんな場所?	59
コラム2 雑木林の「萌芽更新」とは?	61
コラム3 東大和市内の「河川」	63
コラム4 東大和市内の「湧水」	65
コラム5 マツ林に生息する「ハルゼミ」	66
コラム6 「外来種」とは?	67
コラム7 「緑のボランティア」とは?	80

資料

1 施策の取組み状況調査結果	88
2 緑と水に関する市民アンケート調査結果	90
3 地域別懇談会の主な意見	106
4 計画の目標(目標1及び目標2)内訳	113
5 緑の基本計画改定の経過	114
用語集	120

第1 計画改定の考え方

- 1 緑の基本計画とは
 - 2 計画改定の趣旨
 - 3 位置づけ
 - 4 目標年次
 - 5 計画の対象とする「緑と水」
 - 6 計画対象区域
-

第1 計画改定の考え方

1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市町村（特別区を含む）がその区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための緑とオープンスペースに関する総合的計画です。

<緑の基本計画が対象としている緑地>

都市において「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が単独で、若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地がこれらと一体となって良好な自然環境を形成しているもの」

出典：都市緑地法運用指針（平成16年策定、平成29年改定）

2 計画改定の趣旨

東大和市では、平成11年10月に「東大和市緑の基本計画-緑と水の都市-（以下「第一次計画」という。）」を策定し、狭山丘陵をはじめとする樹林地や農地の緑を保全するとともに、将来にわたって緑の創出を推進することにより、緑豊かで快適な都市環境の創造に努めてきました。

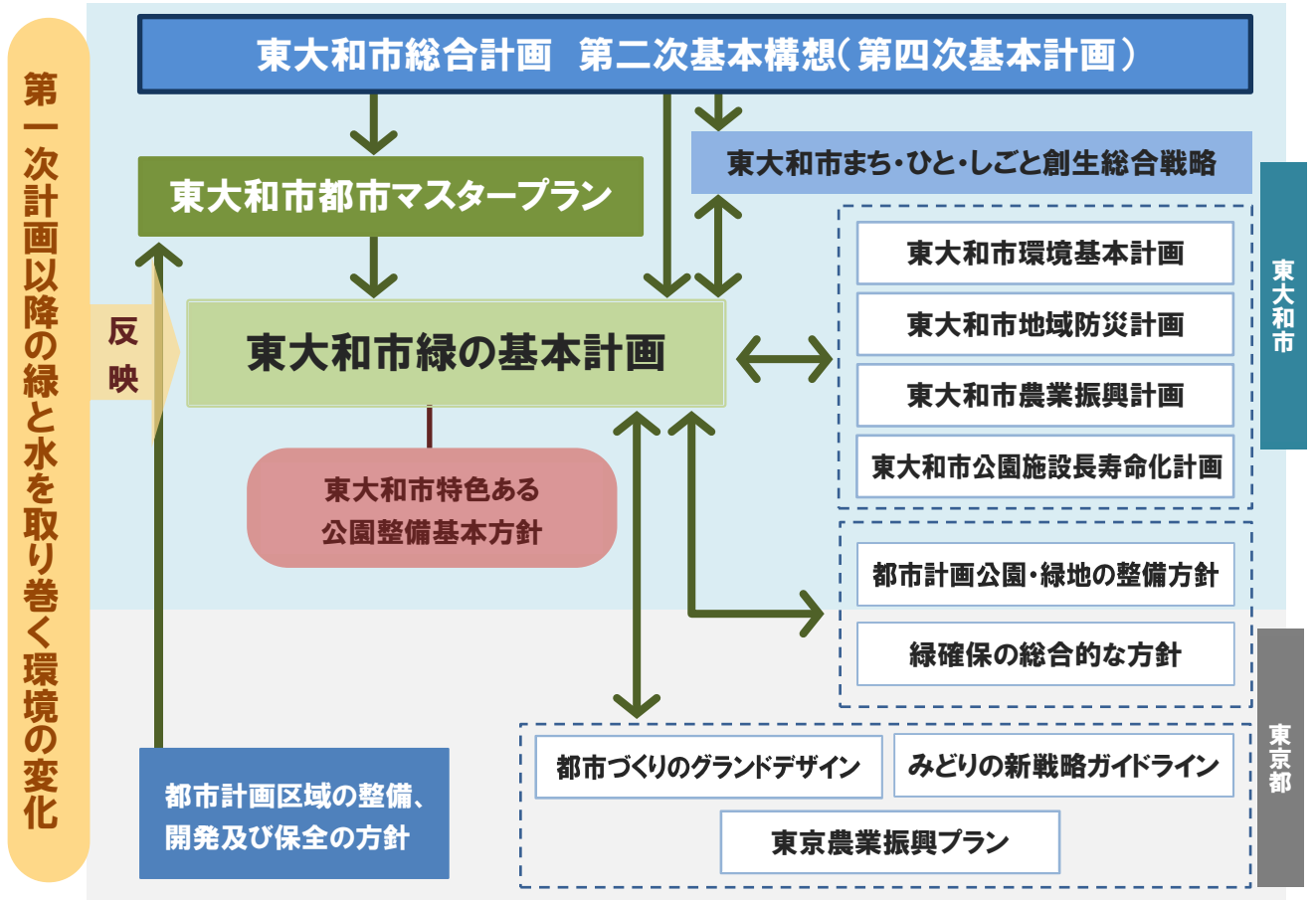
その後、約20年が経過し、東大和市の緑と水の現況や上位計画・関連計画の改定、緑と水を取り巻く法制度や社会環境の変化を受け、平成31（2019）年3月に「第二次東大和市緑の基本計画-緑と水の都市-（以下「本計画」という。）」として改定するものです。

<改定のポイント>

- ①第一次計画の計画期間満了に伴う改定です。
- ②上位計画にあたる「東大和市総合計画（基本構想及び基本計画）」及び「東大和市都市マスタープラン」の改定、その他関連計画の策定・改定を踏まえた改定です。
- ③策定から約20年が経過し、東大和市の緑と水を取り巻く法制度や社会環境、市民ニーズ等の変化に対応した改定です。
- ④上記の点に加えて、第一次計画の施策進捗状況を踏まえて、基本方針の見直し、新たな目標の設定や具体的施策の見直しを行う改定です。

3 位置づけ

本計画は、「東大和市総合計画」に即し、また「東大和市都市マスタープラン」に適合させ、東京都の各上位計画や東大和市の各種関連計画と調和した内容とします。



4 目標年次

本計画の期間は、「東大和市都市マスタープラン」及び関連計画として本計画が調和を図るべき「東大和市環境基本計画」の計画期間（10年間）と整合を図り、平成31（2019）年度から平成40（2028）年度までの10年間とし、平成40（2028）年度を目標年次とします。ただし、社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

計画名称	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	
東大和市緑の基本計画		第一次計画	計画期間(平成31(2019)~平成40(2028)年度)[10年間]										次期	
上位・関連計画	東大和市総合計画基本構想	第二次基本構想					次期(平成34(2022)年度~)							
	東大和市都市マスタープラン	第四次基本計画					次期(平成34(2022)年度~)							
	東大和市環境基本計画	計画期間(平成27(2015)~平成36(2024)年度)[10年間]					次期(平成37(2025)年度~)							
	東大和市環境基本計画	第二次計画期間(平成29(2017)~平成38(2026)年度)[10年間]										次期(平成39(2027)年度~)		

第1 計画改定の考え方

5 計画の対象とする「緑と水」

本計画では、樹林地、草地、水辺（河川、用水路、湧水等）や農地、公園等の他、街路樹や住宅地の緑（庭、生垣等）、駅前の緑等を含んだものを総称して「緑と水」と呼びます。



6 計画対象区域

本計画の対象区域は、東大和市の都市計画区域全 1,354ha とします。

第2 緑と水の役割

1 緑と水の役割

第2 緑と水の役割

1 緑と水の役割

緑と水は、市民の生活環境を様々な面で支え、市民生活にとって、なくてはならない重要な役割を担っています。都市における樹林地、水辺、農地、公園等は、都市環境の保全、スポーツ・レクリエーション、防災、都市景観の形成など様々な機能を有しており、本計画では、以下の4つの視点で緑と水の役割をとらえます。

(1) 都市環境を保全する機能

狭山丘陵のようにまとまった緑や河川等の水辺は、小動物や野鳥等の生息・繁殖の場となり、自然の生態系を維持するうえで重要な役割を担っています。また、樹林地や農地等は、雨水の地下浸透や保水機能を有し、地球温暖化の防止やヒートアイランド化の緩和といった環境保全のほか、防音・防塵・防風等、多くの活用すべき機能があります。

(2) レクリエーションの場となる機能

市民が健康的な生活を営むうえで、スポーツやレクリエーションの果たす役割は増えています。また、時代の経過とともに市民ニーズも変化しており、子どもから大人まで幅広い年齢層が楽しむことのできるレクリエーションや高齢者の健康への関心等が高まっています。そのような中で樹林地は林間レクリエーションの場、公園や緑道等は運動やウォーキング、散策等の健康づくりの場、市民農園は農とのふれあいの場等として、市民の生活にとって貴重な空間となっています。

(3) 防災に資する機能

公園・緑地、グラウンドなどのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援・復旧活動の拠点としての機能を有しています。また、市内に点在する農地の一部も、災害時協力農地に登録されており、一時的な避難場所等としての役割を担っています。

さらに、公園や道路沿いの樹木や河川などには、輻射熱や火の粉を遮断し延焼を遅らせる効果、急傾斜地の樹木には、崖崩れを防止する効果も期待されます。

(4) 都市景観を形成する機能

狭山丘陵の山並みや水辺、公園、街路樹、住宅地の庭や生垣、駅前等の緑と水は、都市にうるおいや安らぎを与えています。また、農地、社寺林、屋敷林、地域のシンボルとなっている大木等、生活との関わりの中で育まれてきた緑のつくる風景は、地域らしさを表現している景観といえ、地域に残された自然や歴史を取り入れた個性ある都市景観の形成に役立っています。



都市環境を保全する機能



レクリエーションの場となる機能



緑の役割イメージ



防災に資する機能



都市景観を形成する機能

第3 緑と水の変遷

- 1 位置・地勢
 - 2 土地利用の変遷
 - 3 緑と水を取り巻く環境の変化
-

第3 緑と水の変遷

1 位置・地勢

東大和市は、都心から 35 km 圏にあって武蔵野の一角に位置し、東は東村山市、西は武蔵村山市、南は立川・小平両市にそれぞれ接しており、北は狭山丘陵を挟んで埼玉県所沢市と相対しています。市域は東西 5.3 km、南北 4.3 km で東西にやや長い形をしています。



東大和市の位置

東大和市の地形は、北部の狭山丘陵と南部の平坦な武蔵野台地によって構成され、コナラ、クヌギ、アカマツなどの二次林を中心に広葉樹と針葉樹が群生しており、多くの生物が生息しています。武蔵野台地は、段丘堆積物上を関東ローム層が覆う平坦地となっており、昔から農地として利用され、今でも残されています。

河川は前川、奈良橋川、空堀川があり、ともに荒川水系に属し、南部には野火止用水があります。

2 土地利用の変遷

(1) 農地と市街地の変遷

ア 江戸時代以前 ～武蔵野の風景～

狭山丘陵に成立した村落は、主に湧水を利用した水田を生活の基盤としていました。また、現在の市域の大部分を占める武蔵野台地は、未耕地の茅野原でした。人々はそこに生える草を刈り取り、肥料や家畜の飼料、燃料にして生活をしていました。しかし、享保期の新田開発で原野は消滅し、畑地が中心となりました。そこには燃料供給や防風林の意味で、植林も積極的に行われ、これが武蔵野の雑木林の風景のもととなりました。

イ 明治・大正時代 ～村山貯水池の建設～

農業中心のこの村に、明治 45 年に村山貯水池の建設が決定し、大正 13 年に完成しました。この事業に伴い、住民は移動を余儀なくされ、青梅街道・都道 128 号線（通称志木街道）沿いの集落や武蔵野台地に移転しました。この建設で村の 4 分の 1 が減少し、水田や畑作の作付も大きく減少しました。作物の内容は、穀物生産から養蚕中心へと変化していきました。

ウ 昭和初期 ～工業地域の発達と市街化進行～

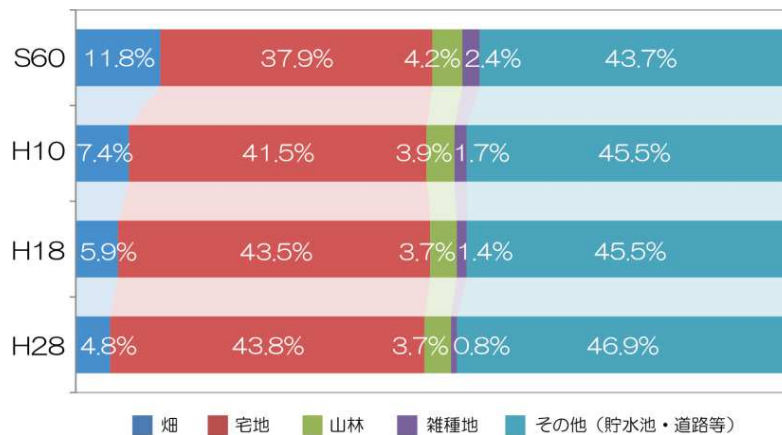
昭和 13 年に東京瓦斯電気工業立川工場が玉川上水北部に建設され、7 年間で約 1 万人の人口増をもたらし、南街と呼ばれる新しい街が形成されはじめました。以後、この地域を中心に市街化が進行しました。また、昭和 25 年には西武鉄道上水線小川～玉川上水間が開通しました。

エ 昭和中期から現在にかけて ～住宅地の拡大～

都営高木団地や東京街道団地の建設が相次ぎ、南街地域の市街化の進行と青梅街道・都道 128 号線（通称）志木街道）沿いでも宅地化が進み、丘陵部にも宅地開発が見られるようになりました。その後も桜が丘団地の建設、工場跡地・民間企業施設跡地へのマンション建設、多摩モノレールの全線（上北台～多摩センター）開通による沿線へのマンション建設などにより、住宅地の拡大が進行してきました。

(2) 土地利用の推移

土地利用の推移を昭和 60 年から現在にかけて比較すると、宅地面積が年々増加し、畑と山林が減少しています。平成 28 年現在では、畑は 4.8%、宅地は 43.8%、山林は 3.7%、雑種地は 0.8%、その他（貯水池・道路等）は、46.9%となっています。



地目別土地利用の推移

出典：統計東やまと（平成 28 年版）

3 緑と水を取り巻く環境の変化

第一次計画策定以降の東大和市の緑と水を取り巻く法制度や社会環境の変化は、以下のとおりです。

ア 緑に関する諸制度の充実

都市緑地法等の一部の改正により、官民連携によって都市における緑地の保全・活用や緑化、さらには、都市公園等の整備や維持管理を一層推進するための規制緩和や取組み支援等の制度の充実が図られています。

法律名		都市緑地保全法等の一部を改正する法律	策定主体	国土交通省
			改正年月	平成 16 年 2 月
整合・調整事項	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地を保全するための制度や緑化を促進するための制度、地域住民の緑地管理への参加を容易にする制度の創設 ・ 民間施設等の上部空間での公園整備を可能にする制度、借地公園の整備を推進する制度の改正 		
法律名		都市緑地法等の一部を改正する法律	策定主体	国土交通省
			改正年月	平成 29 年 6 月
整合・調整事項	方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の基本計画に記載することが望ましい事項として、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区内の緑地の保全」の追加 		
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設の整備や管理運営に民間の資金と知見を活用する制度の創設 ・ 保育所その他の社会福祉施設を占用施設として認める制度の改正 ・ 生産緑地地区の面積要件の引き下げ、生産緑地地区における建築規制の緩和 ・ 土地所有者の協力の下、NPO 法人や企業等の民間主体が設置管理者として空き地等を公園的な空間に整備・公開する制度の改正 		
法律名		都市農地の貸借の円滑化に関する法律	策定主体	農林水産省
			改正年月	平成 30 年 9 月
整合・調整事項	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の相続税納税猶予の適用を受けている都市農地について、認定を受けた事業計画に基づく貸付け、一定の市民農園の用に供するための貸付けに対する税制の改正 		

イ 地球温暖化・都市のヒートアイランド化の対策における緑への期待

地球温暖化や都市のヒートアイランド化に対する自治体や住民等の取組みを推進するための基本方針及び実施すべき具体的施策が示され、都市における緑地への期待が高まっています。

計画名		ヒートアイランド対策大綱	策定主体	環境省
			改正年月	平成 25 年 5 月
整合・調整事項	方針	【ヒートアイランド対策の推進（目標）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地表面被覆の改善 ・ 水と緑のネットワーク形成の推進 		
	施策	【ヒートアイランド対策の推進（具体的施策）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間・公共空間の緑化等の推進、水の活用による対策の推進、自然的環境の保全・再生・創出、近郊緑地保全制度における新たな区域指定等 		
計画名		第三次東大和市地球温暖化対策実行計画	策定主体	東大和市
			改正年月	平成 29 年 3 月
整合・調整事項	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上や壁面の緑化の実施 ・ 所管する樹木の剪定枝は堆肥等として活用 		

ウ 生物多様性の確保に対する意識の高まり

国は都市部における生物多様性の確保の重要性を踏まえ、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を促進する指針を示す等、生物多様性の確保の意識が高まっています。

計画名		生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き	策定主体	国土交通省
			改正年月	平成30年4月
整合・調整事項	方針	・ 緑の基本計画における生物多様性への配慮		
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念、基本方針、全体の数値目標における生物多様性への言及 ・ 周辺の地方公共団体と協力したネットワークの構築の検討 ・ 分野横断的に生物多様性の保全や機能発揮ができる施策体系 		

エ 防災まちづくりに対する意識の高まり

東日本大震災をはじめとした大規模災害の発生により、防災意識が高まり、避難場所や災害復旧拠点としての公園・緑地の役割が期待されています。

計画名		東大和市地域防災計画	策定主体	東大和市
			改正年月	平成25年3月修正
整合・調整事項	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園等の整備 ・ 緑地・農地の保全 ・ オープンスペースの把握と活用 		

オ 観光まちづくりの気運の高まり

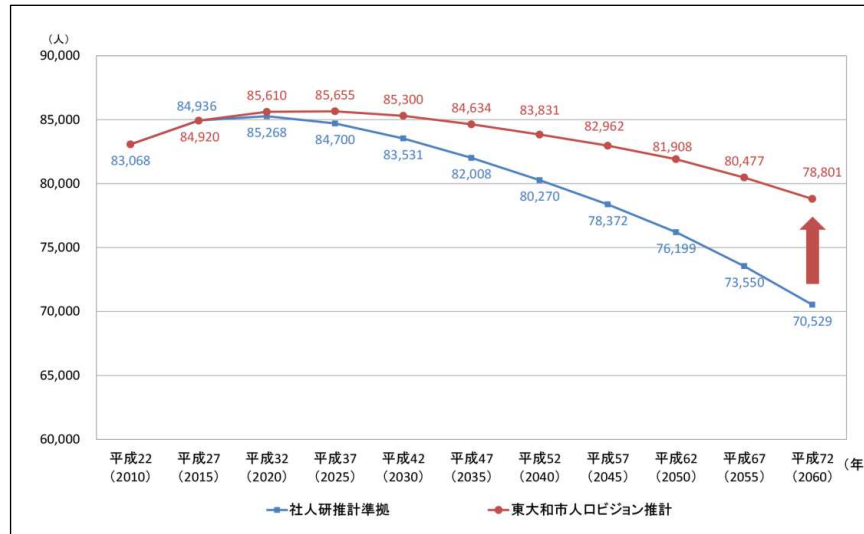
「東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年）」では、地域資源の発掘や活用により交流人口の増加を目指しているほか、「東大和市都市マスタープラン（改定）（平成27年）」では、東大和市の緑と水の環境を「市民及び来訪者の観光・レクリエーションの場としても積極的に活用する」方向性を示しており、観光まちづくりへの期待が高まっています。

計画名		東大和市都市マスタープラン（改定）	策定主体	東大和市
			改正年月	平成27年3月
整合・調整事項	施策	【緑と水の都市づくり】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩湖一帯を含め観光・レクリエーションの場として活用されるよう整備・充実を検討する ・ 市民農園・観光農園等に活用できるよう検討を進める 		
	方針	【地域資源の発掘・活用】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の魅力再発見と地域資源の発掘促進、観光資源の活用 【観光情報発信事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、観光客に向けた観光資源や特産品等に関する情報発信 		
整合・調整事項	施策	【観光情報発信事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光マップによる情報発信 ・ ウォーキングマップによる情報発信 		

第3 緑と水の変遷

カ 人口減少社会への対応

「東大和市人口ビジョン（平成 27 年）」では、平成 37（2025）年から市の人口が減少局面に入ると推計しており、人口減少社会に対応した環境づくり等が必要となっています。

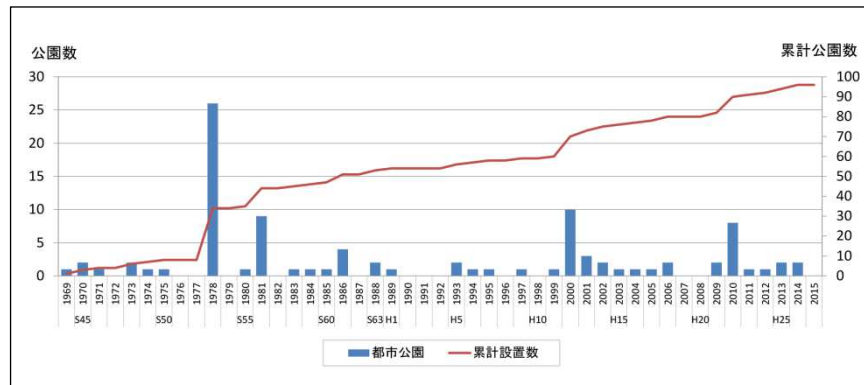


人口の将来展望

出典：東大和市人口ビジョン（平成 27 年）

キ 公共施設の維持管理費の増大

公共施設の維持管理費の増大等を踏まえ、公共施設等の中長期的な視点に基づいた老朽化対策の実施と維持更新に係る財政負担の平準化、公共施設等の最適化を実現するため、東大和市では「公共施設等総合管理計画（平成 29 年）」や「公園施設長寿命化計画（平成 26 年）」を策定しており、厳しい財政運営の中での効率的・効果的な取り組みが必要となっています。



都市公園の整備状況（開設年の推移）

出典：東大和市公共施設等総合管理計画（平成 29 年）

(1) 緑と水を取り巻く環境の変化(まとめ)

- 人口減少や公共施設の維持管理費の増大などへの対応が求められている中で、都市緑地法等の改正など緑に関係する諸制度の充実では、官民連携の促進の方向性が示されており、市民・企業・行政の協働の重要性が一層高まっています。
- 緑と水に求められる役割として、地球温暖化やヒートアイランド化の緩和、生物多様性の確保など環境保全への要請が高まっているほか、防災まちづくりや観光まちづくりへの貢献も求められています。

第4 緑と水の現況と課題

- 1 緑と水の現況
- 2 緑と水の課題

第4 緑と水の現況と課題

1 緑と水の現況

緑と水には、都市公園法などに基づき、区域を定めている「(1) 公園緑地等の都市施設とする緑地」、生産緑地地区や風致地区、河川区域などのように地区を指定して保全を図る「(2) 制度上安定した緑地」、社寺境内地や企業グラウンドなどの持続性が期待できる「(3) 社会通念上安定した緑地」、そのほか、多摩湖や野火止用水等の水環境、道路の街路樹、保存樹木や保存生垣等の民有地の緑等、様々な緑と水があります。平成 29 年現在の緑と水の現況は以下のとおりです。

■緑地の区分


緑地の持続性

↑

高い

(1)公園緑地等の都市施設とする緑地

○都市計画法等で区域を定めた公園緑地等の都市施設等、土地の持続性が担保された緑地



上仲原公園

(2)制度上安定した緑地

○公共空地は団地内の広場やゲートボール場等の公共のオープンスペースであり、緑地としての持続性が一定程度担保されている緑地

○生産緑地地区、風致地区、自然公園等の地区を指定して保全を図る緑地で、区域内での土地利用や樹木の伐採等に制限があるため、緑地としての持続性が一定程度担保されている緑地

(3)社会通念上安定した緑地

○寺社境内地や企業グラウンドなどの社会通念に照らして一定の持続性が期待できる緑地



生産緑地



雲性寺

(1) 公園緑地等の都市施設とする緑地

ア 公園

- **都市公園は増加していますが、都市計画決定されたものの未整備の公園もあります。**

公園は、市民の利用範囲を考慮し、また利用目的に応じて、種類毎に分類されています。(p.18「公園の種別及び誘致距離図」参照)

平成 29 年現在、都市計画決定されている公園数は、街区公園が 16 箇所、近隣公園が 4 箇所ありますが、この中には都市計画決定されたものの未整備の公園が含まれています。特に近隣公園は、新海道公園の区域の一部が暫定的に供用又は、開発事業の提供公園として供用されているのみで、区域の一部が宅地化されている公園もあります。そのほか、総合公園 1 箇所(上仲原公園)と運動公園 1 箇所(都立東大和南公園)があります。地区公園については、都市計画決定されているものではありません。また、街区公園と同等の公園として条例で設置している都市公園が 100 箇所(緑道含む)、こども広場が 18 箇所あります。

イ 緑地

● 都市計画緑地は維持の状態にあります。

狭山緑地、東大和緑地、東大和狭山緑地、東大和芋窪緑地の4箇所が都市計画決定されています。

■公園緑地等の都市施設と緑地の変化

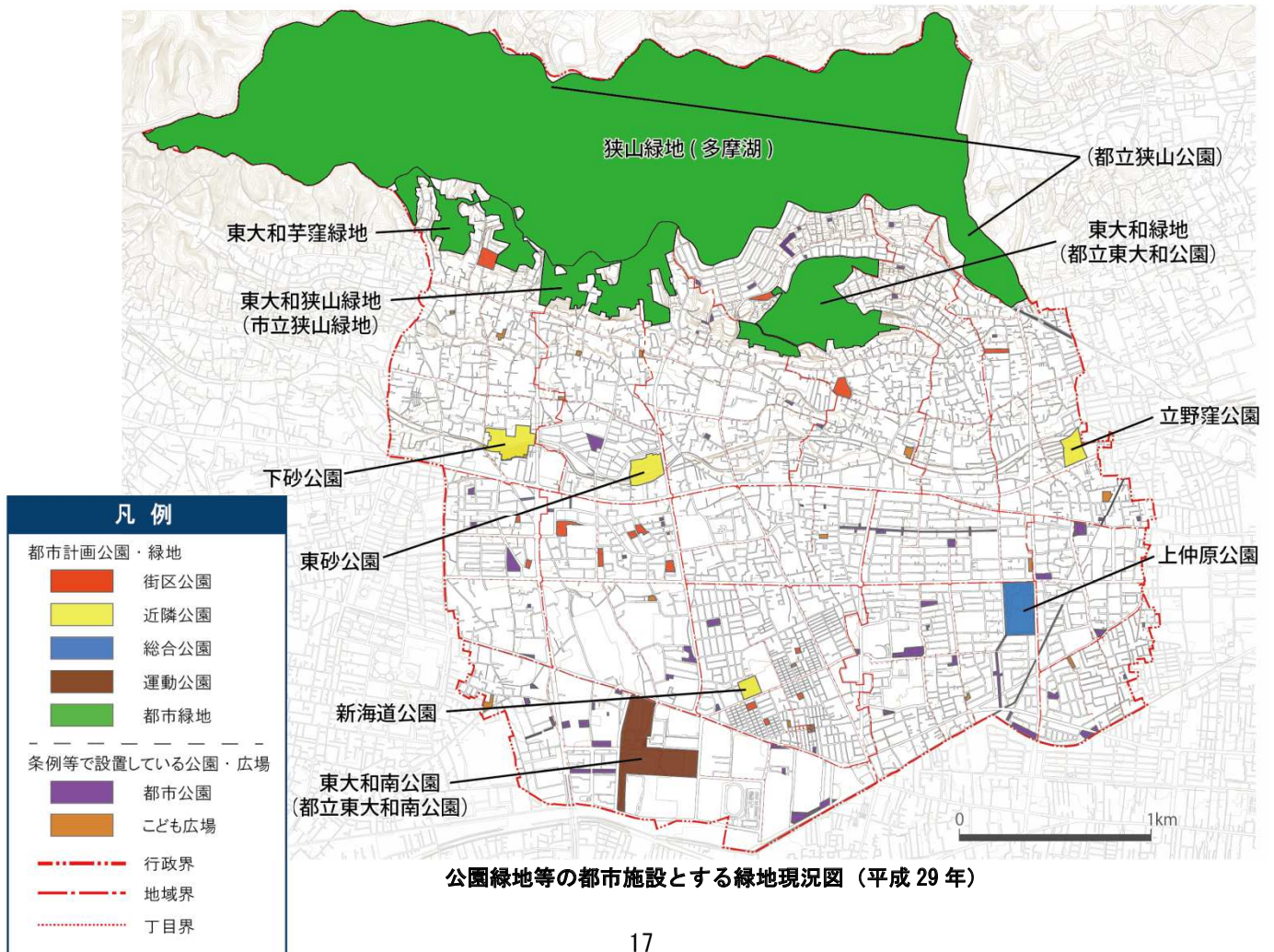
種類		種別	平成 10 年	平成 29 年	
都市計画公園・緑地	公 園	公 住 区 区 園 基 幹	街区公園	13 箇所 (3.42ha)	16 箇所 (4.08ha)
			近隣公園	4 箇所 (7.90ha)	4 箇所 (7.90ha)
			地区公園	0 箇所 (0.00ha)	0 箇所 (0.00ha)
	公 基 都 園 基 市	総合公園	1 箇所 (4.30ha)	1 箇所 (4.30ha)	
		運動公園	1 箇所 (9.00ha)	1 箇所 (9.87ha)	
	広域公園			1 箇所 (330.20ha)	1 箇所 (330.20ha)
都市計画緑地			3 箇所 (49.80ha)	3 箇所 (51.00ha)	
条 例 で 設 置 し て い る 公 園 ・ 広 場		都市公園※	67 箇所 (66.66ha)	100 箇所 (69.16ha)	
		こども広場	21 箇所 (2.41ha)	18 箇所 (2.36ha)	

※都市公園は、都市計画公園以外の公園であり、条例で設置しているものです。

※都市計画公園・緑地は、都市計画決定されている箇所数・面積を記載しているため、供用箇所数・面積と異なります。

※上記のほか、各施設の区域に重複があるため箇所数・面積を合計しても、供用箇所数・面積とは異なります。

※第一次計画では、狭山緑地を「広域公園」としていましたが、都市計画法における都市施設の種別が、「公園」ではなく「緑地」であるため、本計画では、「都市計画緑地」に位置づけます。



第4 緑と水の現況と課題

■公園の種別及び誘致距離図

公園の種別			
種類	種別	公園の内容	東大和の公園（例）
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 (参考値：誘致距離 250m)	二ツ池公園
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 (参考値：誘致距離 500m)	新海道公園
	地区公園	主として徒歩圏内に住居する者の利用に供することを目的とする公園 (参考値：誘致距離 1,000m)	なし
都市基幹公園	総合公園	都市住民の休息、散歩等総合的な利用に供することを目的とする公園 (市域に1箇所以上)	上仲原公園
	運動公園	都市住民の主として運動に供することを目的とする公園 (市域に1箇所以上)	東大和南公園



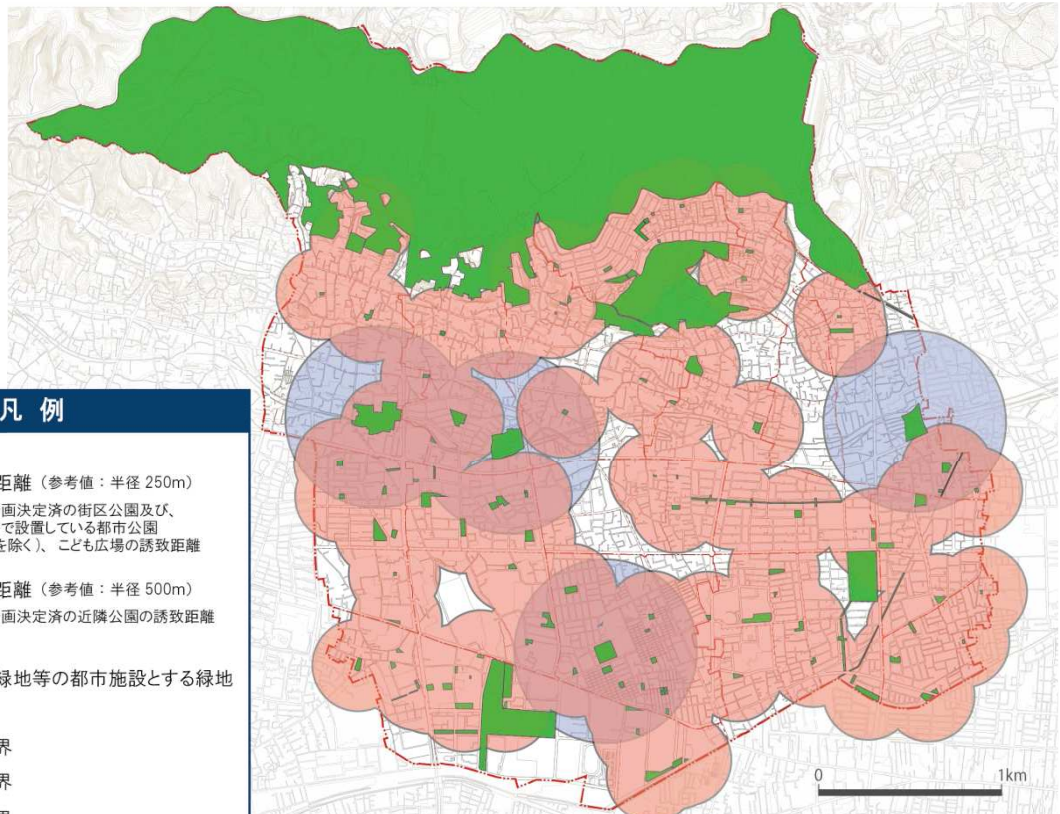
街区公園（二ツ池公園）



都市計画緑地（東大和狭山緑地）



子ども広場（下立野林間子ども広場）



凡例

- 誘致距離（参考値：半径 250m）
都市計画決定済の街区公園及び、
条例等で設置している都市公園
（緑道を除く）、子ども広場の誘致距離
- 誘致距離（参考値：半径 500m）
都市計画決定済の近隣公園の誘致距離
- 公園緑地等の都市施設とする緑地
- 行政界
- 地域界
- 丁目界

住区基幹公園の誘致距離図（平成 29 年）

(2) 制度上安定した緑地

ア 公共空地

- **公共空地は大規模団地の建て替えにより、面積が増加しています。**

公共空地として、団地内等の公園・緑地、桜が丘市民広場、ゲートボール場、歩行者専用道路等があります。平成 29 年現在では総面積 10.80ha となっています。

イ 生産緑地地区

- **生産緑地地区は宅地等への転用により、箇所数・面積ともに大きく減少しています。**

農林業と調和した良好な都市環境を確保することを目的として、市街化区域内の農地が都市計画法に基づき生産緑地地区に指定されています。平成 29 年現在では 44.63ha となっています。

ウ 風致地区

- **風致地区の指定は維持の状態にあります。**

都市における自然的景観や風致を維持することを目的として、風致地区が都市計画法により指定されています。現在、廻田風致地区が湖畔地区を中心に指定されており、区域内の木竹の伐採や土地の形状変更、建築物の建蔽率や高さ等が規制されています。

エ 自然公園

- **自然公園の指定は維持の状態にあります。**

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、野外レクリエーション、自然学習等の場として活用することを目的に、近隣の瑞穂町、武蔵村山市及び東村山市にまたがる狭山丘陵が都立狭山自然公園に指定されています。

オ 近郊緑地保全区域

- **近郊緑地保全区域の指定区域の変化はありませんが、一部宅地化によって緑地が減少しています。**

大都市周辺の緑地を保全し、良好な生活環境を確保するとともに無秩序な市街化を防止することを目的として、狭山丘陵を取り込んだ区域 341.1ha が首都圏近郊緑地保全法により狭山近郊緑地保全区域に指定されています。

カ 市街化調整区域農地

- **市街化調整区域農地の指定は維持の状態にあります。**

市街化調整区域内にある農地を転用するためには、農地法の規定により、許可を受ける必要があります。市内には 0.79ha の農地が市街化調整区域に存在します。

キ 河川区域

- **河川区域は維持の状態にあります。**

東大和市内には、空堀川、奈良橋川及び前川の 3 河川が流れています。また、昭和 46 年に立川都市計画河川第 2 号空堀川が都市計画決定され、現在も東京都が河川の改修整備を進めています。



公共空地（桜が丘市民広場）



風致地区（湖畔三丁目）



河川区域（空堀川）

第4 緑と水の現況と課題

ク 条例等に指定されている緑地

・保存樹林

- **保存樹林の指定数は僅かに減少しています。**

市内に残された 1,000 m²以上の一団の樹林地を、貴重な緑として保全することを目的として、東大和市みどりの保護・育成に関する条例により3箇所（0.76ha）を指定しています。

・市民農園

- **市民農園は僅かに減少しています。**

市民が土に親しみ、農業に対する理解と健康的でゆとりのある生活を実現することを目的として、東大和市市民農園条例により東大和ファーマーズセンターを含む4箇所の市民農園を設置しています。

・その他

- **野火止用水歴史環境保全地域は維持の状態にあります。**

野火止用水周辺は、東京都の条例により、野火止用水歴史環境保全地域に指定されています。立川市・東大和市・小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市にまたがり、総延長 9.6km、総面積 19.71ha の区域で、そのうちの 1.88ha が東大和市内に位置しています。



条例等に指定されている緑地
（野火止用水歴史環境保全地域）

（3）社会通念上安定した緑地

- **大学や企業のグラウンドが別の用途に利用されたことなどによって、減少しています。**

社会通念上永続性が期待できる緑地として、自主管理公園、トトロの森、社寺境内地、墓地、大学や企業のグラウンド等があります。平成 29 年現在では総面積 18.29ha となっています。



社会通念上安定した緑地
（自主管理公園）

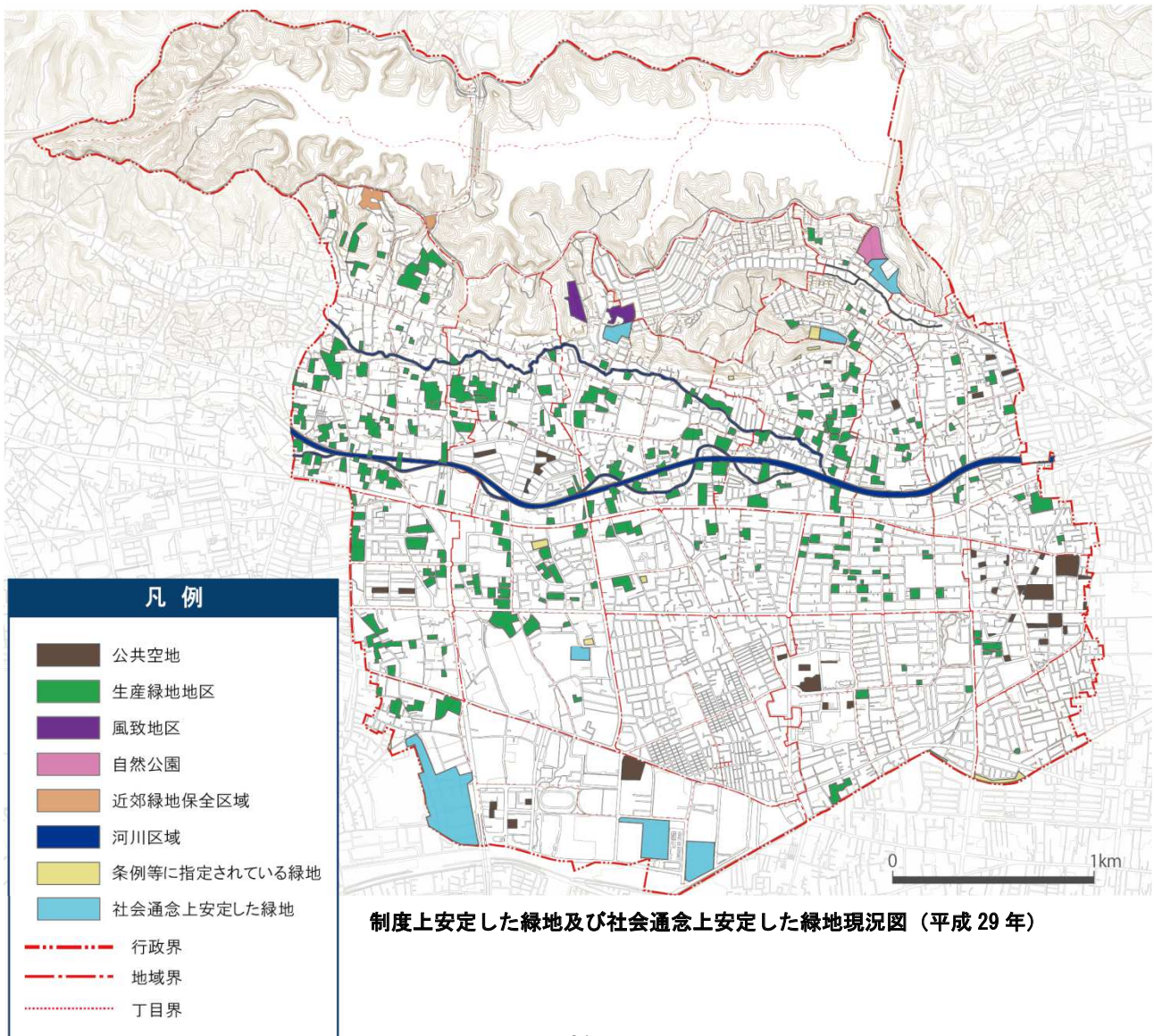


社会通念上安定した緑地
（警視庁総合訓練施設）

■制度上安定した緑地及び社会通念上安定した緑地の変化

		平成 10 年	平成 29 年
制度上安定した緑地	公共空地	15 箇所 (9.67ha)	15 箇所 (10.80ha)
	生産緑地地区	226 箇所 (59.27ha)	200 箇所 (44.63ha)
	風致地区	2 箇所 (47.00ha)	2 箇所 (47.00ha)
	自然公園	1 箇所 (444.60ha)	1 箇所 (444.60ha)
	近郊緑地保全区域	1 箇所 (341.10ha)	1 箇所 (341.10ha)
	市街化調整区域農地	1 箇所 (0.79ha)	1 箇所 (0.79ha)
	河川区域	3 箇所 (15.65ha)	3 箇所 (15.65ha)
	条例等に指定されている緑地	12 箇所 (4.76ha)	10 箇所 (3.22ha)
社会通念上安定した緑地		10 箇所 (26.53ha)	12 箇所 (18.29ha)

※「制度上安定した緑地」は、区域に一部重複があります。



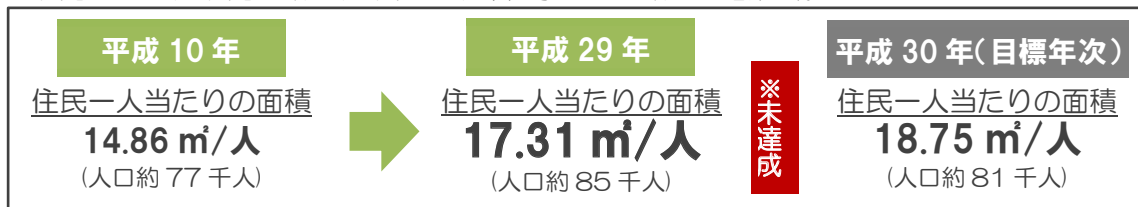
第4 緑と水の現況と課題

(4) 緑の確保目標量に対する確保状況

第一次計画で設定した公園・緑地等の確保目標量に対する平成 29 年現在の確保量は以下のとおりです。

ア 公園緑地等の都市施設とする緑地[※]の確保目標量

※都市計画公園、都市計画緑地、都市公園、条例等の公園の緑地の確保目標量



※人口が計画策定時に予想された約 81 千人の場合でも 17.98 m²/人で未達成

イ 緑地の確保目標量[※]

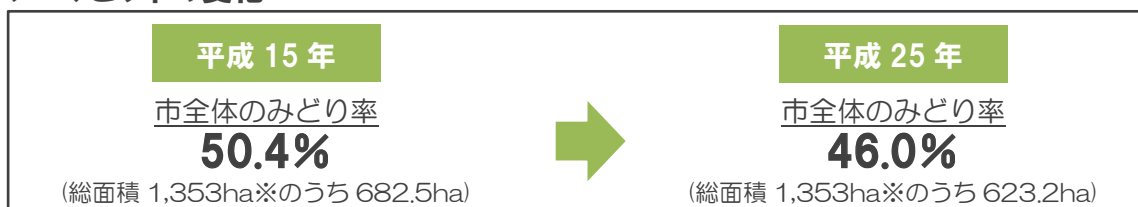
※公園緑地等の都市施設とする緑地、制度上安定した緑地、社会通念上安定した緑地の確保目標量



(5) みどり率及びみどり域

みどり率とは、公園、街路樹、樹林地、草地、農地、住宅地の緑、河川、水路等の面積が東大和市全体の面積に占める割合を示します。また、みどり域はそれら緑で覆われた区域の面積を示します。平成 25 年の東大和市のみどり率及びみどり域は以下のとおりです。

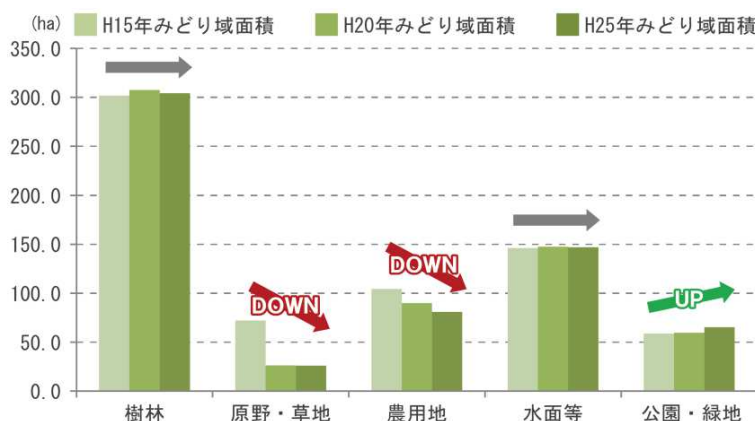
ア みどり率の変化



※市域総面積は GIS データによるもので公称値とは異なります。
資料：みどり率は、東京都みどり率データを基に市独自集計を行った

イ みどり域の構成

みどり域のうち、最も高い割合を占めているのが樹林となっています。平成 15 年から平成 25 年までの 10 年間に於いて、樹林や水面等は大きな変化はなく、公園・緑地が僅かに増加しています。原野・草地及び農用地は減少傾向にあります。

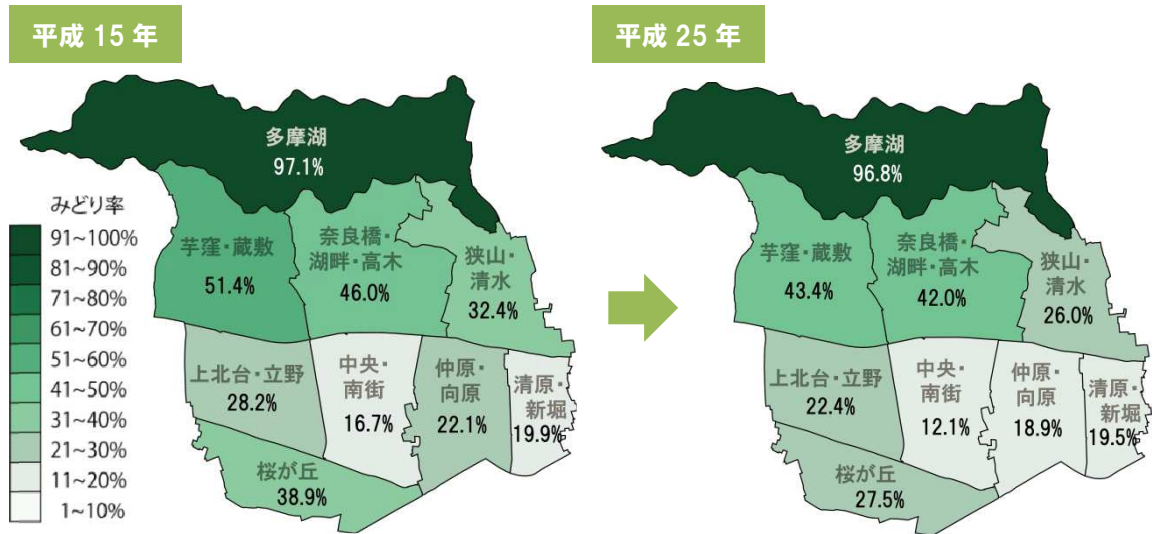


みどり域の構成別面積と推移

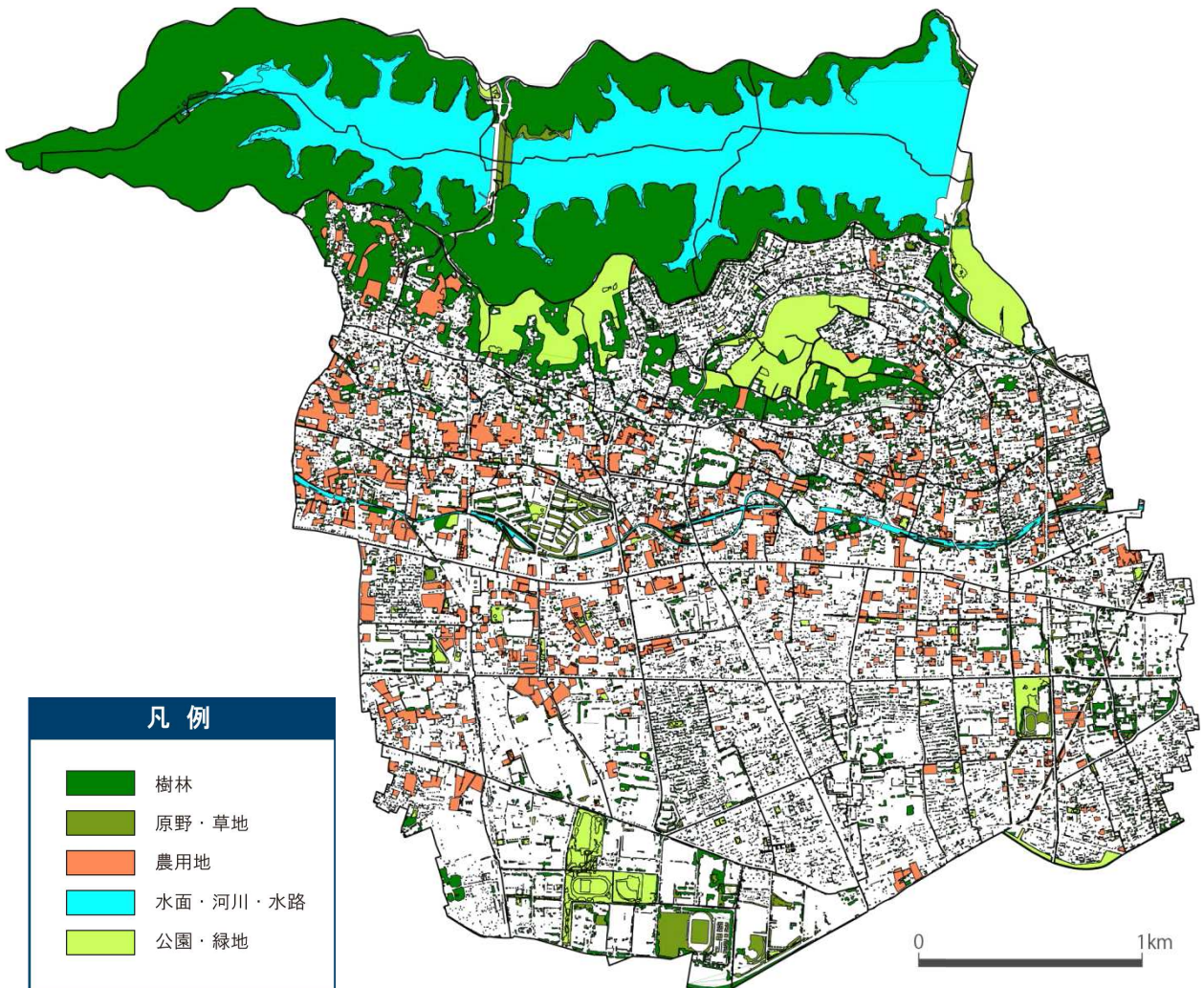
資料：みどり域の構成は、東京都みどり率データを基に市独自集計を行った

ウ 地域別のみどり率の変化

地域別のみどり率は、市域北側の多摩湖、芋窪・蔵敷、奈良橋・湖畔・高木で高く、南東側の市街地に向かって低くなっています。平成15年から平成25年までの10年間に、全ての地域でみどり率が減少しています。



資料：地域別のみどり率は、東京都みどり率データを基に市独自集計を行った



みどり域図（平成25年）

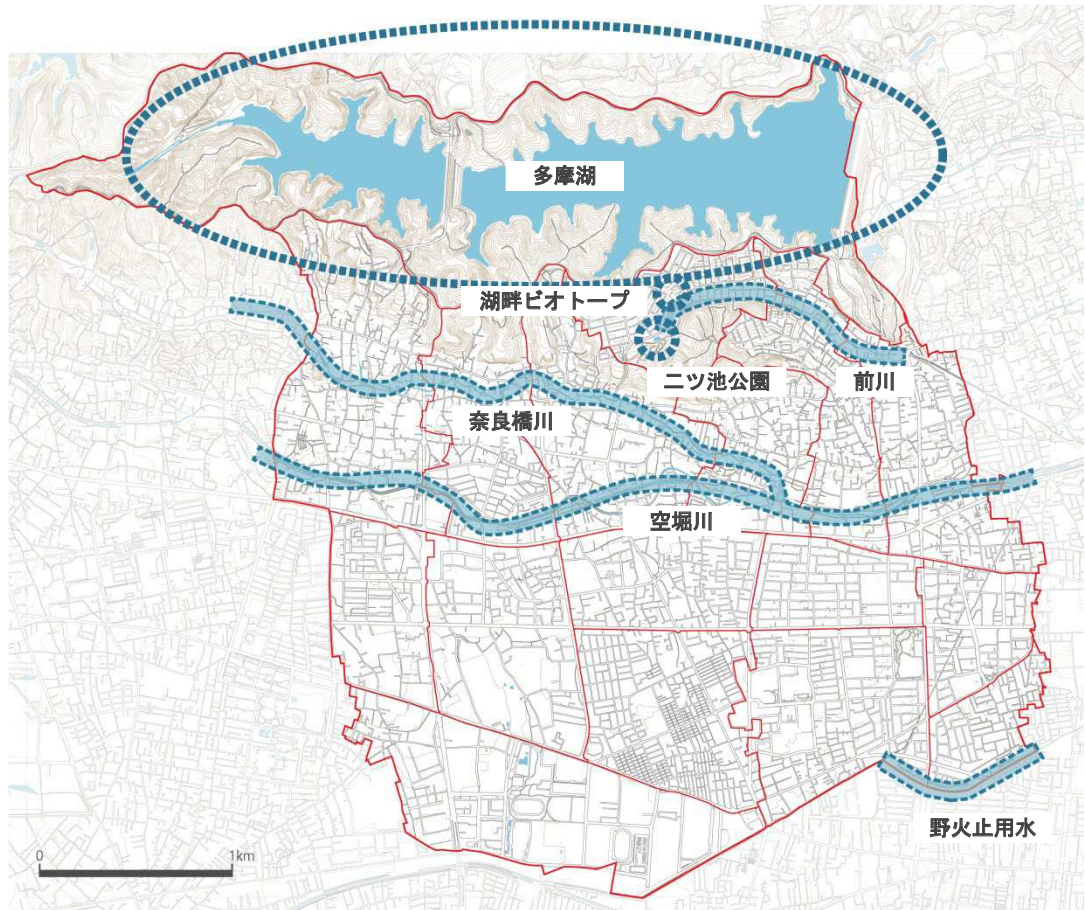
資料：みどり率は、東京都みどり率データを基に市独自集計を行った

第4 緑と水の現況と課題

(6) 緑と水の資源

ア 水資源

東大和市には、市を代表する資源である多摩湖、市街地を横断する空堀川、奈良橋川、前川などの河川や野火止用水などの水辺環境があるほか、前川の源流部にあたる二ツ池公園や湧水を活用した湖畔ビオトープなど多様な水資源に恵まれています。



多摩湖



空堀川



奈良橋川



前川



野火止用水

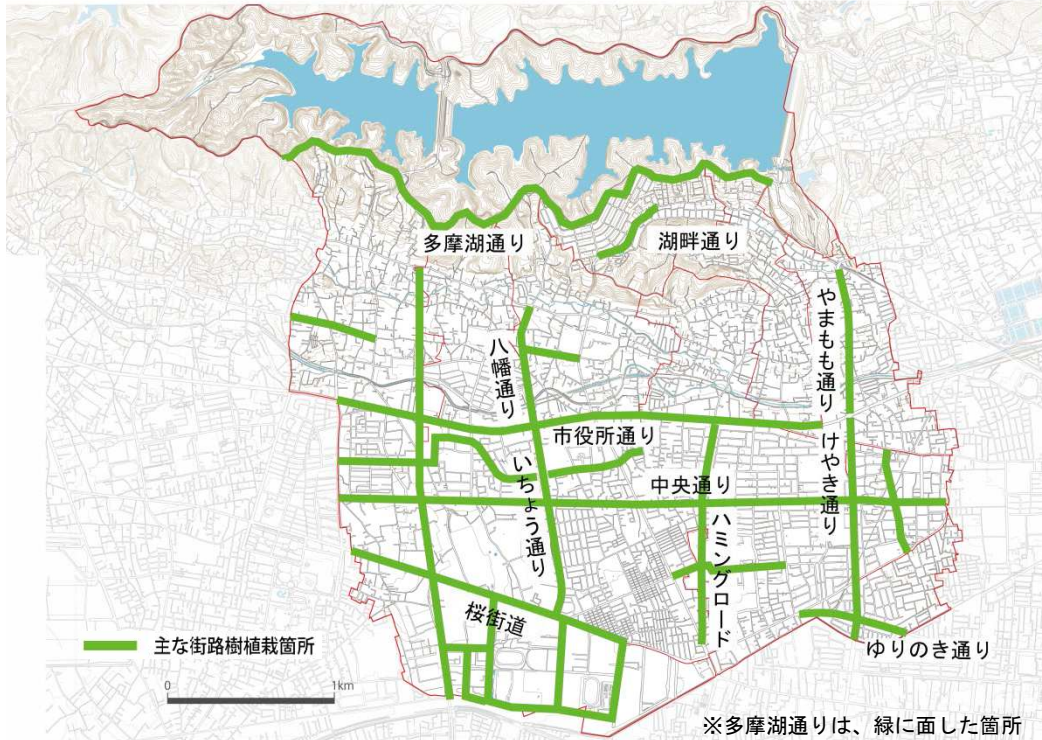


湖畔ビオトープ

イ 街路樹・道路愛称

市内の幹線道路等には様々な樹種の街路樹が植えられており、街並みに季節感や潤いをもたらしています。

また、市内には市民公募により愛称が付けられた道路が14路線ありますが、その中には街路樹の樹種名を冠した路線があり、市民に親しまれています。



市内の主な街路樹と道路愛称



湖畔通り (樹種: サクラ)



やまもも通り (樹種: ヤマモモ)



ハミングロード (樹種: ハナミズキ)

ウ 保存樹木・保存生垣

東大和市みどりの保護・育成に関する条例に基づき、良好な自然環境の形成に寄与する大系木や生垣を「保存樹木」や「保存生垣」に指定しています。

市では維持管理に要する経費の一部を負担するなど、指定の奨励に努めることとしています。なお、平成12年から補助金は凍結しています。



保存生垣 (狭山四丁目)

第4 緑と水の現況と課題

エ 農地(農業体験農園)

法律に基づいて指定される生産緑地地区や条例に基づいて設置する市民農園の他、市内には交流の場となる「学校農園」や「農業体験農園」があります。ただし、平成29年度現在は「学校農園」の実施校はありません。



農業体験農園(蔵敷二丁目)

オ 緑と水をつなぐネットワーク(自転車・歩行者道)

広域的な自転車・歩行者道として、「多摩湖自転車歩行者道」や「武蔵野の路(多摩湖コース)」が多摩湖周辺に整備されています。

また、東大和市のウォーキングマップにも多摩湖や野火止用水等の緑と水がコースとして位置づけられています。



武蔵野の路



多摩湖自転車歩行者道

カ 東大和の良好な景観形成に寄与する緑と水(東やまと20景)

残しておきたい景観として市民が選定した「東やまと20景」には、市役所と市民広場や多くの公園、多摩湖や社寺境内地等が選ばれ、緑と水の多い景観になっています。



市役所と市民広場



都立東大和公園



円乗院

(7) 緑と水に関わる活動

ア 市民協働の取組み

市民と行政の協働の取組みとして「緑のボランティア」制度があり、駅前ロータリー、公園、道路等の美化活動を行っています。また、狭山緑地の雑木林を守り育てる「狭山緑地雑木林の会」や、空堀川のクリーンアップや水質調査等を実施している「空堀川を考える会」等といった環境団体による活動も行われています。

東大和市郷土博物館では、「オオムラサキ増やし隊」によって、国の国蝶であり、準絶滅危惧種に指定されているオオムラサキを増やす取組み等が行われています。



「緑のボランティア」活動風景



「空堀川の清掃」活動風景

イ 環境市民の集い

毎年5月の第2土曜日から6月11日までを「環境月間」と定め、環境団体や関係行政機関等と連携して、「環境市民の集い」を開催し、多くの市民に環境問題の重要性を啓発しています。

(8) 緑と水の現況(まとめ)**【緑と水について】**

- 東大和市の緑の現況は、都市公園・都市緑地は増加しています。ただし、都市計画決定したものの未整備の公園があり、既に公園区域の一部が宅地化されています。また、条例等によって民有地に設置しているこども広場は、僅かに減少しています。
- 生産緑地地区は大きく減少しています。また、保存樹林や市民農園も僅かに減少しています。風致地区、自然公園、近郊緑地保全区域、河川区域、野火止用水歴史環境保全地域は指定区域の変更はありませんが、近郊緑地保全区域については、指定区域の一部の緑地が宅地化されています。
- 原野・草地は企業や大学等のグラウンドが宅地化されたことなどによって減少しています。
- 「水環境」としては、市を代表する資源である多摩湖、整備の進む空堀川など市街地を横断する河川や野火止用水などの水辺環境のほか、前川源流部の二ツ池公園や湧水を活用したピオトープなど多様な水資源に恵まれています。
- 道路の街路樹が整備され、市街地にうるおいのある都市景観を創出しています。また、「多摩湖自転車歩行者道」や「武蔵野の路」、「東やまと20景」等といった緑と水の資源に恵まれています。
- 市域全体の緑と水は、市北部の狭山丘陵及び多摩湖一帯に多く分布している状況にあります。河川や道路等によるネットワークが徐々に構築されつつあります。
- 現在、条例等による保存樹木・保存生垣の指定の推奨をしていますが、補助金を凍結しており、今後、財政状況を踏まえた指定の維持・推進策の検討が必要となります。
- そのほかに、緑と水を守り、育む取組みとして、市民と協働した美化活動や環境団体による緑と水の保全活動が行われています。

【緑の確保目標量について】

- 住民一人あたりの公園緑地等の都市施設の緑地面積は、平成10年の14.86㎡/人から、平成29年現在17.31㎡/人で、2.45㎡/人で増加していますが、平成30年の目標量には達していません。
- 東大和市内全体の緑地面積は、平成10年の528.40haから、平成29年現在507.85haで、20.55ha減少しており、平成30年の目標量には達していません。
- 緑地の主な減少要因は、制度上安定した緑地である生産緑地地区等（農地）と、社会通念上安定した緑地である企業や大学等のグラウンド（原野・草地）の減少が影響しています。

第4 緑と水の現況と課題

2 緑と水の課題

東大和市の「緑と水の現況」、「市の施策取組み状況」、「緑と水に関する市民ニーズ等からみた緑と水の課題」を抽出し、第一次計画の基本方針別に整理します。

<p>狭山丘陵の保全と活用について</p>	<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き継がれてきた狭山丘陵の緑と水の継承 	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭山丘陵における各種法規制の維持 効果を踏まえた保全制度活用の検討 利活用施設の整備の重点化（絞り込み） 市民協働の普及・啓発の一層の推進 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭山丘陵及び多摩湖の保全や質の向上、資源としての活用 観光まちづくりに寄与する緑と水の保全と活用 	
<p>水辺等の保全・活用について</p>	<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> 恵まれた水資源の保全及び整備 	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 利活用のための水辺環境の整備（親水河川化等） 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 都和連携した河川環境整備 水辺環境の質の向上、河川の利用環境の向上 緑や水を感じられる空間の創出 ホテルの生息環境や取組みの継続性等の検討 	
<p>農地の保全と活用について</p>	<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> 減少傾向にある農地の保全・活用 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民農園等の整備促進 まちなかの農地の効果的な活用 災害時協力農地の登録推進 生産緑地地区の活用や市民農園の整備 		
<p>樹林地の保全について</p>	<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹林・樹木の保全・活用に向けた補助金（凍結中）の復活やそれに代わる支援策の整備 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹林や樹木の保全等に関する支援制度の浸透 外来種対策の検討 生物多様性への配慮及び地球温暖化の緩和に寄与する緑と水の保全 		
<p>緑のリサイクルについて</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ニーズを踏まえた緑のリサイクルの一層の推進 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹林地の活用と保全の循環形成 生物多様性や資源循環の確保 		
<p>公園・緑地等の整備について</p>	<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な緑の適正な配置 施策の適切な評価や施策の実現性等を考慮した緑の確保目標量の設定 市北部の緑と水とのネットワークの構築 	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 官民間問わず様々な緑の適正な配置 特色のある公園の着実な整備 緑と水によるネットワークの将来像の設定と取組み 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 特色ある公園整備（再整備）の着実な推進 官民連携による公園や空き地の効果的な活用 公園の施設・植栽の適正な維持管理 適正な緑地の配置、多様な緑と水の確保 既存のサクラ等の花木や河川、用水も含めた緑と水のネットワークの形成 	
<p>公共施設の緑化について</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政状況や市民ニーズを踏まえた公共空間の緑化及び維持管理の推進 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活にうるおいや安らぎを提供する緑の創出と水辺空間の整備 街路樹の適正な維持管理 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 東大和の原風景を形成する緑と水の保全 	
<p>民有地の緑化について</p>	<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> 民有地の緑の保全・活用に向けた補助金の復活や支援策の整備 	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区計画制度や街づくり条例等による緑と花の緑化推進、補助金の復活、あるいはそれに代わる支援策の整備 	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 商店街や駐車場の緑化推進 	
<p>緑化重点地区について</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の施策展開（制度活用等）を見据えた新たな緑化重点地区の設定 		<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の地区を定める緑化重点地区の見直し 	
<p>市民・企業・行政の協働について</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑と水に関わる協働の取組みの一層の推進 緑と水に関わるボランティア組織の育成・支援 「環境緑化基金」の活用による自然環境の保護と市街地の緑化推進 緑と水に関するイベント等の継続的な開催 		<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> 若い世代や子育て世代を中心とした観察会・講習会等の参加機会の拡充・情報発信 活動団体のネットワーク形成 周辺自治体との広域的な連携 	

<div style="background-color: #90EE90; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 現況 …現況からみた課題	<div style="background-color: #4682B4; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 市 …施策の取組み状況からみた課題
<div style="background-color: #FF69B4; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 市民 …市民ニーズからみた課題（市民アンケート、改定懇談会、地域別懇談会）	

狭山丘陵の緑は、各種法規制によって保全され、緑の量・質ともに市民の満足度は高く、市民協働による管理や環境教育活動等も進んでいます。しかし、野鳥観察施設や野草園等の整備が進んでいません。狭山丘陵の緑の管理や資源の活用が重要であるとする市民が多く、さらなる取組みが求められています。

空堀川や奈良橋川の河川整備が進められています。また、湧水は生物の生息地として、保全や活用が行われており、量・質ともに市民の満足度が高くなっています。水辺の整備、水質浄化、市民の認知度も高く、重要度も高いことから、さらなる取組みが求められています。また、ホタルの回復等の取組みについては、生息環境の適切性等の検討も含めた取組みが求められています。

農地の減少傾向は続いており、農地や市民農園等が不足していると感じる市民が多くいます。一方で、農産物直売所や農家レストランのあるまちなかの農地など、農地の活用を通じた保全も市民から求められています。

条例で樹林地の保全等に対する支援制度を設けていますが、現在、補助金を凍結しており、今後、財政状況を踏まえた指定の維持・推進策の検討が求められます。また、支援制度に対する市民の認知度も低いことから、支援策の見直しやPR等が求められています。

剪定枝のチップ化や落ち葉の堆肥化等による緑のリサイクルは進んでいます。また、生物多様性や地球温暖化の緩和に寄与する雑木林の維持管理を通じた緑のリサイクル等も求められています。

（公園・緑地の整備） 公園は、市民ニーズに合わせた整備の取組みが進んでいます。しかし、都市公園・緑地の体系的な配置は進んでおらず、都市計画決定した公園でも未整備の公園があります。また、市民一人あたりの公園・緑地等の確保目標量は未達成の状況であり、指標や目標量の見直しが必要です。特色ある公園整備や公園の再整備、公園・緑地等の面積確保や適正配置は重要であるとする市民が多いほか、公園・緑地等の整備における空き地の活用、官民連携によるカフェ・レストランの導入なども市民から求められています。

（緑と水のネットワークの形成） 道路整備のほかに河川整備が着実に進められており、公園・緑地等をつないで利用を促進する取組みを重要とする市民が多く、既存の桜等を活かしたネットワークの形成や市北部の緑と水の拠点につながるような河川や用水も含めたネットワークの形成が求められています。

公共施設の緑化は着実に進んでいます。季節感の演出や特色ある緑化は進んでいません。やまも通りやハミングロード等で特色ある街路樹の整備を進めていますが、街路樹や公園施設の適正な維持管理を求める意見もあります。緑と水には、生活にうるおいや安らぎを与える場としての役割を求める市民が多く、緑と水を感じられる空間が求められています。また、子どもたちに残したい原風景の形成・継承に寄与する役割も求められています。

民有地の緑化は、地区計画制度や街づくり条例等によって進めています。しかし、商店街や駐車場の緑が、量・質ともに不足・不満と感じている市民が多いことから、民有地の緑と花による緑化支援策の見直し求められています。

特定の地区を定めて緑地の整備等を重点的に推進する取組みの重要度は低いとする市民が多い一方で、都市緑地法改正により導入された「市民緑地認定制度」の活用には、緑化重点地区等の指定が前提条件になっています。

（協働の推進） 市民との協働による樹林地や河川の維持・保全、公園や道路、駅前広場等での緑化が進められています。一方で、多くの市民はボランティアに参加しておらず、新たなボランティアの育成が進んでいません。しかし、機会があれば参加したいと考えている市民が一定程度いることから、緑と水に関わる協働の取組みの推進とボランティア組織の育成・支援が求められています。

（緑の取組みの市民への浸透） 緑の基本計画をはじめ、市の緑と水の取組みに対する市民の認知度が非常に低い状況にあります。協働を進めるためにも「環境市民の集い」等のイベントの開催や市のホームページなどを活用する等、市の緑と水の取組みに関する積極的な情報発信が求められています。

ふるさとの緑と水をまもる

緑の拠点とネットワークをつくる

緑あふれるまちをつくる

市民・企業・行政の協働

第4 緑と水の現況と課題

前頁の「緑と水の課題」と「緑と水の取り巻く環境の変化」から、今後の取組み課題を以下のとおり整理し、「改定における視点」を抽出します。

緑と水を取り巻く環境の変化（P12）

ふるさとの緑と水をまもる

「保全」に加えて「活用」の視点強化／「生物多様性」や「地球温暖化の緩和」への寄与

- ①狭山丘陵や多摩湖を、市を代表する資源として観光まちづくりなどへの活用に努める必要があります。
- ②国・都・市の定める法規制を維持し、新たな保全制度等の活用について、効果を踏まえた検討が必要です。
- ③進んでいない施設整備の重点化（絞り込み）による着実な整備が必要です。また、市民参加による樹林管理が進んでおり、自然環境調査等を含めた一層の推進が必要です。
- ④水辺の整備、水質浄化、ホタルの回復等の水辺環境の保全・活用のさらなる取組みが必要です。
- ⑤市街地の貴重な緑地として、まちなかの農地の効果的な活用（農産物直売所、農家レストラン等）が必要です。
- ⑥財政状況を踏まえ、樹林地の保全に向けた支援策の検討が必要です。
- ⑦生物多様性の確保、地球温暖化の緩和等に寄与する樹林地の保全・活用や資源循環が必要です。

緑の拠点とネットワークをつくる

「緑」に加えて「水」の視点強化／「官民連携」による「多様な緑」の創出

- ①「東大和市特色ある公園整備基本方針」に基づく特色ある公園整備の着実な推進が必要です。また、併せて市民ニーズを踏まえた再整備や運営管理が必要です。
- ②新規整備の難しい都市計画公園・緑地だけでなく、官民連携により、民有地も含めた多様な緑の創出が必要です。
- ③実現性等を考慮した緑の確保目標量やその他指標の設定が必要です。
- ④市北部の緑と水の拠点につながっていくような河川や用水も含めた「緑と水のネットワーク」の将来像の設定と実現に向けた取組みが必要です。
- ⑤多様な緑を把握し、防災まちづくり等に活用する必要があります。

緑あふれるまちをつくる

「緑」に加えて「花」の視点強化／「緑化支援策」の整備／「原風景」の保全・継承

- ①財政状況や市民ニーズを踏まえた公共施設の緑化が必要です。
- ②街路樹や公園の植栽、遊具などの公園施設の適正な維持管理が必要です。
- ③商店街や駐車場等の民有地の緑や花による緑化を促すような支援方策等の検討が必要です。
- ④日常生活においてうるおいや安らぎを提供する緑の創出と水辺空間の整備が必要です。
- ⑤子どもたちに残したい原風景を形成する緑と水の保全・継承が必要です。
- ⑥特定の地区を定める緑化重点地区指定の見直しが必要です。

市民・企業・行政の協働

「協働」の深化／「情報発信・PR」の強化

- ①緑と水に関わる協働の取組みの一層の推進が必要です。
- ②「緑のボランティア」を中心とした緑と水に関わるボランティア組織の育成・支援が必要です。
- ③ボランティア活動等に関する情報発信の強化や活動組織のネットワーク形成が必要です。
- ④緑と水の取組みなどに関する情報発信・PRの強化や普及・啓発に関わるイベント等の継続的な開催が必要です。

改定における視点

- ①緑と水の資源を保全するとともに、交流人口[※]の増加に寄与するよう積極的に活用を図る計画とします。
- ②農地を市街地の貴重な緑として積極的に保全・活用を図る計画とします。
- ③樹林地の保全・活用による生物多様性の確保や資源循環による地球温暖化緩和に資する計画とします。
- ④公園・緑地だけでなく、多様な緑の創出と水辺空間の整備を図る計画とします。
- ⑤河川や用水も含めた緑と水のネットワークの形成を図る計画とします。
- ⑥緑や花による緑化の推進を図る計画とします。
- ⑦緑と水に関する広範な取組みにおいて、市民・市民団体・企業等との協働を深める計画とします。

※交流人口とは、市外から市内に何かしらの目的で訪れる人口（観光客や短期滞在者）のことで、「定住人口」に対する概念

第5 緑と水の将来像と基本方針

- 1 計画の基本理念
 - 2 緑と水の将来像
 - 3 緑と水の基本方針
 - 4 計画の構成
 - 5 計画のフレーム（人口と市街地の規模）
 - 6 計画の目標（緑地の確保目標量）
-

第5 緑と水の将来像と基本方針

1 計画の基本理念

第一次計画の基本理念を継承し、以下のとおり定めます。

基本理念

狭山丘陵の自然と歴史に育まれた緑と水を守り
市民・企業・行政の協働により
うるおいと安らぎのあるまちを創ります

【緑と水の資源の保全・活用】

東大和市には、広域的な緑と水の拠点となる狭山丘陵があります。この狭山丘陵の貴重な緑と水の資源を保全していきます。また、保全に支障のない範囲で、市民及び来訪者の観光・レクリエーションの場としての活用を推進し、交流人口の増加を図っていきます。

【生物多様性の確保や地球温暖化の緩和】

緑は、単独で存在しているのではなく、そこに生息する様々な生き物や水（河川、湧水、地下水など）と深く関わり合い、自然の生態系を成立させ、生き物とのふれあいの場となっています。都市における自然の生態系を保全するためにも、緑と水の保全・活用による生物多様性の確保や資源循環による地球温暖化の緩和を図っていきます。

【歴史と暮らしに育まれた緑の保全・活用】

緑は、昔からの暮らしと結びつきながら、存在してきました。青梅街道・都道 128号線（（通称）志木街道）沿いの地域には、社寺境内地や文化財等の歴史資源が緑と一体となって多く存在しています。こうした歴史と暮らしに育まれた緑の保全・活用を図っていきます。

【市街地の貴重な緑である農地の保全・活用】

農地は、市街地の中の緑の1つとなっており、緑のオープンスペースとして、重要な役割を果たしています。農地を大切に、農家の協力のもと、市街地の貴重な緑として積極的に保全・活用を図っていきます。

【緑と水のネットワークの形成】

公園や緑地だけでなく、河川等もネットワークに組み入れることにより、それらの機能を十分に発揮します。このため、河川や用水も含めた緑と水のネットワークの形成を図っていきます。

【緑と花による緑化】

緑と花は、まちの個性と魅力を創造する大事な要素でもあります。四季に移りゆく緑と花は、まちに彩りを添えてくれます。まちの季節感を大切に、緑と花による緑化を図っていきます。

【市民・市民団体・企業等との協働】

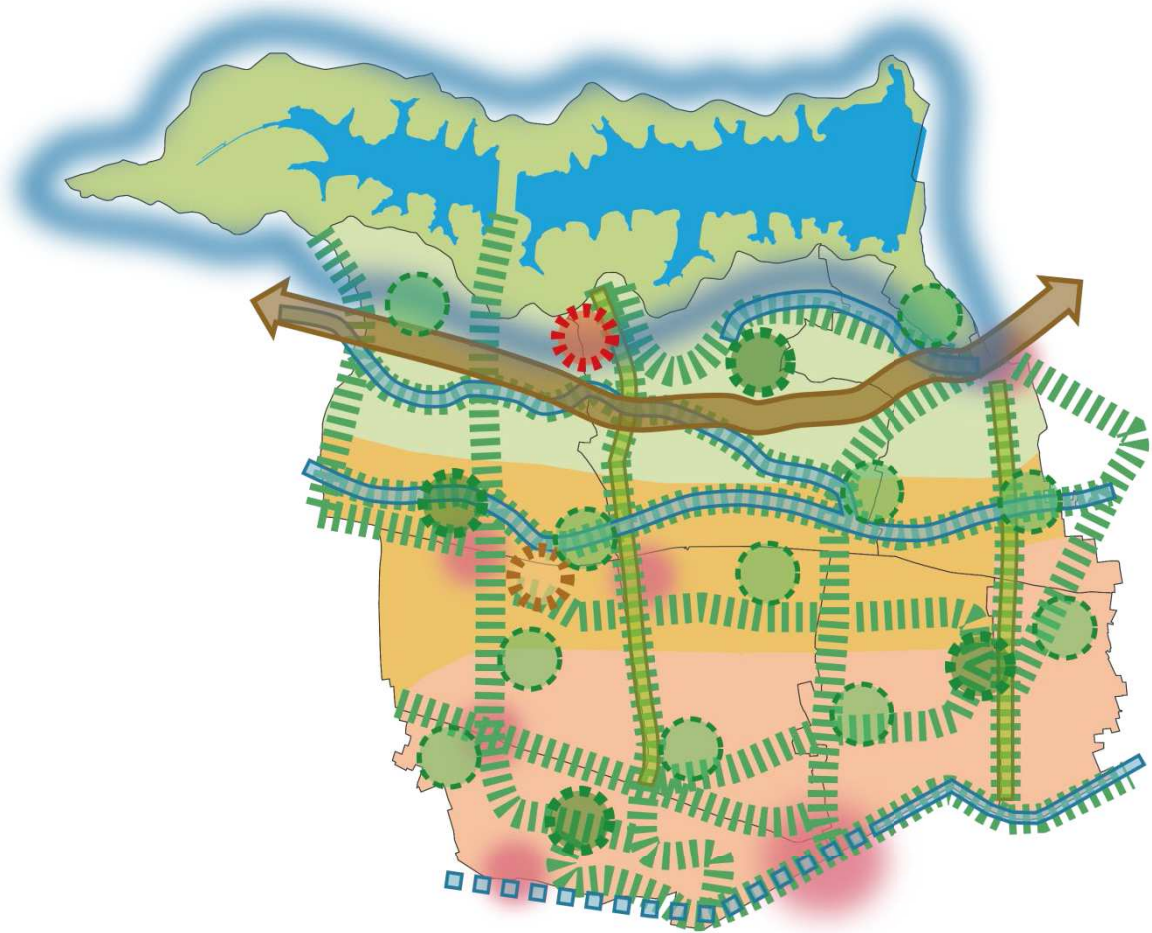
市民・市民団体・企業等と行政が緑と水を地域の共有財産と認識し、緑と水に関する広範な取組みにおいて、理解・協働を深め、誇りや愛着を持って次世代に引き継いでいきます。

2 緑と水の将来像

第一次計画の緑と水の将来像を基本とし、「東大和市都市マスタープラン」等の改定を踏まえ、以下のとおり定めます。

緑と水の将来像

「緑と水の都市」



■拠点	■緑の拠点	■軸	■ゾーン
緑と水の拠点	緑の拠点	ふるさとらしさを保全する軸	緑のふるさとゾーン
歴史・ふるさとの拠点	地域の緑の拠点	水と緑の景観軸	農とのふれあいゾーン
農の拠点		緑の景観軸	緑のまちなみゾーン
	生活心	■ネットワーク 緑と水のネットワーク	※凡例の説明は次頁に示す

東大和市の目指す緑と水の将来像は、基本的には緑の「拠点」を配し、それを街路樹や緑、河川や用水を含めた「ネットワーク」で結ぶ構造にしています。それに加えて、「軸」を通すと同時に、面的な「ゾーン」を配します。

第5 緑と水の将来像と基本方針

■拠点

拠点には、「緑と水の拠点」「歴史・ふるさとの拠点」「農の拠点」があります。

「**緑と水の拠点**」は、狭山丘陵や多摩湖の緑と水を中心とした東大和市の中心的な核となる大きな拠点です。

「**歴史・ふるさとの拠点**」は、東大和市狭山緑地内の郷土博物館を中心とするエリアです。

「**農の拠点**」は、東大和ファーマーズセンターを中心とするエリアです。

■緑の拠点

市街地の中に「緑の拠点」「地域の緑の拠点」をつくります。

「**緑の拠点**」は、4つの主な都市計画公園を位置づけています。

「**地域の緑の拠点**」は、地域の拠点となる都市公園、こども広場、生産緑地地区、市民農園等を位置づけます。

■軸

軸には、「ふるさとらしさを保全する軸」「水と緑の景観軸」「緑の景観軸」があります。

「**ふるさとらしさを保全する軸**」は、青梅街道・都道128号線（通称）志木街道が位置づけられています。この軸については、長年にわたり培われた風土を守りつつ、歴史的・文化的な資源や自然的なふるさとの景観を保全・創出していくための軸とします。

「**水と緑の景観軸**」は、空堀川、奈良橋川、前川、野火止用水を位置づけ、河川の親水化をはじめ、河川を活かした自然の回復や水のある景観を創出するための軸とします。

「**緑の景観軸**」は、南北を結ぶ景観軸として、立3・4・22号清水野火止線、立3・4・29号立野線を位置づけ、道路緑化の充実や自転車走行への配慮により快適な交通環境の整備と、「緑と水の拠点」及び「水と緑の景観軸」を結ぶ軸とします。

■生活心

「**生活心**」は、交通、商業、業務、文化、福祉などの機能が充実した人々の多様な活動や交流となるエリアです。

■ネットワーク

「拠点」「緑の拠点」「地域の緑の拠点」「生活心」を相互に結び、市全体にネットワークを位置づけます。

「**緑と水のネットワーク**」は、緑道、歩行者道、街路樹の整備された歩道、河川の管理用通路などでつなぎ、徒歩あるいは自転車等で快適に移動できるものとします。

■ゾーン

ゾーンには、「緑のふるさとゾーン」「農とのふれあいゾーン」「緑のまちなみゾーン」があります。

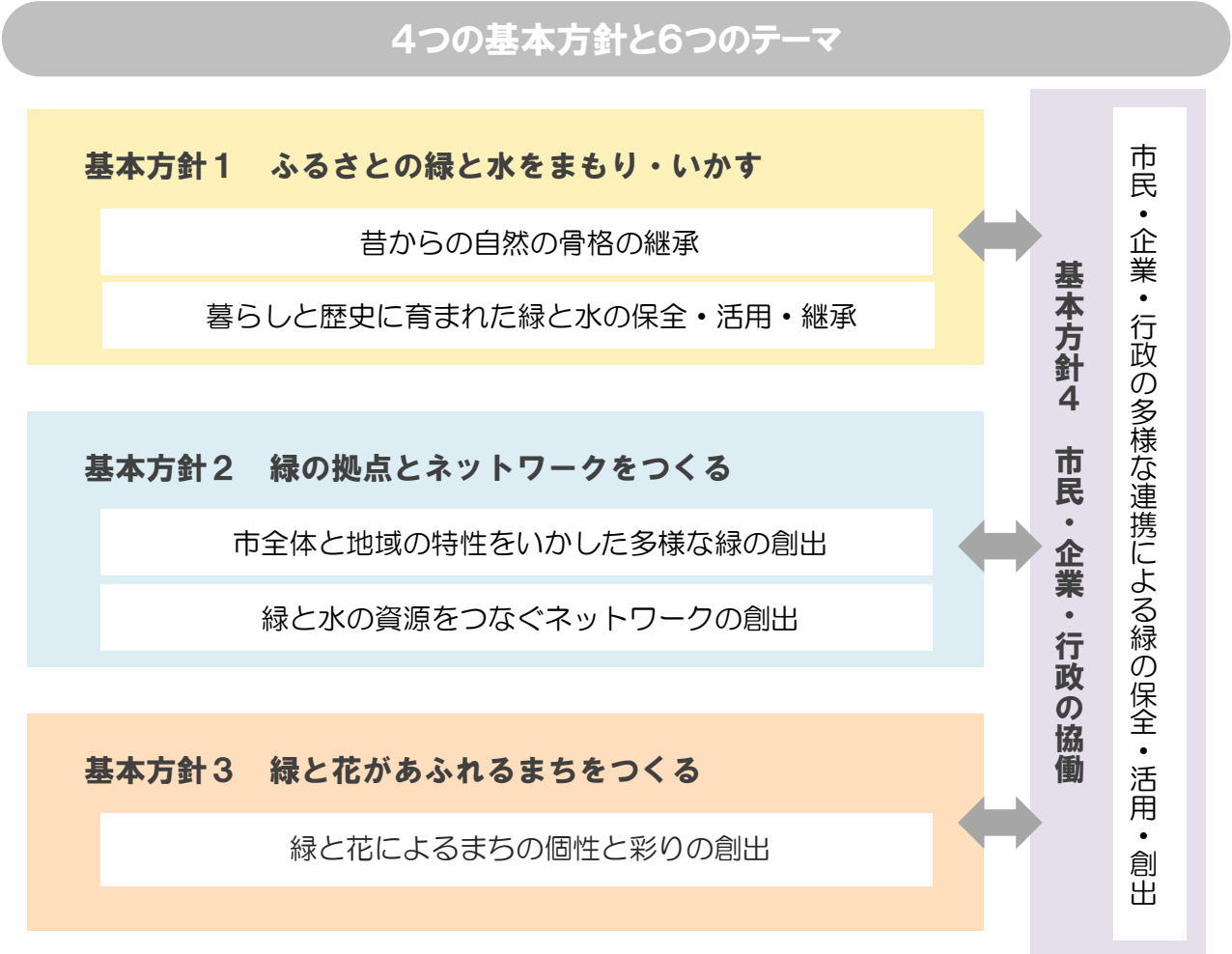
「**緑のふるさとゾーン**」は、青梅街道・都道128号線（通称）志木街道の「ふるさとらしさを保全する軸」を中心とするエリアを位置づけます。このゾーン内には、社寺境内や文化財、それらと一体となった緑、湧水などがあり、東大和市の歴史的風土を醸し出しています。こうした緑と一体となって存在している歴史的な風土を将来にわたり、大切にしていきます。

「**農とのふれあいゾーン**」は、武蔵野台地の農地が多く残っているゾーンで、農地の保全に特に留意し、東大和市ファーマーズセンターを中心に農とのふれあいをつくるゾーンとします。

「**緑のまちなみゾーン**」は、市南部のみどり率が比較的低い地域で、公共空間や民有地の緑化を積極的に進め、緑の豊かさとまちにうるおいをつくるゾーンです。

3 緑と水の基本方針

東大和市の緑と水の将来像の実現に向けて、取り組むべき緑と水の保全・活用及び緑化について、4つの基本方針と6つのテーマを以下のとおりとします。

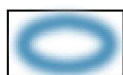
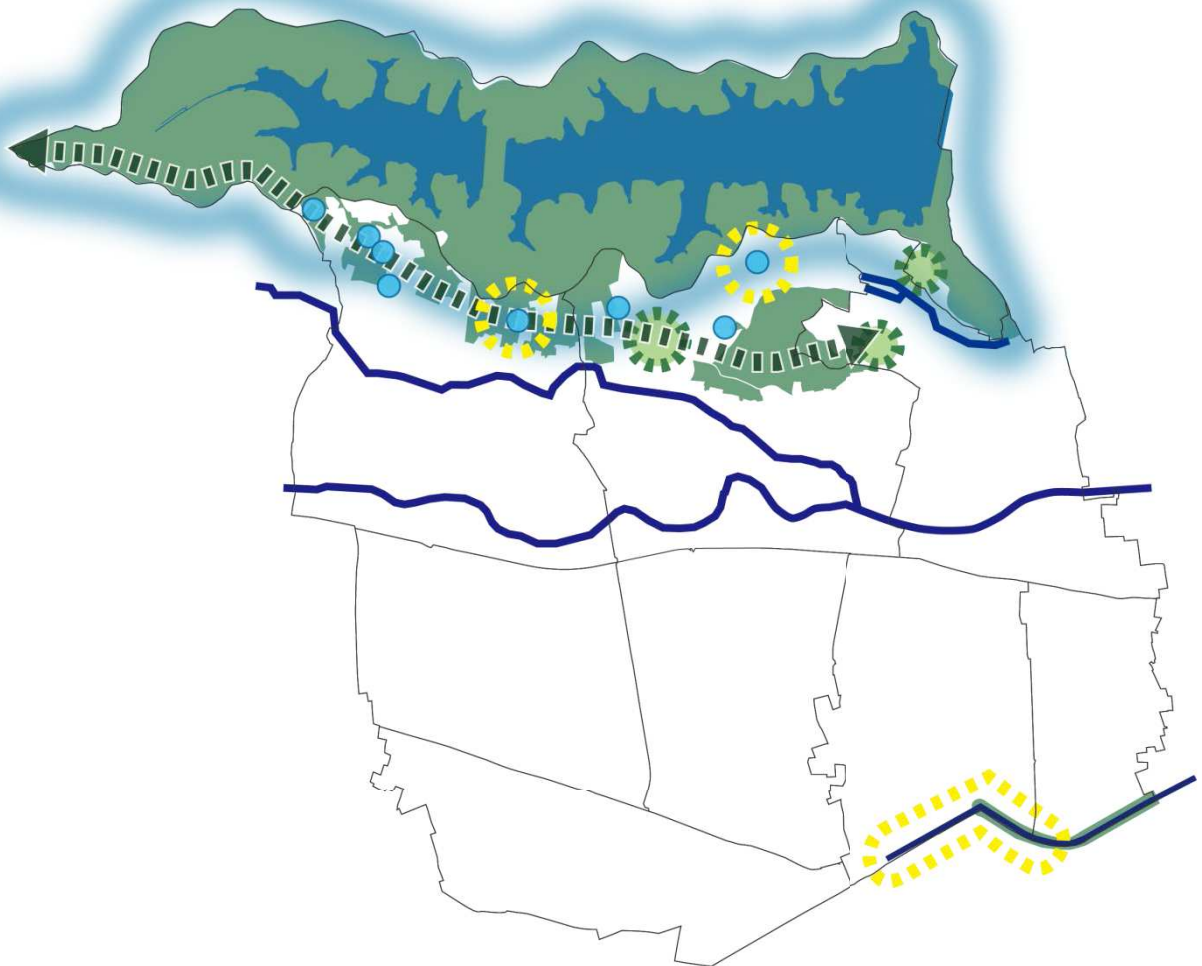


基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす

「昔からの自然の骨格の継承」と 「暮らしと歴史に育まれた緑と水の保全・活用・継承」

市の北部に位置する緑豊かな狭山丘陵は、昔からの東大和の代表的な原風景です。狭山丘陵は、東大和の成り立ちの原点であり、かつて人々はここを拠点として生活し、時代を経て南部に移動してきた経緯とともに、自然と人との共生体験の場となる貴重な環境資源となっています。また、河川、湧水等の水辺は、生き物とふれあうことのできる場となります。

このような視点から、自然の骨格の継承に努め、東大和の重要な緑と水の資源を保全・活用・継承していきます。



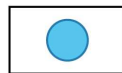
狭山丘陵の骨格
として重要なエリア



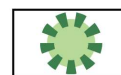
緑地・湖面の保全・活用



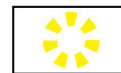
河川等の保全・活用



湧水の保全・活用



狭山丘陵の民有緑地の保全



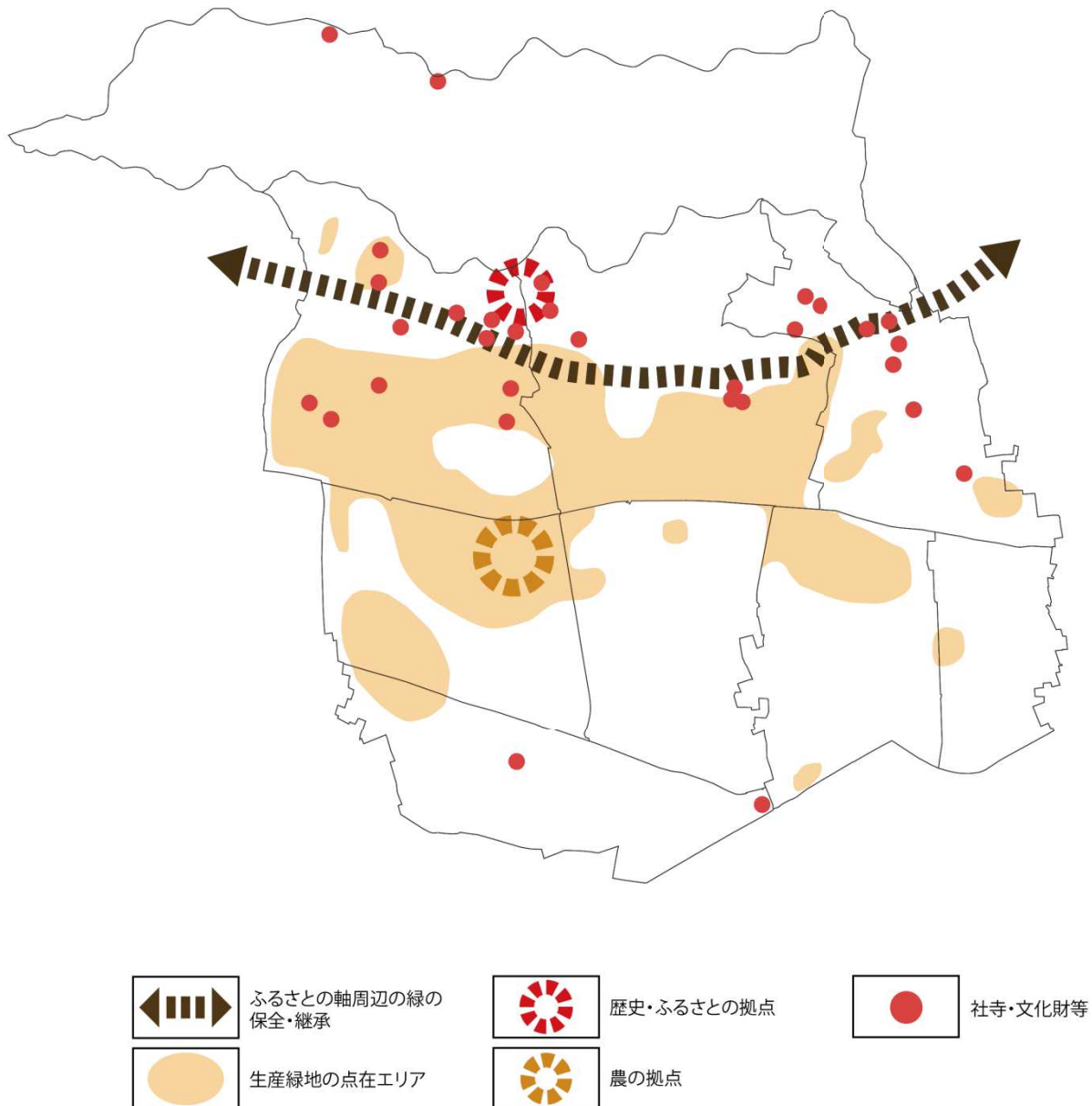
ホタル・トウキョウ
サンショウウオの保全・回復



狭山丘陵の緑の連続

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす

緑は、地域に生活してきた人々の暮らしに密接に関わり、存在してきました。市街地において都市公園・緑地とともに、農地も重要な環境資源として位置づけ、周辺の地域環境との調和を図り、保全・活用していきます。また、市街地に残された社寺・文化財等と一体となっている緑や保存樹木、屋敷林等の東大和の原風景を形成する緑の保全に努めます。

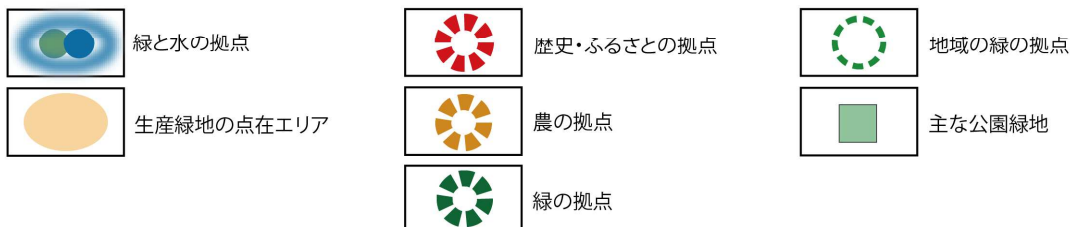
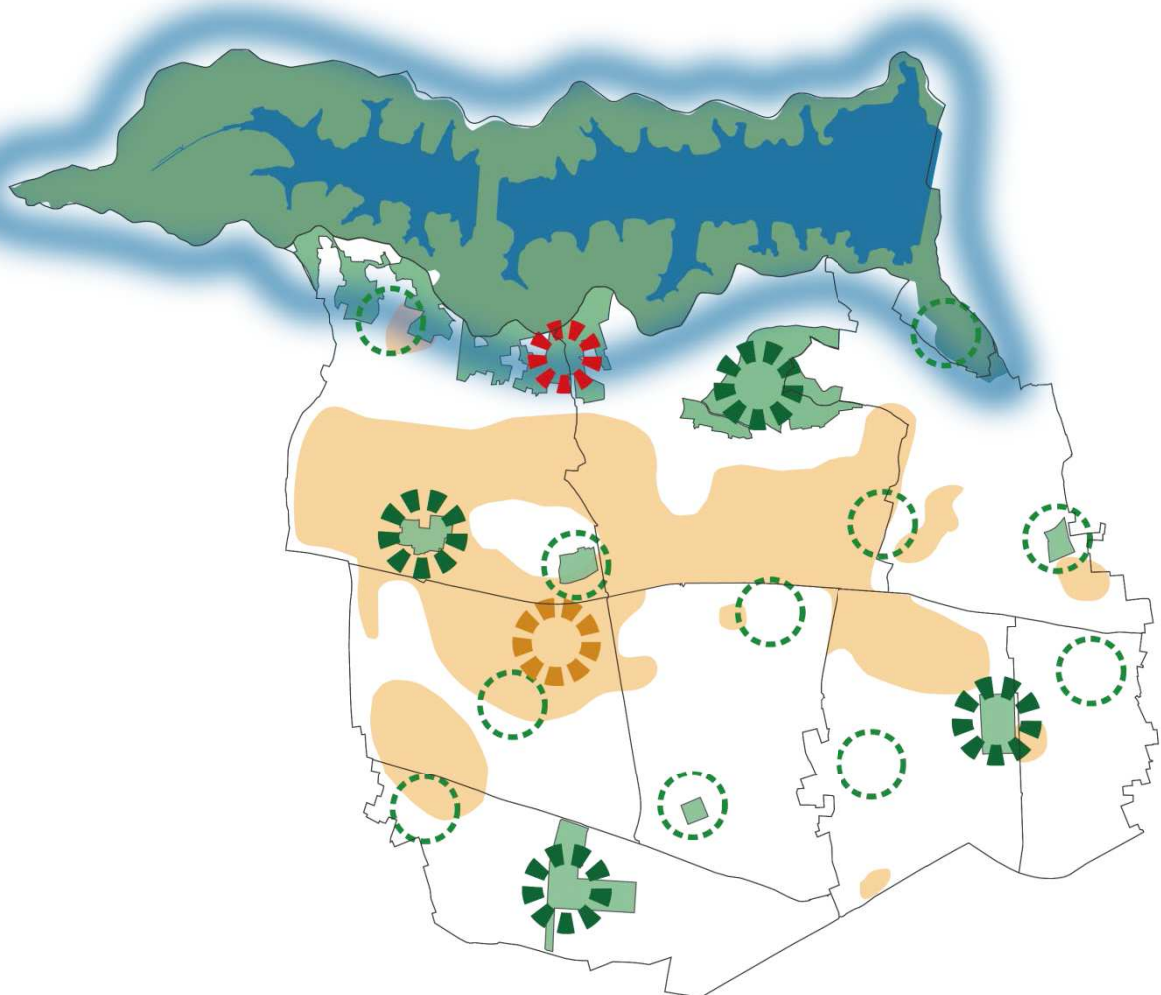


基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる

「市全体と地域の特性をいかした多様な緑の創出」と 「緑と水の資源をつなぐネットワークの創出」

東大和には、大きくまとまった緑の残る丘陵部、歴史的資源の集積する丘陵のふもと、農地がまとまっている市中央部、市街地の進展により農地の減少が顕著な南部など、地域ごとに特性が見られます。また、それぞれの緑の資源は、広域的に利用される緑から、地域の活動の中心となる緑、身近なふれあいの場となる緑まで、様々な性格を備えています。今ある公園や緑地等の更新・再整備にあたっては、市民ニーズを踏まえて、それぞれ個性を持たせることで地域の活性化を図っていく特色ある公園づくりを進めていきます。

それぞれの地域の特性を活かし、各地域の緑の拠点を市全体からみて、都市環境の保全、スポーツ・レクリエーション、防災及び景観の機能に配慮しながら、多様な緑の空間を配置します。

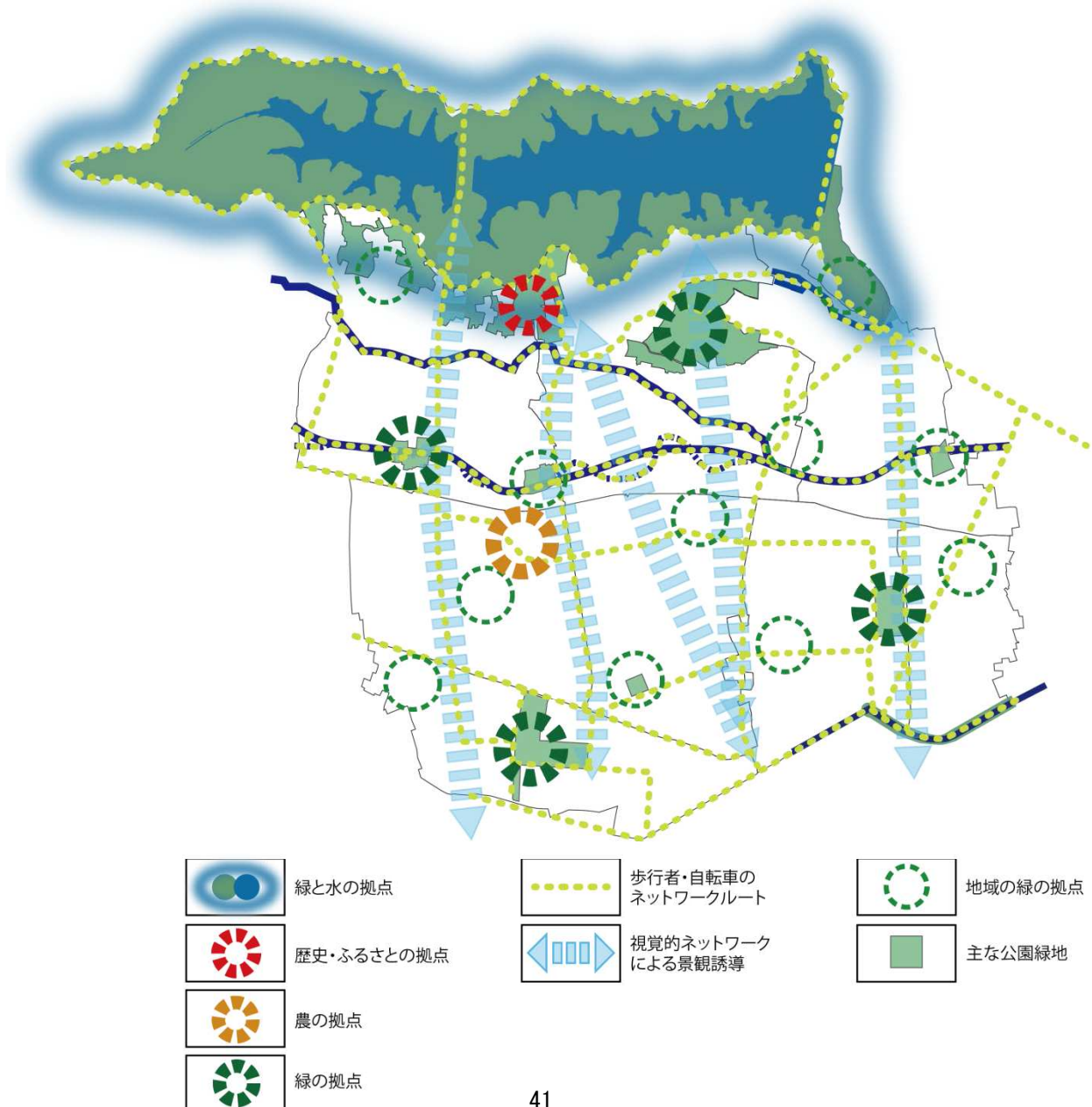


基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる

豊かな緑と水を守り育む快適なまちづくりを進めるため、緑の拠点やその他の様々な資源を既存の歩行者・自転車道や緑道、街路樹の整備された歩道、河川の管理用通路でつなぎ、効果的なネットワークを形成していきます。また、既存のサクラを活かしつつ、公園・緑地をはじめ、緑道や街路樹、河川など、サクラ等花木でつながるネットワークを形成していきます。

河川や用水等は、生き物の生息地や移動空間としての生態的な連続性も意識しながら、身近なところで生き物と触れ合えるよう水辺空間を維持していきます。

こうした緑と水のネットワークを活用し、市南部から市北部の狭山丘陵の緑へと人々を誘導していきます。



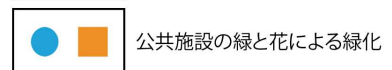
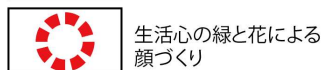
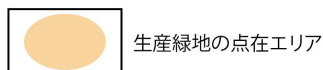
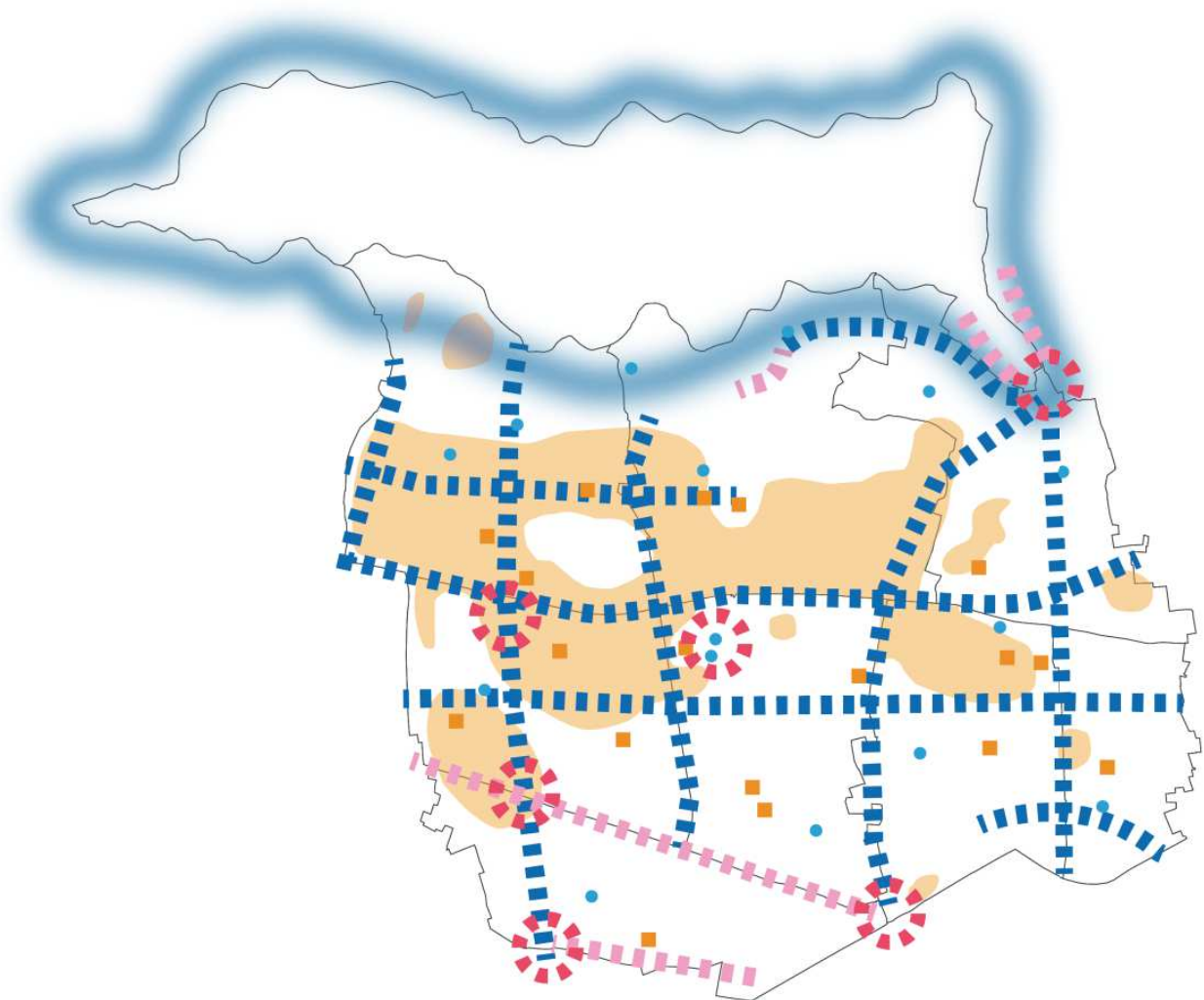
基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる

緑と花によるまちの個性と彩りの創出

緑と花はまちを修景する大切な要素です。公園・緑地、道路等にサクラ等の花木の植栽や花壇を整備・更新することなどによって、まちに個性や彩りを創出することができます。また、それらを適正に維持管理することで、良好な景観形成と安全確保を図ります。

東大和のまちの顔である駅周辺では、緑と花による修景を工夫し、個性あるまちの顔を作っていきます。

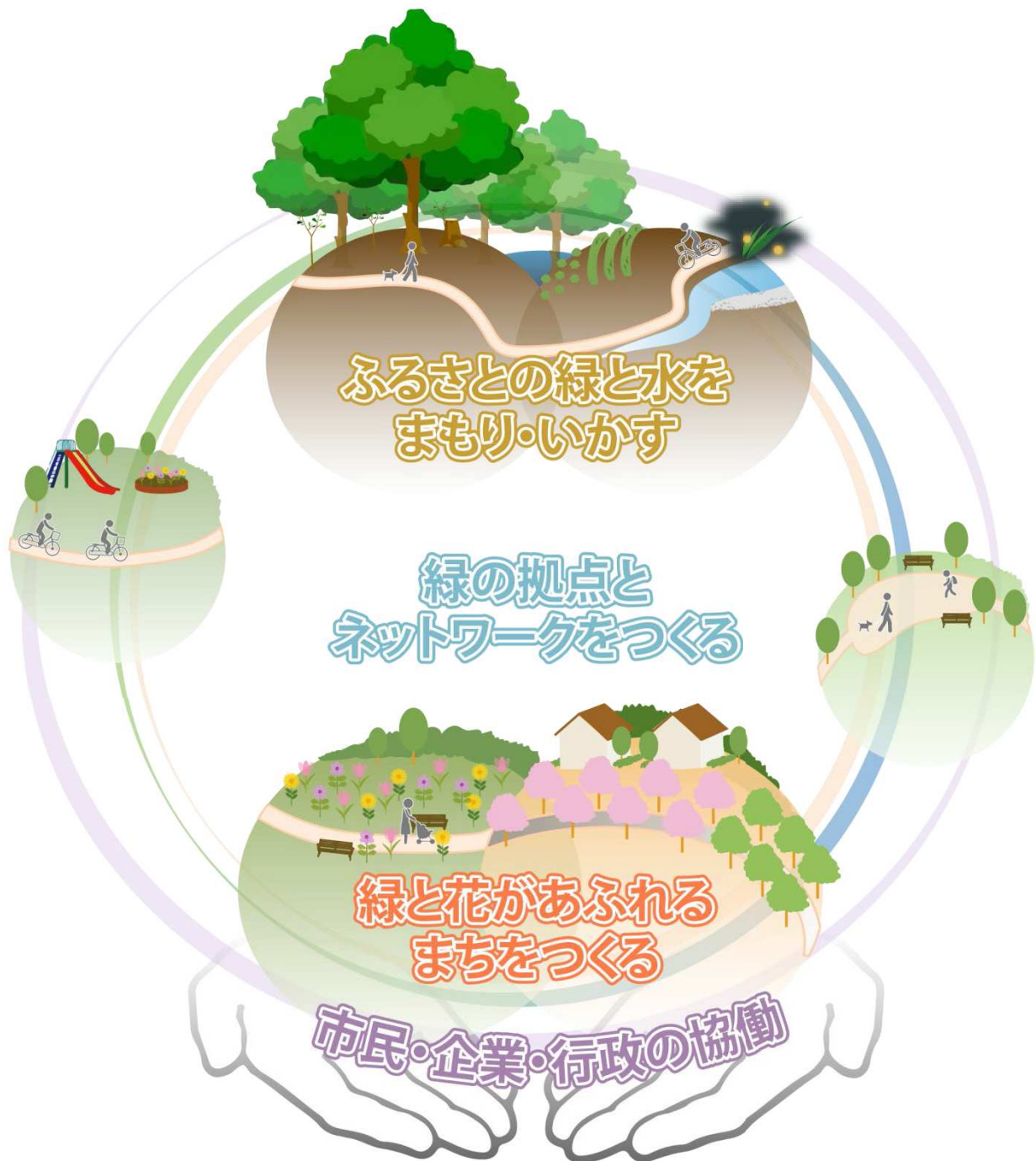
こうした緑と花あふれるまちづくりを進めるため、市内全域を緑化重点地区に位置づけます。



基本方針4 市民・企業・行政の協働

市民・企業・行政の多様な連携による 緑の保全・活用・創出

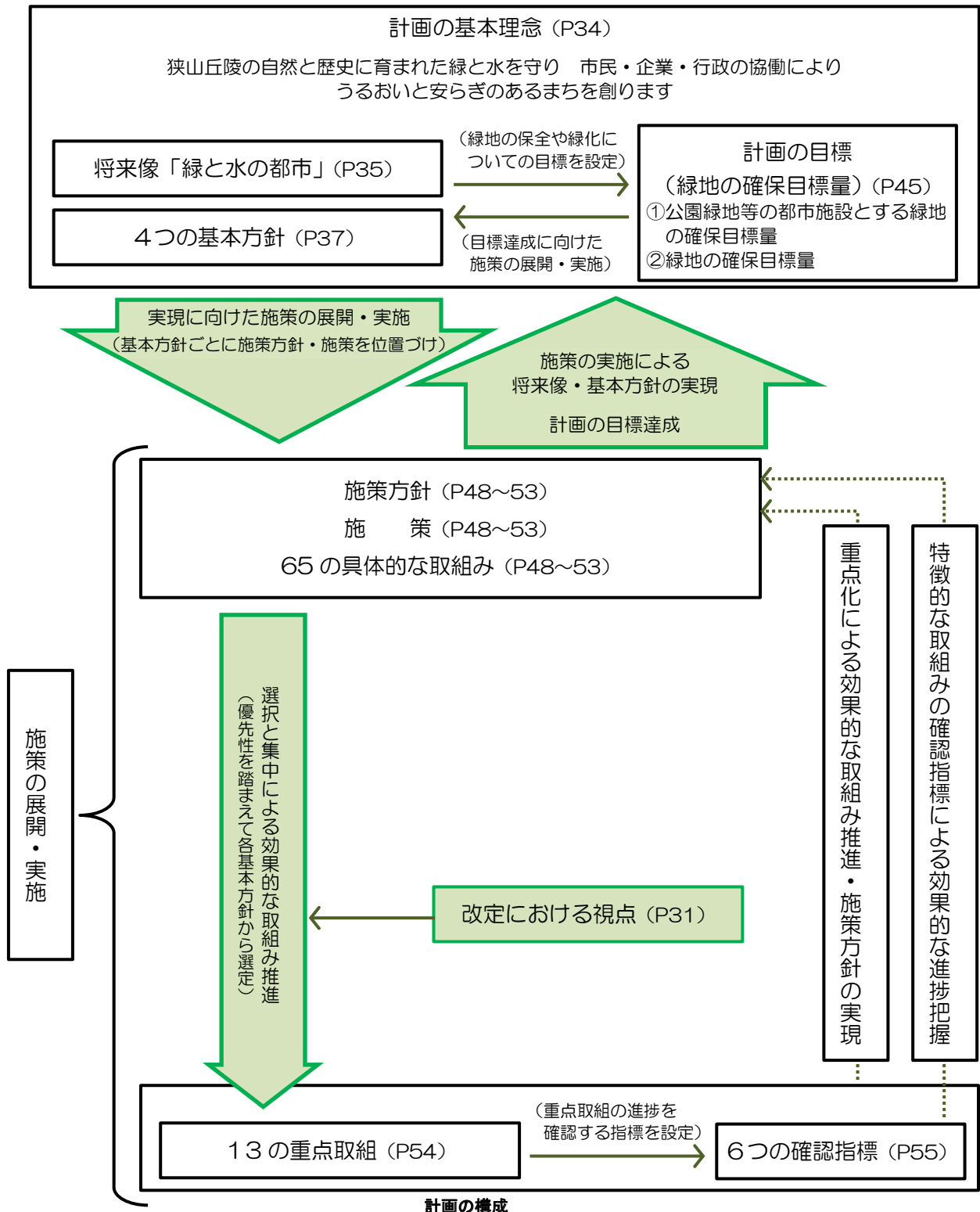
まちに生活する人々や働く人々が、緑を地域の共有財産として認識し、市民・企業・行政が多様な連携を行い、時代にあった緑を保全・活用・創出していくとともに、愛着を持って次世代に引き継いでいきます。



4 計画の構成

本計画は、基本理念を踏まえた将来像と基本方針の達成状況を確認する「計画の目標（緑地の確保目標量）」を設定します。

将来像及び基本方針の実現、さらには計画の目標達成の実現に向けて、「施策方針・施策」、「具体的な取組み」などを位置づけて施策の展開を図ります。また、優先的に取り組む「重点取組」の選定と、その進捗を把握する「確認指標」を設定し、効果的な「施策方針・施策」の展開を図るとともに、「具体的な取組み」全体の推進を牽引していきます。



5 計画のフレーム(人口と市街地の規模)

将来の人口、市街地の規模等のフレームについて、以下のとおり設定します。

本計画における将来人口の見通しを、平成27年10月策定の「東大和市人口ビジョン」から推計します。また、市街化の現況及び市街化調整区域の規模を以下のとおりとします。

年次	現況	中間年次	目標年次
	平成29(2017)年	平成35(2023)年	平成40(2028)年
人口	約84,800人	約85,600人	約85,400人
市街化区域面積	989ha	989ha	989ha
市街化調整区域面積	365ha	365ha	365ha
市域面積	1,354ha	1,354ha	1,354ha

※目標年次の人口は、東大和市人口ビジョン(平成27年)から推計したものです。

6 計画の目標(緑地の確保目標量)

緑の将来像と基本方針の実現を目指した取組みを進めるためには緑の保全及び創出による量の確保が欠かせません。そこで、本市の財政状況や市街化の状況、さらには、すでに人口が減少し始めている状況などを踏まえて、公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標量を定めます。第一次計画では、公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標量を「都市計画決定面積」としていましたが、公園整備などの取組みの成果が評価されるように、本計画では「供用面積」を採用します。また、公園緑地等の都市施設とする緑地、制度上安定した緑地及び社会通念上安定した緑地を合わせた緑地の確保目標量を次頁のとおり定めます。なお、都市計画決定された公園・緑地のうち未供用区域については、公園・緑地としての整備が一定程度担保された土地であるため制度上安定した緑地に含めるものとします。

また、東京都・特別区・市町村で策定している「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」、平成23(2011)年12月において示している優先整備区域の設定と整合を図り、計画期間を考慮して、それぞれの確保目標量を定めます。

目標1 公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標量*

【目標設定の考え方】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」で示した優先整備区域(うち、未供用の東大和緑地の約40,000㎡)の中間年次までの整備・供用を目指します。
[優先整備区域]: 東大和緑地: 約40,000㎡
- 以下の公園や広場など(約25,000㎡)の整備を計画期間内に進めます。
[東京街道団地の公園・広場]: 約22,000㎡(公園: 約10,000㎡、広場: 約12,000㎡)
[その他]: 約3,000㎡(空堀川旧河道、民間宅地開発等にもなって整備される提供公園等)

表. 計画の目標値

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	計画の目標値 平成40(2028)年
人口	約84,800人	約85,600人	約85,400人
市域	8.43㎡/人	8.82㎡/人	9.14㎡/人
都市施設とする緑地の確保面積	約715,100㎡	約755,100㎡	約780,100㎡
市街化区域	6.11㎡/人	6.52㎡/人	6.83㎡/人
都市施設とする緑地の確保面積	約518,400㎡	約558,400㎡	約583,400㎡

※市民一人あたりの供用面積とする。

※内訳は本計画「資料」の「4 計画の目標(目標1及び目標2)内訳」(p113)の内訳表を参照

目標2 緑地の確保目標量※

【目標設定の考え方】

- 市民緑地（もしくは認定市民緑地）第一号の指定を計画期間内に目指します。確保量として、都内で既に指定されている市民緑地の1箇所あたり平均面積の確保を目安とします。
[市民緑地（もしくは認定市民緑地）]
約 1,500 m²（都内で既に指定されている市民緑地の1箇所あたり平均面積：
都内の総指定面積 86,017.37 m² / 指定数 61 箇所 = 1,410 m²（約 1,500 m²）
- 民間宅地開発等における自主管理公園の設置を見込みます。確保量は過去の設置実績を踏まえて以下のとおりとします。
[自主管理公園]
約 400 m²を中間年次まで、計画期間内に延べ約 800 m²の確保を目指します。
（過去 10 年間の設置実績と同等の面積）
- 第一次計画の期間中における生産緑地減少率を維持しつつ、特定生産緑地*への8割の移行を目指します。
[第一次計画の期間中における生産緑地減少率]
平成 10 年から平成 29 年の 19 年間の年平均減少率：旧法 1.89%、新法 1.28%
- なお、目標①の公園緑地等の都市施設とする緑地の確保量は増加していますが、この増加分は、既に「確保目標量の現況値（平成 29 年）」である 507.85ha に含まれているため、緑地の確保目標量全体の増加につながるものではありません。また、生産緑地は減少することを前提としています。
- このため、緑地の確保目標量はマイナス目標となっていますが、出来る限り緑地の減少を抑えることを目指し、496.55ha 以上とします。

表. 計画の目標値

	現況値 平成 29(2017)年	中間年次目標値 平成 35(2023)年	計画の目標値 平成 40(2028)年
確保目標量	507.85ha	498.25ha	496.55ha 以上
市域面積に対する割合	37.51%	36.80%	36.67%以上
市域面積	1,354ha	1,354ha	1,354ha

※公園緑地等の都市施設とする緑地、制度上安定した緑地、社会通念上安定した緑地を合わせた面積
※内訳は本計画「資料」の「4 計画の目標（目標 1 及び目標 2）内訳」（p113）の内訳表を参照

- * 生産緑地地区の都市計画の告示日（以下「都市計画決定」とする。）から 30 年経過後は、いつでも買取り申出が可能となることから、従来適用されていた税制特例措置が変わり、買取り申出をするまでは行為制限のみが継続され、固定資産税等の税制特例措置がなくなります。
生産緑地地区の都市計画決定から 30 年経過後も、従来適用されていた税制特例措置を受けるためには、生産緑地地区の所有者等の意向をもとに、市が生産緑地地区を特定生産緑地に指定する必要があります。
特定生産緑地の指定は、生産緑地地区の都市計画決定から 30 年経過前までに受ける必要があります。30 年経過後は特定生産緑地の指定ができなくなります。

第6 将来像を実現するための計画

- 1 施策の体系
 - 基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす
 - 基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる
 - 基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる
 - 基本方針4 市民・企業・行政の協働
 - 2 選択と集中による効果的な取組みの推進
 - 3 基本方針別の具体的な取組み
 - 4 計画の推進に当たって
-

第6 将来像を実現するための計画

1 施策の体系

緑と水の将来像、計画の目標達成の実現に向けて、4つの基本方針ごとに、施策方針・施策を位置づけます。

基本方針	施策方針	施策
1 ふるさとでの緑と水をまもり・いかす 「昔からの自然の骨格の継承」と「暮らしと歴史に育まれた緑と水の保全・活用・継承」	① 狭山丘陵の緑の保全・活用	(1) 狭山丘陵の緑の計画的な保全・活用 (2) 狭山丘陵の生態系の保全・回復 (3) 林間レクリエーションゾーンとしての活用
	② 水辺の保全・活用	(1) 水辺空間の整備・保全・活用 (2) 湧水の保全
	③ 生物多様性の保全・回復	(1) 多様な生物の生息環境の保全・回復
	④ 農地の保全・活用	(1) 農地の保全 (2) 農地を活かしたまちづくり
	⑤ 多様な緑空間の活用	(1) 多様な緑空間を活かしたまちづくり
	⑥ 樹林地の保全	(1) 樹林・樹木の保全 (2) 歴史・暮らしと一体となった緑の保全
	⑦ 都市公園施設の管理	(1) 都市公園の長寿命化
	⑧ 緑のリサイクル	(1) 緑のリサイクルシステムづくり (2) 雑木林のサイクルの回復

緑と水の将来像 「緑と水の都市」

具体的な取組み	掲載頁
1 狭山丘陵の活用促進に関する広域連携の推進 2 緑地保全制度の継承 3 都市計画緑地の保全と公有地化 4 多様な手法の活用による狭山丘陵の民有緑地の保全	P58 P58 P58 P60
5 自然生態系の調査 6 樹林等の適正な管理 7 環境教育活動の充実	P60 P60 P60
8 緑地を自然と人との共生体験の場として活用	P60
9 水と生き物にふれあう川づくり 10 奈良橋川における環境整備 11 前川の保全 12 河川の水質向上・浄化対策 13 野火止用水の保全	P62 P62 P62 P62 P64
14 湧水と周辺の緑の保全	P64
15 トウキョウサンショウウオ等の生息地の保全 16 外来種対策	P66 P67
17 農地環境の整備 18 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定と活用	P68 P68
19 市民農園の整備 20 観光農業及び学校農園の推進 21 農地の活用による防災機能の強化	P69 P69 P69
22 空き地等の活用による公開緑地の創出	P70
23 保存樹林・保存樹木の指定制度の充実 24 保存樹林・保存樹木のPR 及び支援の検討	P70 P70
25 歴史的な緑及び原風景を形成する緑の保全	P70
26 公園施設長寿命化計画の推進	P71
27 剪定枝や落ち葉のリサイクル	P71
28 雑木林における多様なサイクルの回復	P71

第6 将来像を実現するための計画

	基本方針	施策方針	施策
緑と水の将来像 「緑と水の都市」	2 緑の拠点とネットワークをつくる 「市全体と地域の特性をいかした多様な緑の創出」と「緑と水の資源をつなぐネットワークの創出」	① 公園・緑地等の適正な配置	(1) 公園・緑地等の配置計画
		② 市民ニーズに合った公園の整備・管理・活用	(1) 身近な公園づくり (2) 安全・安心な公園づくり (3) 特色ある公園づくり
		③ 緑と水によるネットワークの形成	(1) 狭山丘陵を核とする緑のネットワークの形成 (2) 歩道及び自転車通行空間の整備・活用 (3) 生態的なネットワークの形成
	3 緑と花があふれるまちをつくる 緑と花によるまちの個性と彩りの創出	① 公共空間の緑化	(1) 公園の緑化
			(2) 道路の緑化 (3) 公共公益施設の緑化 (4) 駅周辺の緑による顔づくり
			② 緑化重点地区

具体的な取組み	掲載頁
29 多様な緑の空間の配置 30 都市基幹公園の管理・活用	P72 P72
31 地域の特性に応じた公園の整備・管理・活用	P73
32 誰もが安心して利用できる公園の管理	P73
33 特色ある公園づくりの推進	P73
34 花木を活かしたネットワークの形成	P74
35 既存ルートを活用 36 幹線道路の歩道整備 37 河川管理用通路の活用 38 ウォーキングマップの活用促進	P74 P74 P74 P75
39 生物の移動・生息環境の維持	P75
40 季節感のある植栽の実施 41 植栽の適正な管理	P76 P76
42 季節感のある植栽の実施 43 ポケットパーク的空間の整備 44 道路の緑化及び街路樹の適正な管理	P76 P76 P77
45 季節感のある植栽等の実施 46 接道部や建物等の緑化	P77 P77
47 駅周辺の緑と花による顔づくり	P77
48 緑化重点地区の指定	P77

第6 将来像を実現するための計画

基本方針	施策方針	施策
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; background-color: #4f7942; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 緑と水の将来像 「緑と水の都市」 </div> <div style="background-color: #d9e1f2; padding: 10px; border: 1px solid #ccc;"> 4 市民・企業・行政の協働 </div> <div style="background-color: #d9e1f2; padding: 10px; border: 1px solid #ccc; margin-left: 10px;"> 市民・企業・行政の多様な連携による緑の保全・活用・創出 </div> </div>	① 緑化のしくみづくり	(1) 公園・緑地等の計画・整備・管理・活用
	② 緑化の支援体制づくり	(1) 多様な活動の支援 (2) 緑化知識習得機会の創出 (3) 情報発信機能等の強化 (4) 環境緑化基金の活用推進
	③ 緑の普及・啓発	(1) イベントの開催 (2) 緑化の奨励 (3) ガイドブック等の作成 (4) 緑の調査・教育

第6 将来像を実現するための計画

具体的な取組み	掲載頁
49 多様な主体の連携・協働による計画・整備・管理・活用 50 民間活力による公園の計画・整備・管理・活用 51 市民花壇の整備 52 市民参加による街路樹等の管理	P78 P78 P78 P78
53 ボランティア等の育成・支援	P79
54 講習会や園芸教室等の開催の推進	P79
55 情報発信機能等の強化	P79
56 環境緑化基金の活用推進	P79
57 市民参加イベントの開催	P81
58 住宅地の緑化の奨励 59 工場・事業所の緑化の奨励 60 商店街の緑化の奨励 61 駐車場の緑化の奨励 62 保存生垣制度活用の奨励 63 街づくり条例や地区計画制度を活用した緑化の推進	P81 P82 P82 P82 P82 P83
64 緑のガイドブック等の作成	P83
65 市民協働による自然環境の調査・学校教育との連携	P83

2 選択と集中による効果的な取組みの推進

(1) 重点取組の選定

「1 施策の体系」では、緑と水の将来像「緑と水の都市」の実現に向けて、4つの基本方針ごとに、65の具体的な取組みを位置づけています。これらの取組みは、将来像の実現に向けて必要と考えられる取組みを網羅していますが、計画期間や財源が限られる中、将来像の実現を効果的に進めるためには、重点的に取組むべき施策を重点取組として選定し、選択と集中により効果的に事業を推進する必要があります。そこで、4つの基本方針ごとに、「第4 緑と水の現況と課題」で抽出した「改定における視点」(下記)を踏まえて「重点取組」を選定することとします。なお、「重点取組」については、計画期間中に優先的に取組むものとし、中間年次など計画期間の途中段階で、進捗を把握し、進捗状況に応じた改善などに取組むものとしします。

【改定における視点】(31ページ再掲)

- ①緑と水の資源を保全するとともに、交流人口の増化に寄与するように積極的に活用を図る計画とします。
- ②農地を市街地の貴重な緑として積極的に保全・活用を図る計画とします。
- ③樹林地の保全・活用による生物多様性の確保や資源循環による地球温暖化緩和に資する計画とします。
- ④公園・緑地だけでなく、多様な緑の創出と整備を図る計画とします。
- ⑤河川や用水も含めた緑と水のネットワークの形成を図る計画とします。
- ⑥緑や花による緑化の推進を図る計画とします。
- ⑦緑と水に関する広範な取組みにおいて、市民・市民団体・企業等との協働を深める計画とします。

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかすに関連する「重点取組」

施策方針	施策	具体的な取組	改定における視点
①	(1)	1 狭山丘陵の活用促進に関する広域連携の推進	①
④	(1)	18 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定と活用	②
④	(2)	19 市民農園の整備	②
⑦	(1)	26 公園施設長寿命化計画の推進	①
⑧	(2)	28 雑木林における多様なサイクルの回復	③

基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくるに関連する「重点取組」

施策方針	施策	具体的な取組み	改定における視点
①	(1)	29 多様な緑の空間の配置	④
②	(3)	33 特色ある公園づくりの推進	①
③	(1)	34 花木を活かしたネットワークの形成	⑤

基本方針3 緑と花があふれるまちをつくるに関連する「重点取組」

施策方針	施策	具体的な取組み	改定における視点
①	(4)	47 駅周辺の緑と花による顔づくり	⑥
②	(1)	48 緑化重点地区の指定	⑥

基本方針4 市民・企業・行政の協働に関連する「重点取組」

施策方針	施策	具体的な取組み	改定における視点
①	(1)	51 市民花壇の整備	⑦
②	(1)	53 ボランティア等の育成・支援	⑦
③	(1)	57 市民参加イベントの開催	⑦

(2) 確認指標(取組み進捗状況)の設定

将来像の実現には、4つの基本方針の進捗が欠かせません。また、その進捗管理及び検証を効率的に行う必要があります。そこで、4つの基本方針の進捗度合いを検証する一つの指標として、前項において4つの基本方針ごとに選定した「重点取組」から特徴的な取組みを抽出し、確認指標として目標値を定めます。

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす

具体的な取組み 18(重点取組)関連

確認指標① 生産緑地地区の面積

【目標設定の考え方】

- ・第一次計画の期間中における生産緑地減少率（平成10年から平成29年の19年間の年平均減少率：旧法1.89%、新法1.28%）を維持します。
- ・地区指定から30年が経過すると買取り申出が可能となり、多くの農地が宅地等に転用され、急激に減少することが考えられるため、特定生産緑地への指定促進を図ります。
- ・特定生産緑地の指定を促進するような具体的取組みを行わない場合の指定率を、国土交通省の資料から以下のように75%と想定します。
[特定生産緑地への指定意向の割合（アンケート結果）]
A：全ての農地を移行する60%
B：5割以上移行15%+5割未満移行5%+分からない9%=29%のうち約半数の15%が移行すると想定
C：特定生産緑地の指定率：A（60%）+B（15%）=C（75%）
- ・東大和市では、第一次計画の期間中における生産緑地減少率を維持しつつ、特定生産緑地の指定率75%に5%上乗せした80%の移行を目指します。

表. 取組みの目標値

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	取組みの目標値 平成40(2028)年
生産緑地地区の面積	44.63ha	34.99ha	33.03ha以上

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす

具体的な取組み 19(重点取組)関連

確認指標② 市民農園の貸し出し数

【目標設定の考え方】

- ・「第二次東大和環境基本計画」で示した環境指数「市民農園の貸し出し数」の目標は、現況（平成27年）：226区画、目標（平成38年）：現況値より増加を目指すとしています。
- ・「東大和の環境（平成28年度版）」の現況値：195区画を基準年値に設定し、上記の環境指数・目標値である「226区画より増加を目指す」との整合を図ります。

表. 取組みの目標値

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	取組みの目標値 平成40(2028)年
市民農園の貸し出し数	195区画	210区画より増加 を目指します	226区画より増加 を目指します

基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる
確認指標③ 特色ある公園の数

具体的な取組み 33(重点取組)関連

【目標設定の考え方】

- ・開設後も地域の応援・愛着をもっていただけるよう、地域住民と十分に協議のうえ、中間年次までに、既存公園の中から1箇所、特色ある公園の整備を目指します。
- ・計画期間内に3箇所再整備することを目指します。

表. 取組みの目標値

	現況値 平成 29(2017)年	中間年次目標値 平成 35(2023)年	取組みの目標値 平成 40(2028)年
再整備する公園の数	0箇所	1箇所	3箇所

基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる

具体的な取組み 47(重点取組)関連

確認指標④ 市民協働で管理されている駅周辺の花壇の箇所数

【目標設定の考え方】

- ・中間年次までに、既に花壇が整備されている東大和市駅もしくは玉川上水駅に、新たな花壇を1箇所整備することを目指します。
- ・現在、花壇が整備されていない上北台駅なども含めて、さらに2箇所の花壇を増やすことを計画期間内に目指します。

表. 取組みの目標値

	現況値 平成 29(2017)年	中間年次目標値 平成 35(2023)年	取組みの目標値 平成 40(2028)年
花壇の箇所数	2箇所	3箇所	5箇所

基本方針4 市民・企業・行政の協働

具体的な取組み 53(重点取組)関連

確認指標⑤ 市民の緑と水に関わるボランティア参加率

【目標設定の考え方】

- ・緑と水に関わるボランティアの参加率の倍増を目指します。
- ・「緑と水に関する市民アンケート調査結果」から既に緑と水に関わるボランティアに参加している市民の割合：1.4%を、倍の2.8%に増やすことを計画期間内に目指します。

表. 取組みの目標値

		現況値 平成 29(2017)年	中間年次目標値 平成 35(2023)年	取組みの目標値 平成 40(2028)年
ボランティア参加率		1.4%	2.1%	2.8%
参考	都市計画区域人口 に対する割合	1,187人	1,798人	2,391人
	都市計画区域人口	約 84,800人	約 85,600人	約 85,400人

基本方針4 市民・企業・行政の協働

具体的な取組み 57(重点取組)関連

確認指標⑥ 狭山丘陵における体験学習の参加者数

【目標設定の考え方】

- ・「第二次東大和環境基本計画」で示した環境指数「狭山丘陵における体験学習の参加者数」の目標は、現況（平成 27 年）：25 人/回、目標（平成 38 年）：40 人/回としています。
- ・「東大和の環境（平成 28 年度版）」の現況値：265 人/12 回=22.08 人/回を基準年値に設定し、上記の環境指数・目標値との整合を図ります。

表. 取組みの目標値

	現況値 平成 29(2017)年	中間年次目標値 平成 35(2023)年	取組みの目標値 平成 40(2028)年
参加者数	22人/回	34人/回	42人/回

3 基本方針別の具体的な取組み

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす

施策方針① 狭山丘陵の緑の保全・活用

(1) 狭山丘陵の緑の計画的な保全・活用

1 狭山丘陵の活用促進に関する広域連携の推進【重点取組】

- 東京都と埼玉県にまたがる広大な狭山丘陵の緑と水の活用を促進するため、東京都、関係市町、公園管理者等と連携して、イベント開催等を推進します。

2 緑地保全制度の継承

国は、首都圏近郊緑地保全法に基づき首都圏とその周辺の緑地の保全と無秩序な市街化を防止するため、狭山緑地とその南側の斜面地を近郊緑地保全区域として指定しています。また、東京都は、自然公園法等に基づき優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図るため、瑞穂町から東村山市にかけての狭山丘陵を都立狭山自然公園として指定しています。



都立狭山自然公園

- 国及び東京都と連携して、これらの制度を継承していきます。併せて、都立公園も含めた公有地のサクラの維持・更新について、東京都に要請していきます。

東京都は、都市計画法に基づき都市の美観や風致を維持するため、多摩湖南側の湖畔地区を中心に「廻田風致地区」を指定しています。平成26年には、権限移譲により市が風致地区条例を制定し、建築等の行為の許可等の事務を行っています。

- 今後も風致地区の指定を維持し、制度を継承していきます。

3 都市計画緑地の保全と公有地化

狭山丘陵の保全のため、狭山緑地、東大和緑地、東大和狭山緑地、東大和芋窪緑地が都市計画決定されています。また、その一部は都市公園として一般の利用に供しています。

- 現在、市は東大和狭山緑地を公園・緑地として公有地化を進めており、引き続き公有地化を進めるとともに、施設の充実を図っていきます。
- また、東大和芋窪緑地については、東京都に公有地化を要請していきます。



東大和芋窪緑地

●コラム1 「狭山丘陵」はどんな場所？

東大和市の北に位置する狭山丘陵は、東京都東村山市・東大和市・武蔵村山市・西多摩郡瑞穂町、埼玉県所沢市・入間市の5市1町にまたがる広大な緑地です。

● 東大和市だけでなく、東京都や首都圏の中でも貴重な自然環境

多摩湖を含む狭山丘陵は、市街化の進んだ首都圏にあって、相当規模のまとまりを持つ樹林地等が残り、良好な自然環境、すぐれた自然の風景を形成しています。

このような貴重な自然環境を保全するとともに、利用の増進を図るために、市だけでなく国や東京都が、以下に示すような各種の法制度の指定を行い、保全や利活用を推進しています。また、その一部が都市公園として整備され、利用されています。

区域の名称		指定(決定)年	根拠法等
都立狭山自然公園		昭和26年	自然公園法、東京都自然公園条例
都市計画緑地	第6号狭山緑地	昭和32年	都市計画法
	第5号東大和緑地	昭和47年	
	第9号東大和狭山緑地	昭和60年	
	第10号東大和芋窪緑地	平成3年	
狭山近郊緑地保全区域		昭和42年	首都圏近郊緑地保全法

● 多様な生物の生息・生育の場

環境省は、国土の生物多様性保全の観点から重要な地域を明らかにし、多様な主体による保全活用の取組が促進されることを目的にして、下記の選定基準に基づいて「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」を選定しています。

基準1：多様で優れた二次的自然環境を有する

基準2：里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する

基準3：生態系ネットワークの形成に寄与する

東京都内では8つの選定地があり、狭山丘陵は上記基準のすべてに当てはまるとして選定されています。

● トトロの森

狭山丘陵は『となりのトトロ』の舞台のモデルの一つになってと言われています。

このトトロの森・狭山丘陵を守るために、市民や企業から寄付を募って美しい自然などを買い取って将来に引き継いでいくナショナル・トラストという活動が、公益財団法人トトロのふるさと基金によって進められています。

このトラスト取得地（トトロの森）は、東大和芋窪緑地にも2箇所（計約1ha）あり、公益財団法人トトロのふるさと基金では、現況の植物等の調査を行い、その結果を踏まえた管理方針を策定したうえで、ボランティアのご協力を得ながら保全の取組みを進めていくとしています。

4 多様な手法の活用による狭山丘陵の民有緑地の保全

狭山丘陵の南側には、社寺林と民有の樹林地が一団の緑として残されています。この緑は、狭山丘陵の緑地を連続的につなぐ役割を担っています。

- これらの樹林地について、都市環境の保全、都市景観の維持のために、都市緑地法に基づく市民緑地制度や東大和市みどりの保護・育成に関する条例に基づく保存樹林など多様な緑地保全手法の組み合わせによる保全を検討していきます。

(2) 狭山丘陵の生態系の保全・回復

5 自然生態系の調査

- 自然保護思想の普及を図るため、生息する生物の実態調査を実施します。

6 樹林等の適正な管理

東大和狭山緑地では、狭山丘陵の生態系を守り、二次林としての保全を図るため、市民団体により萌芽更新が行われています。

- 狭山丘陵の生態系を守り、生物多様性を維持していくため、市民協働による計画的な萌芽更新などの管理を継続していきます。
- また、市民と行政が協働で計画的な萌芽更新などの管理を実施できるよう体制を整えます。
- さらに、市民団体などと協力しながら、東大和狭山緑地の樹林等の適正な管理のマニュアルや計画等を定め、良好な保全に努めます。



萌芽更新（草刈り作業）

7 環境教育活動の充実

郷土博物館では、狭山丘陵や多摩湖を観察地として、自然観察会などを行っています。

- 今後も、環境教育活動の充実を図っていきます。

(3) 林間レクリエーションゾーンとしての活用

8 緑地を自然と人との共生体験の場として活用

- 東京都と連携し、狭山丘陵の自然環境の保全に配慮しながら、散策やサイクリング、アスレチック、郷土博物館が行うバードウォッチング、狭山丘陵に自生する野草の観察など、市民の健康づくりや自然と人との共生を体験できる場として積極的な活用を図っていきます。

●コラム2 雑木林の「萌芽更新」とは？

雑木林では、薪や炭などを得るために定期的に伐採と更新を繰り返す循環型の利用が行われてきました。また、農業用の肥料とするための落ち葉かきなど、人の手が入ることによってその環境が維持されてきました。さらに、定期的な伐採や落ち葉かきなどにより、多様な下層植生に恵まれ、昆虫や小動物が生息する生物多様性に富んだ場所となっていました。

雑木林の「萌芽更新」は、この循環型の緑地管理手法の一つです。広葉樹の幹を切ると、切り株からたくさんの芽が伸びてきます。この芽を育てることを「萌芽更新」と呼び、15～20年のサイクルで萌芽更新をくり返すことで雑木林の維持・再生を図り、多様な生物の生息空間を保全しています。

●萌芽更新の流れ



●活動紹介 東大和狭山緑地の萌芽更新の取組み

「東大和市狭山緑地雑木林の会」では、東大和狭山緑地で月4回の活動（萌芽更新・落ち葉清掃・下草刈り・樹木の剪定等）を行い、適正な管理に努めています。現在、会の登録者数は約50名程度で、活動時には市内や近隣市から約25名程度の方々が参加しています。

このほか、毎年「環境市民の集い」に出展し、工作指導や炭や竹酢液・木酢液の無料配布等を行っています。また、間引きした竹やコナラを利用した炭焼きやタケノコ掘りの体験指導、竹とんぼ作りなどの指導等も実施しています。



炭焼き作業

施策方針② 水辺の保全・活用

(1) 水辺空間の整備・保全・活用

9 水と生き物にふれあう川づくり

現在、東京都により空堀川と奈良橋川の整備が進められています。引き続き、水辺空間が市民のふれあいと憩いの場となるよう、東京都と連携して、適正な維持管理を行っていきます。

- 人が水と生き物にふれあえる親水空間として、治水や河川の管理上支障のない範囲で河川の自然の営みを活かし、良好な河川環境を創出するための整備を行うよう、東京都に要請していきます。
- 空堀川と奈良橋川の両岸に整備される管理用通路については、植栽するなど市民のふれあいと憩いの場となるよう、東京都に要請していきます。
- 旧河川敷地を活用し、親水機能を確保した快適な歩行空間となるよう、東京都に要請していきます。



空堀川

10 奈良橋川における環境整備

- 流域に緑が多く残り変化のある奈良橋川の整備に際し、歩行者や自転車が自由に通行できる管理用通路の整備や水辺と緑が一体となった快適な環境の河川となるよう東京都に要請していきます。

11 前川の保全

- 前川については、機能や安全性等を踏まえたうえで、市街地における貴重なオープンスペースとして、引き続き保全していくとともに、環境改善に向けた検討を行います。

12 河川の水質向上・浄化対策

空堀川や奈良橋川については、公共下水道等の普及により水質が改善され、魚等の生息が確認されています。

- 流域自治体と連携を図り、また、市民との協働により、引き続き水質の向上と浄化対策を図っていきます。

●コラム3 東大和市内の「河川」

東大和市には、空堀川・奈良橋川・前川が流れています。

東京都の柳瀬川流域内にある空堀川及び奈良橋川は、東京都の「柳瀬川流域河川整備計画」に位置づけられており、「洪水に対する安全性を向上すると共に、生態系に配慮した川づくりや、水辺に親しめる川づくり」が進められています。

●活動紹介 空堀川の「いい川づくり」の取組み

「空堀川を考える会」では、空堀川の清掃活動を年3回（4月、7月、11月）実施しています。現在、会員数は15名程度で、河川管理者である東京都（北多摩北部建設事務所）が後援し、市と地元企業が協賛、（公益財団法人）東京都公園協会から助成を受けています。

ゴミ拾いや草刈りなどのクリーンアップ活動を行い、市民や地元企業の方のボランティア体験の場としています。



空堀川クリーンアップ活動

●活動紹介 日本ユネスコ協会連盟「プロジェクト未来遺産」登録

「玉川上水ネット」は、玉川上水流域で活動する23の市民団体と6個人がネットワークを形成し、情報共有しながら、調査活動や自然観察会、自生ホタルの復活・研究をはじめ、次世代とともに、玉川上水および武蔵野の自然環境と歴史・文化的景観を守る活動を行っています。

それらの活動は、日本ユネスコ協会連盟の「プロジェクト未来遺産2016」に登録されています。地域の豊かな自然や文化を100年後の子ども達に残すため、その構成団体の一員として「玉川上水野火止用水ネットワーク・東大和」が参画しています。



野火止用水クリーンアップ活動

13 野火止用水の保全

東京都は「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全するため、野火止用水を歴史環境保全地域として指定しています。

- 東京都と連携して、歴史環境保全地域の指定を継承し、良好な野火止用水の緑と水辺環境を保全していきます。



野火止用水歴史環境保全地域

また、市民と行政の協働により、かつてホタルが飛びかった野火止用水にホタルを回復する取組みを進めてきました。

- 今後は、生息環境としての適切性など、ホタル回復の取組みの継続性について検討していきます。

(2) 湧水の保全

14 湧水と周辺の緑の保全

- 狭山丘陵のふもとに点在する湧水について、東京都と連携を図り、地下水の湧水量や水質の調査を実施し、湧水地点及び周辺環境の保全を図っていきます。

●コラム4 東大和市内の「湧水」

東京都環境局が湧水の保護と回復を図るために57か所の湧水を「東京の名湧水57選」として平成15（2003）年1月に発表しています。

東大和市内では、二ツ池公園と湖畔ビオトープの2箇所が名湧水に選出されています。

●二ツ池公園（東大和20景）

二ツ池公園は、都立東大和公園の西側に接した約3,000㎡の街区公園です。池は前川の源流部になっており、昭和30年代前半までは、周辺にあった「狭山田んぼ」の用水でした。水田がなくなったあと、昭和53（1978）年に公園として生まれかわりました。

池には小魚の姿も見られ、子どもから大人まで市民の憩いの場として利用されています。



二ツ池公園

●湖畔ビオトープ

湖畔ビオトープは、狭山丘陵の麓に位置し、崖線から湧出する水を利用した約400㎡程度のビオトープ池です。

市民ボランティアのご協力を得て、管理・整備等を行っており、児童・生徒の環境学習活動に活用されています。

また、ホタルの飼育にも取り組まれており、市民に親しまれています。



湖畔ビオトープ

施策方針③ 生物多様性の保全・回復

(1) 多様な生物の生息環境の保全・回復

15 トウキョウサンショウウオ等の生息地の保全

狭山丘陵にはトウキョウサンショウウオが生息しており、市民と行政の協働により保護されています。また、この他にも市内にはオオムラサキやハルゼミなどの希少な生物の生息が確認されています。

- これら多様な生物の生息空間を保全するため、希少な生物の生息地に隣接する樹林や河川、池などの維持保全、特色ある公園の整備、二ツ池などでの外来種駆除などの対策を行います。



トウキョウサンショウウオ

●コラム5 マツ林に生息する「ハルゼミ」

ハルゼミとは、和名のとおりに、4～6月にマツ林に発生するセミ科の昆虫です。日本ではマツ林の減少に伴い、個体数が減少したことから、多くの自治体で絶滅危惧種に指定されています。

東大和市では、多摩地区唯一のハルゼミの生息地といわれている都立東大和公園のマツ林がありますが、松枯れ病により多くのアカマツが枯れ、ハルゼミも減少しています。

●ハルゼミの特徴

ハルゼミは、体長約35mmの小型のセミで、背面は全体黒っぽく、腹側は白色を帯びています。

幼虫はアカマツを寄主とし、アカマツ林に特異的に発生します。成虫はセミ類の中では最も早く4月下旬から出現し、アカマツにとまって晴天時に合唱します。鳴き声も「ジージー」、「ゲーキョゲーキョ」、「ムゼームゼー」と特徴的です。



ハルゼミ

●活動紹介 アカマツの保全の取組み

都立東大和公園では、東京都による「多様な生物が生息する都立公園づくり」が進められており、自然環境調査や周辺自治会・市民団体などとの検討会を経て、生物多様性に配慮した保全管理計画が策定されています。この計画では、ハルゼミの生息環境となるアカマツ林の保全・再生を目指しています。

アカマツ林の保全・再生においては、都立東大和公園の指定管理者と市民団体「東大和市環境を考える会」によって、アカマツや雑木林の保全を目指した下草刈り及び自然観察会等を開催しています。

若いアカマツを育てるためにはマツボックリから落ちた種を育てていく必要がありますが、都立東大和公園では以前から取組みが行われ、一部のアカマツは4～5mまで育っています。

16 外来種対策

- アライグマ（特定外来生物／緊急対策外来種）、ハクビシン（重点対策外来種）、オオカワチシャ及びオオキンケイギク（特定外来生物／緊急対策外来種）、オオブタクサ及びセイタカアワダチソウ（重点対策外来種）、ナガミヒナゲシ（その他）などの外来種について、東京都及び周辺自治体と連携して対策を検討します。
- また、市報やホームページなどを通じて市民に注意喚起や対策等の周知を行います。

●コラム6 「外来種」とは？

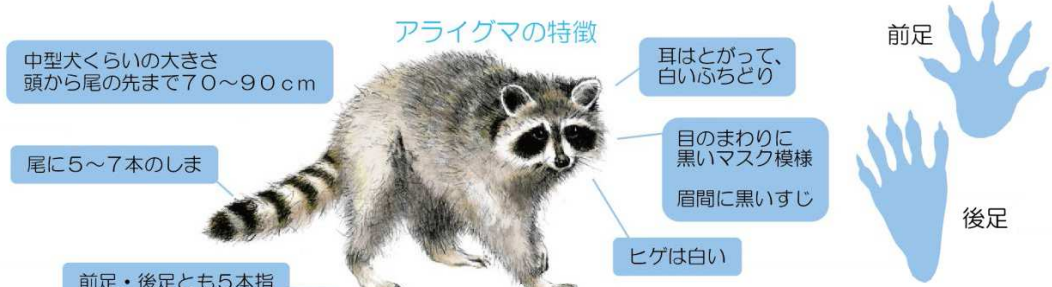
「外来種」とは、人為によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地の外から持ち込まれた種です。東大和市では、アライグマ、ハクビシン、オオキンケイギク、ナガミヒナゲシなどの外来種について、東京都及び周辺自治体と連携して対策を検討しており、市報やホームページなどを通じて市民に注意喚起や対策等の周知を行っています。また、捕獲器を設置することによるハクビシンの捕獲及び回収処分（無料）を行っています。

●「特定外来生物」とは？

「特定外来生物」とは外来生物法で、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして指定された生物です。東大和市でも対策に取り組んでいるアライグマやオオキンケイギク等も「特定外来生物」です。

■アライグマ

アライグマは北アメリカ大陸、ハクビシンは中国南部・東南アジアなどから持ち込まれた外来生物です。近年、東京都では23区や多摩地区とともに目撃数や捕獲数が増加しています。



出典：東京都環境局資料

■オオキンケイギク

オオキンケイギクは、5月～7月頃にかけて、鮮やかな黄色の花をつけます。強靱な繁殖力を持つため、一度定着すると、存来の野草を駆逐し、周辺の景観を一変させてしまっています。



オオキンケイギク
出典：環境省

施策方針④ 農地の保全・活用

(1) 農地の保全

17 農地環境の整備

市街地の貴重な緑地空間である農地には、周辺環境との調和が求められます。

- 外周部に適切に緑を配置したり、表土の流失を防止する措置を講じるなど、市民生活と調和した農地環境の整備を促していきます。

18 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定と活用【重点取組】

社会情勢の変化に伴い、都市農業の有する供給、防災、景観・環境保全、交流など多様な機能が再評価されています。国は、平成 27 年に制定した都市農業振興基本計画において、都市農地の位置づけを「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全することとしました。また、都市緑地法の改正により、都市農地は貴重な緑地として位置づけられました。



生産緑地

- 市では、生産緑地法の改正を受け、生産緑地地区の指定要件を緩和する条例を制定し、農地の生産緑地としての保全に努めています。
- このように、農地のあるまちづくりを進めるため、市街地の貴重な緑地空間である農地は、農業振興施策との連携のもと、都市にあるべきものとして保全するとともに活用（公園や市民農園等）に努めていきます。
- このため、生産緑地地区に指定されていない農地の追加指定を図るとともに、地区指定から 30 年を経過し、買取り申出が可能になる生産緑地地区について、特定生産緑地への指定促進を図ります。
- 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行（平成 30 年 9 月 1 日）により、農地の所有者は、相続税の納税猶予の適用を受けたまま、自ら耕作を行う者又は市民農園を開設する者に都市農地（生産緑地）を貸し出すことが可能となりました。これにより、都市農地（生産緑地）が有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られます。こうした制度について、PR に努めていきます。

(2) 農地を活かしたまちづくり

19 市民農園の整備【重点取組】

市民農園は市民が直接土に触れ、野菜等を収穫したり、交流を図ったりすることができる貴重な空間です。

- 農業の収穫体験等ができる機会の提供などに向け、農家や農協と連携して、市街地の貴重な緑地空間である農地を市民の緑とのふれあいの場として、市民農園などに活用できるよう検討を進めます。



市民農園

20 観光農業及び学校農園の推進

市内で生産される農産物は、消費者が自ら収穫したり直接購入したりすることにより、店舗での購入とは違った喜びが得られます。

- 地域の特性を活かした観光型農業の推進、観光振興と連携した観光農業のPRを推進します。
- また、学校教育の中で生物や植物を知り農業体験を行うための施設として、学校からの要請に応じて、学校農園の整備（体験教育・環境教育）を行っていきます。

21 農地の活用による防災機能の強化

市では防災機能の確保を目的に、災害時協力農地の登録を行っています。

- 災害時協力農地の登録を市民にPRするなど、都市農地による防災機能の強化に努めます。



災害時協力農地

第6 将来像を実現するための計画

施策方針⑤ 多様な緑空間の活用

(1) 多様な緑空間を活かしたまちづくり

2.2 空き地等の活用による公開緑地の創出

財政面から、市が新たに用地を取得し、都市公園を整備していくことには限界がある一方で、市内には、未利用の空き地等が見受けられます。

- こうした民有の空き地等について、都市緑地法に基づく市民緑地認定制度等を活用し、地域の自治組織や NPO 法人等と協力しながら、公園と同等の公開された緑地空間を創出する取組を検討します。

施策方針⑥ 樹林地の保全

(1) 樹林・樹木の保全

2.3 保存樹林・保存樹木の指定制度の充実

東大和市みどりの保護・育成に関する条例により、良好な自然環境資源となる一定の樹林地や樹木等について、保存樹林及び保存樹木に指定しています。

- この制度を維持し、市の良好な自然環境資源として樹林・樹木の現状把握及び保全に努めていきます。

2.4 保存樹林・保存樹木の PR 及び支援の検討

保存樹林、保存樹木は、市街地の緑として市民共有の財産と言えます。

- 市民の理解と愛着を深めるとともに、制度の活用を促進していくため、市報やホームページなどを活用した既指定の保存樹林や保存樹木の PR、表彰などの支援策の検討に努めます。

(2) 歴史・暮らしと一体となった緑の保全

2.5 歴史的な緑及び原風景を形成する緑の保全

狭山丘陵一帯に点在する寺や神社の敷地は、まちの歴史とともに育まれてきた歴史的な緑の風景となっています。また、一部の住宅に残されている屋敷林や防風林は、暮らしに育まれてきた原風景を形成する緑と言えます。

- 東京都と連携し、都市緑地法に基づく市民緑地制度や東大和市みどりの保護・育成に関する条例に基づく保存樹林など、多様な緑地保全制度の組み合わせにより、子どもたちに残したいふるさとらしい緑の景観（原風景）としての保全を検討していきます。



巖島神社と東大の狭山緑地

施策方針⑦ 都市公園施設の管理

(1) 都市公園の長寿命化

26 公園施設長寿命化計画の推進【重点取組】

市では、老朽化が著しい市内の都市公園を対象に「東大和市公園施設長寿命化計画(平成26年)」を策定しました。

- この計画に基づき、公園施設の適切な維持管理のもと、施設の機能保全とライフサイクルコストの縮減を推進します。



新しいテーブルベンチが設置された展望広場(東大和狭山緑地)

施策方針⑧ 緑のリサイクル

(1) 緑のリサイクルシステムづくり

27 剪定枝や落ち葉のリサイクル

市では、剪定枝破砕車両を保有し、農家の要請により出前でチップ化に対応しているほか、東大和狭山緑地の剪定枝等をチップ化して遊歩道などに使用しています。

- 公園や街路樹等の剪定枝のチップ化を進めるとともに、公園等での活用方法について検討していきます。

狭山丘陵の落ち葉については、古くから堆肥等をはじめ、農業に利用されています。

- 公園や街路樹の落ち葉については、堆肥化し公園等に還元するなどの活用方法について検討していきます。
- また、個人住宅の落ち葉については、自宅敷地内で生ごみに加えて、堆肥をつくる取組みなどを推奨していきます。



(2) 雑木林のサイクルの回復

28 雑木林における多様なサイクルの回復【重点取組】

東大和狭山緑地では、市民団体により萌芽更新が行われ、剪定枝等のチップ化や落ち葉の堆肥化、炭焼き体験などが行われています。

- 東大和狭山緑地等において、市民団体等と連携して、萌芽更新や下草刈りなど適正な管理に取組み、資源循環の形成や自然に対する人間の働きかけや自然とのふれあいの回復、さらには、生物多様性の保全・再生など、かつての雑木林のサイクルの回復に努めます。

基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる

施策方針① 公園・緑地等の適正な配置

(1) 公園・緑地等の配置計画

29 多様な緑の空間の配置【重点取組】

- 既に都市計画決定済みで未整備の街区公園や近隣公園、並びに市の条例に基づくことも広場については、財政状況に応じて、整備を検討します。なお、未整備の都市計画公園については、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）（平成23年）」の今後の改定に合わせた検討を行います。
- 地区計画を決定している東京街道団地地区では、緑のネットワークの構築により、ゆとりとうるおいが溢れ、安全に安心して住み続けられる住宅市街地の形成を目指しており、この実現に向けた公園・広場等の整備を進めます。
- また、歩いていける距離（概ね250m圏）に都市公園がない地域を中心に、都市緑地法に基づく市民緑地制度や市民緑地認定制度を活用した民間による市民緑地など、多様な緑の空間の配置を検討していくことで、近隣のコミュニティ形成や地区防災などに貢献していきます。

30 都市基幹公園の管理・活用

総合公園は、市民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用のための公園で、都市の規模に応じ、面積10～50haを標準として配置することとされています。

- 市では、上仲原公園を総合公園として整備しており、今後も適正な維持管理を行うとともに、必要に応じて機能の更新を行うことで、レクリエーションの場を提供し、都市環境の保全、防災、景観形成などに貢献していきます。
- また、管理については、民間事業者等が保有するノウハウの活用による効果的・効率的な管理・運営に努め、住民サービスの質の向上、さらには、市民協働による管理・運営などを通じて公園の活用促進を図ります。



上仲原公園

運動公園は、都市住民全般の主として運動をするための公園で、都市規模に応じ、面積15ha～75haを標準として配置することとされています。

- 東京都は、市民体育館や市民プールのある都立東大和南公園を運動公園として整備しています。市では、公園の適正な維持更新や、必要に応じた機能更新などを東京都に要請していきます。



都立東大和南公園

施策方針② 市民ニーズに合った公園の整備・管理・活用

(1) 身近な公園づくり

3.1 地域の特性に応じた公園の整備・管理・活用

公園には、子どもの遊び場としてだけでなく、大人がゆっくりとくつろぐ場など、いろいろな世代の人々が思い思いに時間を過ごせる空間があることが求められています。一方で、子どもの多い地区、高齢者の多い地区など、地区によって様々な特性があります。

- 今後も適正な維持管理を行うとともに、多様な利用ニーズや地区の特性に応じて、公園整備や機能の再編を進めていきます。

また、地域の人口や年齢構成は、時代の経過とともに変化し、それに伴って、公園に対する市民ニーズも変化していきます。

- 老朽化した公園の再整備を行い、機能や魅力を向上させるとともに、指定管理者制度の活用や市民協働などにより活用促進を図ります。

(2) 安全・安心な公園づくり

3.2 誰もが安心して利用できる公園の管理

- 「東大和市特色ある公園整備基本方針（平成 28 年）」や「東大和市公園施設長寿命化計画（平成 26 年）」などを踏まえ、誰もが安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの公園整備や、遊具等を安心して利用できるよう管理の充実を図っていきます。特に、子どもの遊び場となる公園では、防犯的視点から人の目の届きにくい死角を作らないことが重要です。

(3) 特色ある公園づくり

3.3 特色ある公園づくりの推進【重点取組】

市では、公園・緑地及びこども広場の更新・再整備を計画するにあたり、それぞれに個性を持たせ、地域のシンボルやコミュニティ形成の場として整備することにより、地域の活性化の拠点とすることを目的として「東大和市特色ある公園整備基本方針(平成 28 年)」を策定しました。

- 今後は、「東大和市特色ある公園整備基本方針（平成 28 年）」で位置づけた以下の特色ある公園の各テーマについて、市民のニーズを踏まえながら、公園の整備を検討していくことを通じて、公園の活用促進、地域の活性化を図ります。

○主要な拠点となる公園のテーマ

- ①展望台のある公園 ②音楽堂のある公園 ③スポーツのできる公園
④魅力的な遊具のある公園 ⑤水遊びのできる公園

○補助的な公園のテーマ

- ①原っぱの公園 ②花づくりの楽しめる公園 ③ユニバーサルデザインの公園
④カラフルな遊具がある公園 ⑤冒険遊びができる公園 ⑥健康遊具がある公園
⑦水と親しめる公園 ⑧防災機能がある公園 ⑨味覚狩りができる公園
⑩オオムラサキなどの蝶が舞う公園

施策方針③ 緑と水によるネットワークの形成

(1) 狭山丘陵を核とする緑のネットワークの形成

34 花木を活かしたネットワークの形成【重点取組】

多摩湖周辺やその南側を通る湖畔通りの一部にはサクラが植栽されています。また、都立東大和南公園や東大和市駅から武蔵村山市方面へ伸びる“桜街道”（市道第2号線）の一部にもサクラが植えられています。

- 既存のサクラ等の花木を活かしつつ、公園・緑地をはじめ、道路や緑道、河川などへのサクラ等の花木の植栽を進め、花木による緑のネットワークを形成し、まちの個性を創出していきます。

(2) 歩道及び自転車通行空間の整備・活用

35 既存ルートの活用

市内には、多摩湖自転車歩行者道や武蔵野の路をはじめ、仲原緑地や水道緑地など歩行者や自転車が安全に通行できる緑道があります。

- 豊かな緑と水を守り育む快適なまちづくりを進めるため、これら既存ルートの積極的なPRなどにより、歩行者・自転車ネットワークの利用促進を図ります。
- また、ネットワーク間の幹線道路等には、自転車ナビマークの設置を推進し、自転車の通行空間の整備に努め、自転車の安全利用及び交通ルールの啓発を行っていきます。



多摩湖自転車歩行者道

36 幹線道路の歩道整備

- 幹線道路の新設や拡幅に合わせ、街路樹の整備された快適な歩行空間の確保に努め、安全で歩きやすい歩道の整備を進めます。
- なお、新たに街路樹を植栽する際には周辺の自然環境や生活環境等を考慮し、樹種を選定します。

37 河川管理用通路の活用

河川沿いの管理用通路は、うるおいと安らぎを与えてくれる空間です。

- 空堀川や奈良橋川の整備にあたっては、管理用通路を植栽したり、ベンチを設け水辺や生き物にふれあえる散策路となるよう東京都に要請していきます。



管理用通路（空堀川）

38 ウォーキングマップの活用促進

- 「東やまと 20 景」と「モニュメント（東大和市美術工芸品）」を紹介するウォーキングマップを広く市民に知ってもらい、本市の自然や文化財に親しみながら街の散策を行えるように PR していきます。

(3) 生態的なネットワークの形成

39 生物の移動・生息環境の維持

狭山丘陵は、多くの生物の生息空間となっています。

- 生活環境等への影響も考慮しながら、身近なところで生物とふれあえるよう、生物の生息環境を保全するとともに、市街地に点在する樹林地、街路樹、住宅地の緑など、生物の移動環境を形成している緑と水のネットワークの形成に努めます。
- 公園、学校の校庭などを利用したビオトープの空間など、トンボや野鳥などが生息できる水辺環境を維持していきます。

基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる

施策方針① 公共空間の緑化

(1) 公園の緑化

40 季節感のある植栽の実施

- 公園・緑地ではサクラ等の花木の植栽や花壇の整備など、まちに季節感を創出するように努めます。

41 植栽の適正な管理

公園の植栽の適正な管理は、良好な景観の形成や利用者の安心・安全の確保につながります。

- 維持管理にあたっては、樹種固有の自然樹形を考慮した剪定を行うとともに、視野の確保などにも留意し、景観形成と安全確保に努めます。

(2) 道路の緑化

42 季節感のある植栽の実施

- 道路の緑化にあたっては、周辺の自然環境や生活環境を考慮しながら、街路樹等に花木等の導入を進めるとともに、多様な主体との協働により植栽帯や植栽柵などに花壇の整備を行い、季節感や地域の特色を出すよう努めます。



市民花壇

43 ポケットパーク的空間の整備

街角の小さな緑のスペースは、交通の流れを気にせず市民がふれあう場として利用したり、高齢の方が休憩したりすることができます。

- ポケットパーク的な空間の整備を検討していきます。

44 道路の緑化及び街路樹の適正な管理

都市計画道路の整備にあたっては、道路の幅員構成を踏まえて道路緑化に努めることで、都市環境の保全、景観形成を図るとともに利用者の安全確保などにも寄与していきます。また、街路樹の適正な管理は、美しく秩序ある道路景観を創出するためにも大切な事です。

- 街路樹の剪定にあたっては、周辺的生活環境を踏まえつつ、街路樹の樹種がもつ固有の自然樹形を考慮した剪定を行い、自然的な要素を保った道路景観の形成に努めます。

(3) 公共公益施設の緑化

45 季節感のある植栽等の実施

- 公共公益施設の緑化には、花木の積極的な活用や花壇の設置など、季節感を出すように努めます。また、施設に特徴を与えるようなシンボル緑化にも努めます。
- 花壇の設置においては、生ごみやストックヤード等の活用による花の育成なども検討します。

46 接道部や建物等の緑化

- 公共公益施設の接道部や外周部は、生垣などにより緑化するよう努めます。
- また、施設の新設や改修の際には、屋上や壁面の緑化について検討します。

(4) 駅周辺の緑による顔づくり

47 駅周辺の緑と花による顔づくり【重点取組】

- 東大和市駅や玉川上水駅の周辺では、緑と花による修景を工夫し、それぞれに個性のあるまちの顔づくりを多様な主体との協働によって進めていきます。



玉川上水駅

施策方針② 緑化重点地区

(1) 緑化重点地区の緑化等の推進

48 緑化重点地区の指定【重点取組】

市が公園等を新設することが難しい中で、緑あふれる街をつくるためには、民有地も含めた緑化の検討が必要です。

- NPOや企業などが空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組みである市民緑地認定制度の活用（導入）を検討します。また、同制度の導入に必要となる緑化重点地区については、市内全域とします。

基本方針4 市民・企業・行政の協働

施策方針① 緑化のしくみづくり

(1) 公園・緑地等の計画・整備・管理・活用

49 多様な主体の連携・協働による計画・整備・管理・活用

- 狭山丘陵の生態系を守り、保全していくため、東大和狭山緑地について市民や市民団体、市などが連携・協働し、維持管理の充実を図っていきます。
- また、市民にとって公園・緑地をより身近なものとしていくために、市が整備する公園・緑地については、計画段階から市民が参加できる仕組みをつくり、管理や活用においても市民と行政の協働体制が図れるよう検討します。
- さらに、市内のボランティア組織の形成状況も踏まえて、近年各地で取組みがみられる「アダプト・プログラム」の導入についても検討します。

50 民間活力による公園の計画・整備・管理・活用

公園・緑地等の施設の老朽化が進む中で、財政的制約等から市では公園の整備や維持管理、更新への投資に限界があります。

- 都市公園の魅力向上や活用促進、施設整備・更新を持続的に進めていくため、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）など、企業等の民間活力による都市公園整備や管理運営の手法について導入を検討します。

51 市民花壇の整備【重点取組】

- 公園やこども広場の敷地の一部、駅前広場や道路の植樹帯等に、市民団体や地域住民が花を植え、管理できる花壇の整備を進めます。



東大和市駅

52 市民参加による街路樹等の管理

地域や企業の方々が道路の美化清掃に参加し、市とともに快適な道づくりを進める「ボランティア・サポート・プログラム」や「アダプト・プログラム」などの取組みが全国で進んでいます。

- 市内の道路において、街路樹等の管理を従来どおり市が一元的に行うのではなく、市民や企業による管理への参加・協力について検討します。

施策方針② 緑化の支援体制づくり

(1) 多様な活動の支援

53 ボランティア等の育成・支援【重点取組】

緑地の保全、緑化の推進には、市民の参加と協力が不可欠です。現在、市に登録している「緑のボランティア」が、東大和市駅前、野火止用水、公園、道路などの花植えや美化活動を行っています。

- この「緑のボランティア」の仕組みを効果的に活用し、市民と行政の協働による緑化を推進していくとともに、緑地保全・緑化活動のリーダー等の育成や支援を進めていきます。また、新たなボランティアを育成するため、ティーンエイジャー・未就学児と母親の親子・中年の方・60才以上の方など、対象を細分化した講座の開催や、ボランティアの楽しさをホームページやチラシ、アプリ等でPRすることで、参加率が増加するよう工夫し、実施していきます。
- 市内各地では、緑を守り育てる市民団体の活動も行われています。こうした市民団体等によるネットワークづくりを支援し、環境保全活動のために必要となる情報を提供していきます。

(2) 緑化知識習得機会の創出

54 講習会や園芸教室等の開催の推進

市では、ガーデニング等の講座を開催しています。

- 市民の緑化知識の向上を図るため、各種の講習会や園芸教室等の開催を企画・推進していきます。

(3) 情報発信機能等の強化

55 情報発信機能等の強化

- 市報やホームページ、SNSなどの媒体を活用し、緑に関する総合的な情報を提供・発信していきます。
- また、市民活動の支援を行うために、速やかな情報提供ができ、市民団体相互の情報交換がスムーズに行えるようなシステムづくりに向けて検討を行います。
- さらに、タウンミーティングなどの機会を通じて、市民の緑に関するニーズ等の把握に努めます。



タウンミーティング

(4) 環境緑化基金の活用推進

56 環境緑化基金の活用推進

市では、自然環境の保護や市街地の緑化推進等のため、「東大和市環境緑化基金」を設けています。

- この基金を活用し、東大和狭山緑地の用地の取得などの事業を推進していきます。

●コラム7 「緑のボランティア」とは？

東大和市では、良好な環境の保全・回復及び創出を目的に、市民と行政の信頼関係に基づいて「緑のボランティア」制度を実施しています。市内に居住又は通勤若しくは通学する個人、団体等意欲のある方々を対象に公園や緑道等、都合の良い時期・時間に自主的に活動していただいています。

「緑のボランティア」は、市に申込みいただき、市から登録証を発行しています。

●活動紹介 東大和市駅前広場の花植え

行政が主催で「緑のボランティア」と有志の方々にご協力いただき、東大和市駅前広場に花植えを実施しています。平成26（2014）年から始まり、平成30（2018）年11月で8回目の開催となりました。各回10～20人程度の方々に参加していただいています。



緑のボランティア活動



ご興味のある方は、環境課までご連絡下さい。
環境課（内線番号1271）

●活動紹介 環境省「みどり香るまちづくり」企画コンテスト入賞

住みよいかおり環境を創出しようとする地域の取組みを支援する環境省主催の「みどり香るまちづくり企画コンテスト」で、平成28（2016）年度に、市民団体（ふれあい園芸サロン・なでしこ、健康の森プロジェクト）と「緑のボランティア」が企画した「健康のまちづくり～花と香りに誘われて公園に出かけよう」が入賞しています。



向原中央公園
出典：環境省

●公園や道路の植樹樹、歩道等にある市民花壇

「緑のボランティア」以外にも、公園や市役所通りなど、地域の方々のご協力で花壇を整備していただいている場所があります。



東大和南公園



市役所通り

施策方針③ 緑の普及・啓発

(1) イベントの開催

57 市民参加イベントの開催【重点取組】

緑の保全やごみの問題等、環境をテーマにした「環境市民の集い」が、実行委員会の企画により運営されています。

- 会場では、緑化コーナーやホタルの展示、苗木の配布など、緑に関する催しを展開しており、今後も充実に努めていきます。



環境市民の集い

また、近年、創意と工夫に富んだ家庭緑化やベランダ緑化が行われています。市では「東大和市特色ある公園整備基本方針（平成28年）」に基づいて「花づくりの楽しめる公園」や「花づくり講座」などを検討しています。

- 市民の花づくりの活動と連携しながら、緑化推進のための啓発事業として、ガーデンコンテスト等の開催を検討していきます。
- さらに、緑や自然に対する理解を深められる自然観察会等の開催や、自然の中で楽しく遊びながら、生態系や自然環境について学べるような体験プログラム等を提供していきます。

(2) 緑化の奨励

58 住宅地の緑化の奨励

住宅地では、市民の安全で快適な生活環境を確保することが大切です。

- 個人住宅敷地の緑化とブロック塀の生垣化の推進等、安全で快適な生活環境と良好なまち並みの景観形成を推進します。



住宅地の緑化

59 工場・事業所の緑化の奨励

工場や事業所では一定の緑化が行われています。

- 緑化に積極的な工場や事業者の PR 等を実施することで緑化の取組みの推進を促し、周辺環境との調和や景観の向上を図ります。



工場の緑化

60 商店街の緑化の奨励

- 商店街などの限られた空間における接道部緑化やプランター・鉢植えなどの緑化への取組みの PR 等を実施することにより、華やかでにぎわいのある商店街の形成を図ります。

61 駐車場の緑化の奨励

- 駐車場は、夏場に気温が上昇し、周辺の微気候にも影響を与えるため、駐車場の植樹と外周部の生垣化、芝生駐車場を奨励するとともに、緑化に取り組んでいる駐車場の PR に努めます。



駐車場の緑化

62 保存生垣制度活用の奨励

東大和市みどりの保護・育成に関する条例、規則により保存生垣の指定を行っています。

- 今後とも、この制度を維持していくとともに、市民への PR など制度活用の奨励に努めていきます。

63 街づくり条例や地区計画制度を活用した緑化の推進

平成22年10月に、協働による街づくりの推進を目的に「東大和市街づくり条例」を施行しました。条例では、市民のまちづくりへの主体的な取り組みや開発事業者の良好な環境の確保などの責務を示しています。

- 「東大和市街づくり条例」及び「東大和市みどりの保護・育成に関する条例」に基づき、開発事業者と協議を行い、計画的な緑化の推進を図っていきます。

また、地区計画では、垣又はさくの構造、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限を定めることができます。

- 地区計画の活用等により、地域特性に応じた良好な環境の確保や景観形成に努めます。

(3) ガイドブック等の作成

64 緑のガイドブック等の作成

- 公園・緑地やその他の緑の資源を紹介する「緑のガイドブック」の作成や、緑地保全や緑化等の行動メニューを示したパンフレット等の作成を検討します。
- また、どのような場所にどのような植栽を行ったらよいか、管理はどのようにしたらよいかなどの方法について、わかりやすく解説した緑化マニュアル等を作成し、市民や開発事業者に対して情報提供を行います。

(4) 緑の調査・教育

65 市民協働による自然環境の調査・学校教育との連携

東大和市郷土博物館では、野鳥やチョウなどの調査を実施しています。

- 今後も、植生や野鳥・動物の生息状況などの自然環境調査を行うとともに、市民協働による調査も検討していきます。
- また、学校教育と連携し、自然環境を学ぶカリキュラムを取り入れ、子どもたちが直接自然に触れる機会をつくり、環境保全の大切さと自然に対する愛着を育みます。
- さらに、学校での総合的な学習の時間などでの環境教育を支援するため、出前講座として講師派遣や学校職員への環境意識を高める研修を実施していきます。

第6 将来像を実現するための計画

4 計画の推進に当たって

本計画を着実に推進するために、以下の取組みを行います。

(1) 推進体制の確立

本計画の実効性を確保するために、以下のような推進体制を確立します。

ア 庁内会議における進捗管理

施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の関係部課において進捗状況の点検を行うとともに、関係部課が進捗状況等について情報共有し、連携することにより、施策の進捗を図ることを目的として庁内会議を開催します。なお、庁内会議に関しては、本計画の関連計画である東大和市環境基本計画の推進体制に組み込むなど、効果的な運用に努めます。

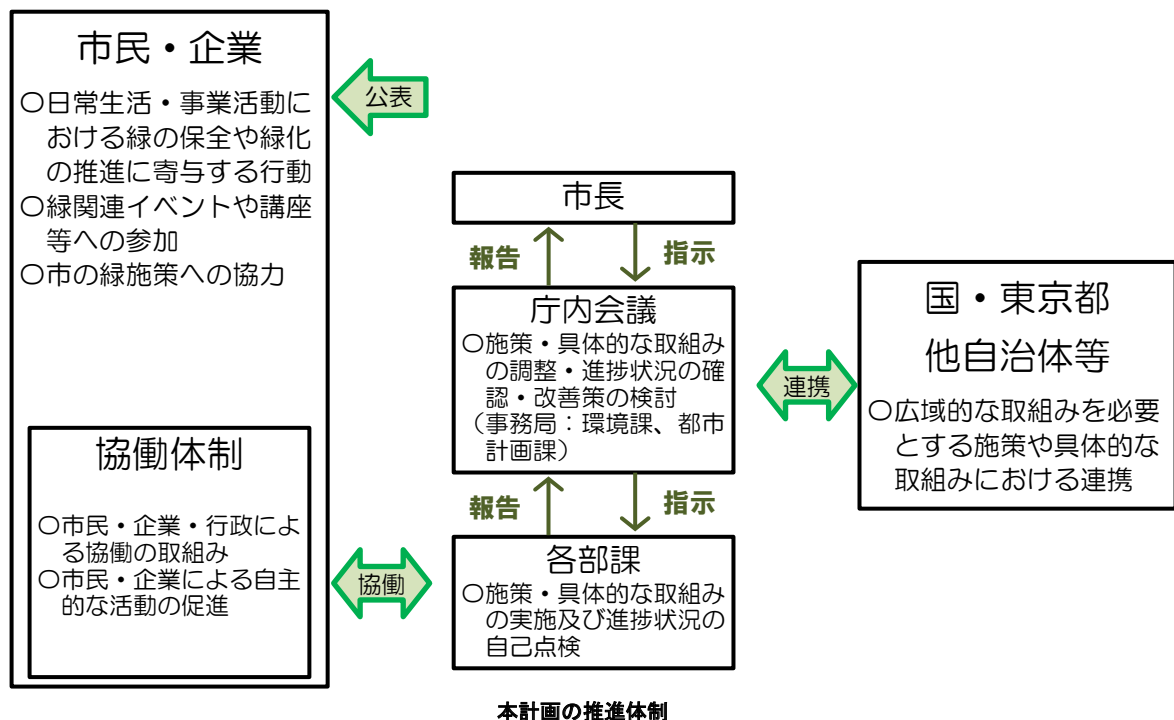
イ 協働による取組みの推進

本計画では、「市民・企業・行政の協働」を基本方針の1つに位置づけています。

協働による取組みが円滑に推進されるように、市は、本計画に位置づけた施策や具体的な取組みの周知・浸透を図ります。また、市民・企業の自主的な活動の立ち上げや充実に對する支援を行うものとしします。

ウ 国・東京都・他自治体等との連携

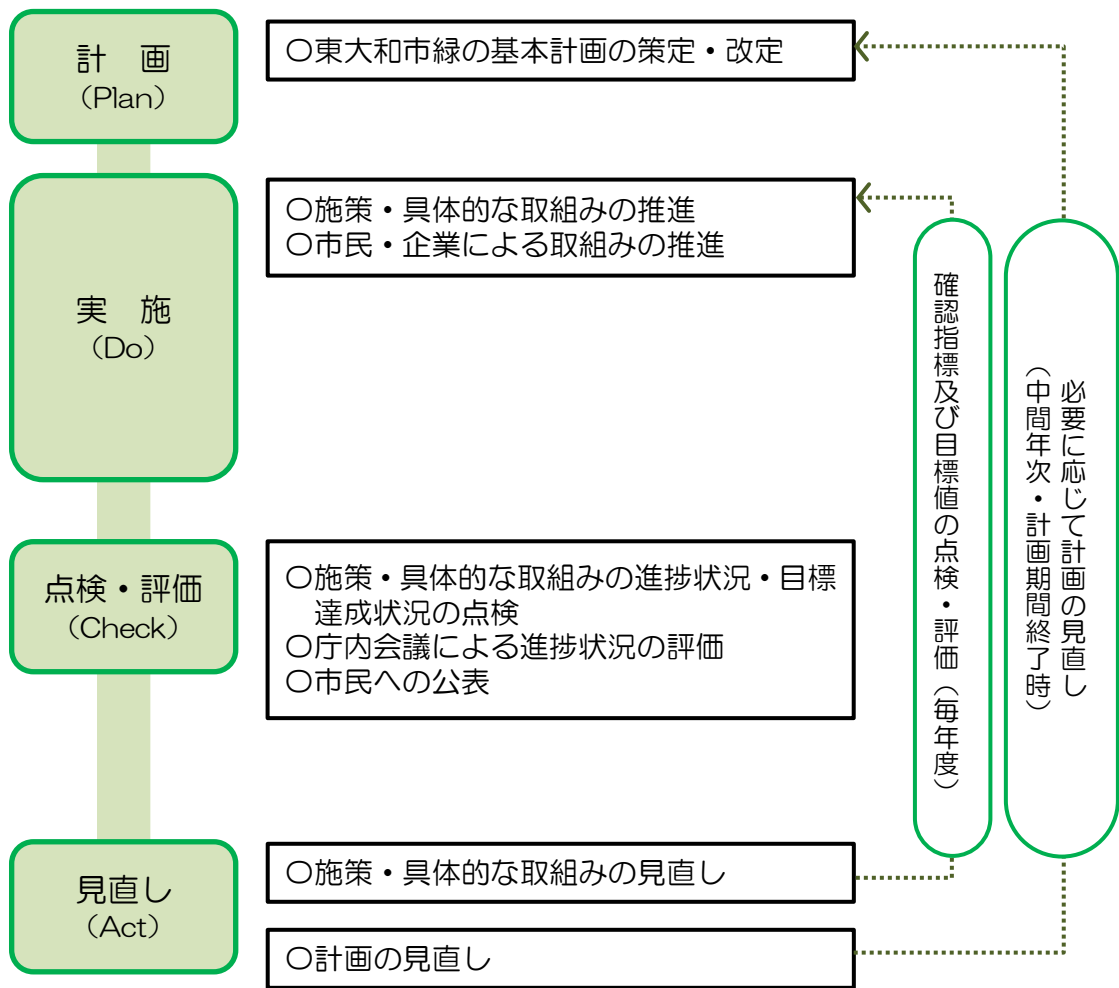
本計画では、「狭山丘陵の活用促進に関する広域連携の推進」や「河川の水質向上・浄化対策」などにおいて、他の行政機関との広域連携の取組みを位置づけています。これらの取組みに留まらず、広域的な取組みを必要とする施策や具体的な取組みについては、国や東京都、他自治体等と協力して、その推進に努めます。



(2) 推進管理の実施

本計画は、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）といったPDCAサイクルの流れに基づき、計画の進行管理を行います。

計画期間の中間年次である平成35年（2023年）頃を目途にして、「1 施策の体系」で位置づけた具体的な取組みの進捗状況、「第5 緑と水の将来像と基本方針」の「6 計画の目標（緑地の確保目標量）」で掲げた目標の達成状況などをもって、計画の進捗状況を点検・評価して公表します。また、必要に応じて、意見等を踏まえ、施策や具体的な取組みの進め方や本計画の見直しを行うものとします。



本計画の推進管理の流れ

(3) 計画推進のための財源の確保

緑と水の将来像「緑と水の都市」の実現に向けて、4つの基本方針ごとに位置づけた具体的な取組みには、土地の公有地化や施設の整備、さらには維持管理等の費用が必要になります。また、近年の厳しい財政状況の下で、緑に関連した事業に関する財源の確保も厳しさを増しています。

このような状況下においても、緑と水の保全・活用及び緑化を着実に進めていくためにも、具体的な取組みにも位置づけた、環境緑化基金の活用推進、都市緑地法に基づく市民緑地認定制度、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）など、民有地や民間資金等の活用などを進めていくほか、以下のような取組みを行うことで、計画推進のための財源を確保していきます。

ア 公益法人や民間の基金の積極的活用

公益財団法人東京都公園協会では、緑豊かなまちづくりをめざし、都民とともに都内の民有地の緑を増やすために、東京都都市緑化基金を創設し、民間施設の緑化工事やボランティア団体による緑化活動への支援のほか、都市緑化への理解を広げる普及啓発活動を続け、緑化推進に取り組んでいます。

また、近年、企業が社会貢献活動（CSR）などの一環として、緑の保全や緑化などの活動に対して、独自の基金を設置しています。

市民団体等の緑や水に関連する活動に対しては、行政の支援に加えて、これらの基金等の情報を収集・提供し、積極的な活用を促進します。

イ 補助・支援制度の積極的活用

公園・緑地の整備や維持管理、施設の更新のほか、緑や水に関連する活動に対する、国や東京都の各種補助金制度や支援制度などの積極的な活用を検討します。

ウ 市の緑資源や公園施設等を活用した新たな収入確保

狭山丘陵をはじめとした東大和市の緑資源や公園施設等を活用した新たな収入確保として、公園施設等に対するネーミングライツの活用などの新たな方策を検討します。



ネーミングライツ活用例
(東大和市 Rond 桜が丘フィールド)

エ 東大和市環境緑化基金の充実

東大和市環境緑化基金の趣旨（自然環境の保護、市街地の緑化推進、資源循環の推進、環境負荷の低減等）を積極的にPRすることなどにより寄附を募るなど、基金の充実を図ります。

オ 森林環境譲与税の効果的活用

平成31（2019）年度から自治体に譲与される森林環境譲与税については、森林整備や森林整備のための人材育成、木材利用の促進・普及啓発など、効果的な活用を検討します。

資料

- 1 施策の取組み状況調査結果
 - 2 緑と水に関する市民アンケート調査結果
 - 3 地域別懇談会の主な意見
 - 4 計画の目標（目標1及び目標2）内訳
 - 5 緑の基本計画改定の経過
用語集
-

資料

1 施策の取組み状況調査結果

緑の将来像の実現に向けて、取組むべきと位置づけた事項の取組み状況等について、担当各課への施策取組み状況調査を行いました。調査結果は以下のとおりです。

【全取組み】

■施策の取組み状況

第一次計画では、4つの基本方針の下に、合計114件の具体的な取組みを位置づけています。

全ての基本方針で、約7割の取組みを実施しており、一部は完了している取組みもあります。一方、約3割の取組みが未実施の状況です。

取組状況	件数	割合
実施済	7	6%
実施中	80	70%
未実施	27	24%
施策合計	114	100%

基本方針	施策の方針	施策	進捗率		
基本方針1 ふるさとの 緑と水を まもる	1. 狭山丘陵の緑の保全・活用	(1) 狭山丘陵の緑の計画的な保全	取組状況	件数	割合
		(2) 狭山丘陵の生態系の保全・回復			
		(3) 林間レクリエーションとしての活用			
		(4) 水辺空間の整備と活用			
基本方針2 緑の拠点と ネットワーク をつくる	2. 市民ニーズに合った公園整備	(1) 水辺空間の整備と活用	取組状況	件数	割合
		(2) 湧水の保全と活用			
		(3) 農地の保全			
		(4) 農地とまちづくり			
基本方針3 緑あふれる まちをつくる	3. 農地の保全・活用	(1) 樹林・樹木の保全	取組状況	件数	割合
		(2) 農地とまちづくり			
		(3) 緑地の確保目標			
		(4) 樹林・樹木の保全			
基本方針4 市民・企業・ 行政の協働	4. 樹林地の保全	(1) 公園緑地の配置計画	取組状況	件数	割合
		(2) 系統別の公園緑地の配置方針			
		(3) 緑地の確保目標			
		(4) 歴史・暮らしと一体となった緑の保全			
基本方針1 ふるさとの 緑と水を まもる	1. 狭山丘陵の緑の保全・活用	(1) 特色ある公園づくり	取組状況	件数	割合
		(2) 身近な公園づくり			
		(3) 安心・安全な公園づくり			
		(4) 狭山丘陵を核とする緑のネットワークの形成			
基本方針2 緑の拠点と ネットワーク をつくる	2. 市民ニーズに合った公園整備	(1) 歩行者・自転車道の体系的整備	取組状況	件数	割合
		(2) 視覚的ネットワークの形成			
		(3) 視覚的ネットワークの形成			
		(4) 生態的なネットワークの創出			
基本方針3 緑あふれる まちをつくる	3. 緑によるネットワークの形成	(1) 公園の緑化	取組状況	件数	割合
		(2) 道路の緑化			
		(3) 公共公益施設の緑化			
		(4) 生活心の緑による顔づくり			
基本方針4 市民・企業・ 行政の協働	4. 緑化推進重点地区	(5) 公共事業用地の緑化	取組状況	件数	割合
		(6) 住宅地の緑化			
		(7) 工場等の緑化			
		(8) 商店街の緑化			
基本方針1 ふるさとの 緑と水を まもる	1. 公共空間の緑化	(9) 駐車場の緑化	取組状況	件数	割合
		(10) 保存生垣の指定制度の充実			
		(11) 緑化指導等			
		(12) 緑のリサイクル			
基本方針2 緑の拠点と ネットワーク をつくる	2. 民有地の緑化	(13) 緑のリサイクルシステムづくり	取組状況	件数	割合
		(14) 緑の推進重点地区			
		(15) 上北台駅周辺地区・立野一丁目地区			
		(16) 公園緑地等の計画、整備、管理			
基本方針3 緑あふれる まちをつくる	3. 緑のリサイクル	(17) ボランティアの育成	取組状況	件数	割合
		(18) 市民団体への支援			
		(19) みどりの推進委員			
		(20) 苗木等の配布			
基本方針4 市民・企業・ 行政の協働	4. 緑化推進重点地区	(21) 講習会や園芸教室の実施	取組状況	件数	割合
		(22) 情報ガイドセンターの設置			
		(23) 緑化基金			
		(24) イベントの開催			
基本方針1 ふるさとの 緑と水を まもる	1. 緑化のしくみづくり	(25) ガイドブック等の作成	取組状況	件数	割合
		(26) 緑の調査・教育			
		(27) 緑の普及・啓発			
		(28) 緑の調査・教育			

■施策の取組み状況(4つの基本方針)

① ふるさとの緑と水をまもる

狭山丘陵の緑は、各種法規制により保全されており、一部では、市民参加による萌芽更新等の管理や野生動植物の調査、自然観察会等の環境教育活動等が進んでいます。一方で、各種保全区域の追加指定や保全や活用に関する計画づくりは進んでいません。また、レクリエーション機能を強化する施設整備の一部（親水河川化、野草園等の整備）についても進んでいません。さらに、樹林地の保全においては、みどりの保護・育成に関する条例に基づく樹林・樹木の保全が継続的に行われていますが、補助金の凍結を受けて、施策の積極的展開が難しい状況にあります。

② 緑の拠点とネットワークをつくる

都市の基幹的な公園である総合公園、運動公園の整備は完了していますが、公園・緑地の体系的な配置は進まず、公園・緑地の確保目標も未達成となっています。特に、河川の都市計画緑地指定や条例公園の都市計画公園指定は実施していません。一方で、市民ニーズに合った公園整備に関しては、「東大和市特色ある公園整備基本方針」を策定する等、具体的な取組みが進んでいます。また、緑によるネットワーク形成は、道路整備や河川整備に併せて着実に進められており、今後も整備が予定されています。

③ 緑あふれるまちをつくる

公園をはじめとする公共施設の緑化については着実に進んでいますが、季節感の演出等、特色ある緑化については、様々なニーズがある中で、未実施の状況にあります。また、民有地の緑化は、地区計画制度や街づくり条例等により進めていますが、「東大和市生垣造成事業補助金交付要綱」等の補助金の凍結を受けて、施策の積極的展開が難しい状況にあります。剪定枝のチップ化や落ち葉の堆肥化等、緑のリサイクルについては進んでいますが、不要樹木のリサイクルに関しては、ニーズも少なくほとんど実施していません。緑化推進重点地区については、土地区画整理事業区域である上北台駅周辺と立野一丁目指定され、街区公園や市民農園の整備等が進められ、土地区画整理事業も平成 30 年度までに完了する予定です。

④ 市民・企業・行政の協働

樹林地や河川の保全、公園や道路、駅前広場における花壇整備等、協働による緑化が進められているほか、「東大和市特色ある公園整備基本方針」に基づく計画・整備段階における市民参加も始まっています。緑化の支援体制については、「緑のボランティア」が活躍している一方で、新たなボランティアの育成が進んでいないほか、条例に位置づけた「みどりの推進委員」が活用されていない状況もみられます。また、緑に関する総合的な情報発信を行う情報ガイドセンターの設置は進んでいません。一方で、「環境市民の集い」をはじめ、緑の普及・啓発に関わるイベント等の開催は進んでいます。

■施策の取組み状況(まとめ)

- ・ 第一次計画は、広範な取組みを網羅的に位置づけていることから、約 3 割の取組みが未実施の状況にあり、今後 10 年の計画期間で実施すべき取組みの重点化なども必要になります。
- ・ 既に一定の成果を得ている取組みや時代の要請に合致しない取組みがある一方、緑に係る諸制度の充実など緑と水を取り巻く環境の変化を踏まえた新たな取組みも必要になっています。

2 緑と水に関する市民アンケート調査結果

東大和市の緑と水に関する市民の考え、市民の取組み状況や参加意向等を把握し、本計画に反映するため、市民を対象としたアンケート調査を行いました。調査結果は以下のとおりです。

■調査方法

項目	内容	
配布対象者	18歳以上の市民	
抽出方法	無作為抽出	
実施時期	平成29年12月15日～平成30年1月9日	
配布・回収状況	配布数	2,000票
	総回収数	626票
	回収率	31.3%
	内、有効票	626票

※実施期間以降で差出有効期間（3月31日）に返信されたものは、総回収数に含めています。

■調査項目

1.回答者の基本情報について	
1-1	性別
1-2	年齢
1-3	職業
1-4	居住地域
1-5	居住年数（現在の場所に住んでいる年数）
2.市内の緑と水について	
2-1	市内の緑の量について、ここ数年で変化
2-2	緑と水の現状について、量の多少や質（管理状況、景観形成の状況等）への満足度合
3.現在の市の緑と水に関する取組みについて	
3-1	東大和市の「緑の基本計画」の認知度
3-2	緑と水の保全・活用や創出に関する市の取組みの認知度・今後の重要度
4.今後の東大和市の緑と水の望ましい姿について	
4-1	今後、東大和市にどのような緑と水の空間がつけられることが望ましいか
4-2	現在の緑と水に関するボランティア活動の参加状況
4-3	今後、緑と水に関するボランティア活動に参加したいと考えているか
4-4	自身で緑と水を守り、育むための取組み状況
4-5	自身で緑と水を守り、育むために今後、取組みたい、もしくは継続して取組みたいと考えているか
4-6	今後、緑と水にどのような役割を期待しているか
5.緑と水に関する自由意見（評価・要望等）	

(1) 緑の量及び緑と水の質について

① 緑の量の変化について

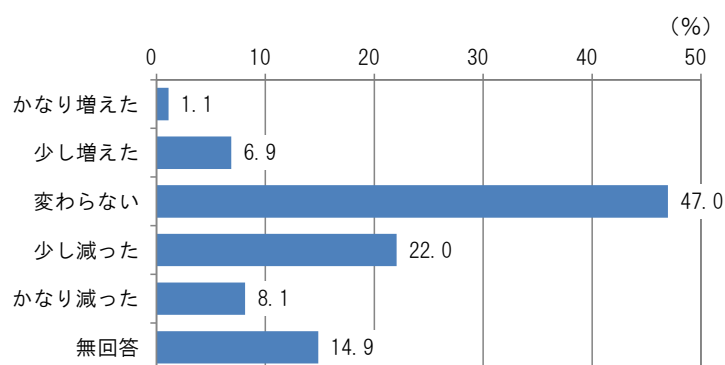
緑の量の変化について、「変わらない」と感じる方が多数を占めるものの、「少し減った」、「かなり減った」を合わせると全体の3割程度を占めます。しかし、「少し増えた」、「かなり増えた」と感じる方も1割弱います。

また、居住年数が短いほど「変わらない」と回答した方が多い一方、居住20年以上の方は4割近くの方が「少し減った」、「かなり減った」と回答しています。

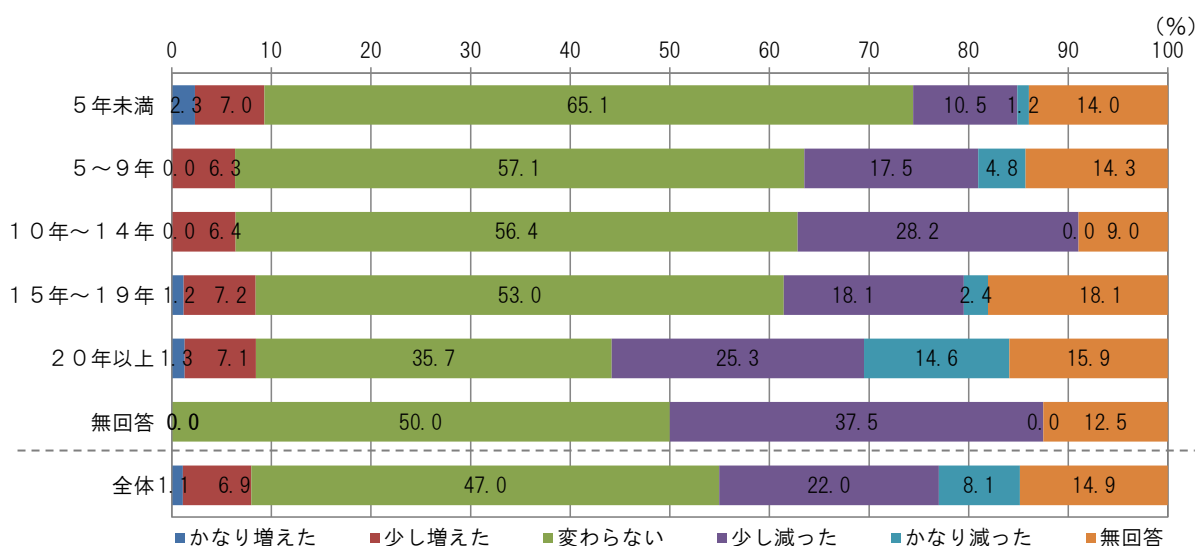
さらに、居住地域別にみると、緑の多い市域北側では減ったと感じている方が多く、緑の少ない市域南側では変わらないと感じている方が多くなっています。

特に、市内で最もみどり率が減少した「桜が丘」では、「かなり増えた」と感じている方がおり、必ずしも実際の緑の量と感じ方とが一致していない状況にあります。

問 市内の緑の量について、ここ数年で変化していると感じていますか。

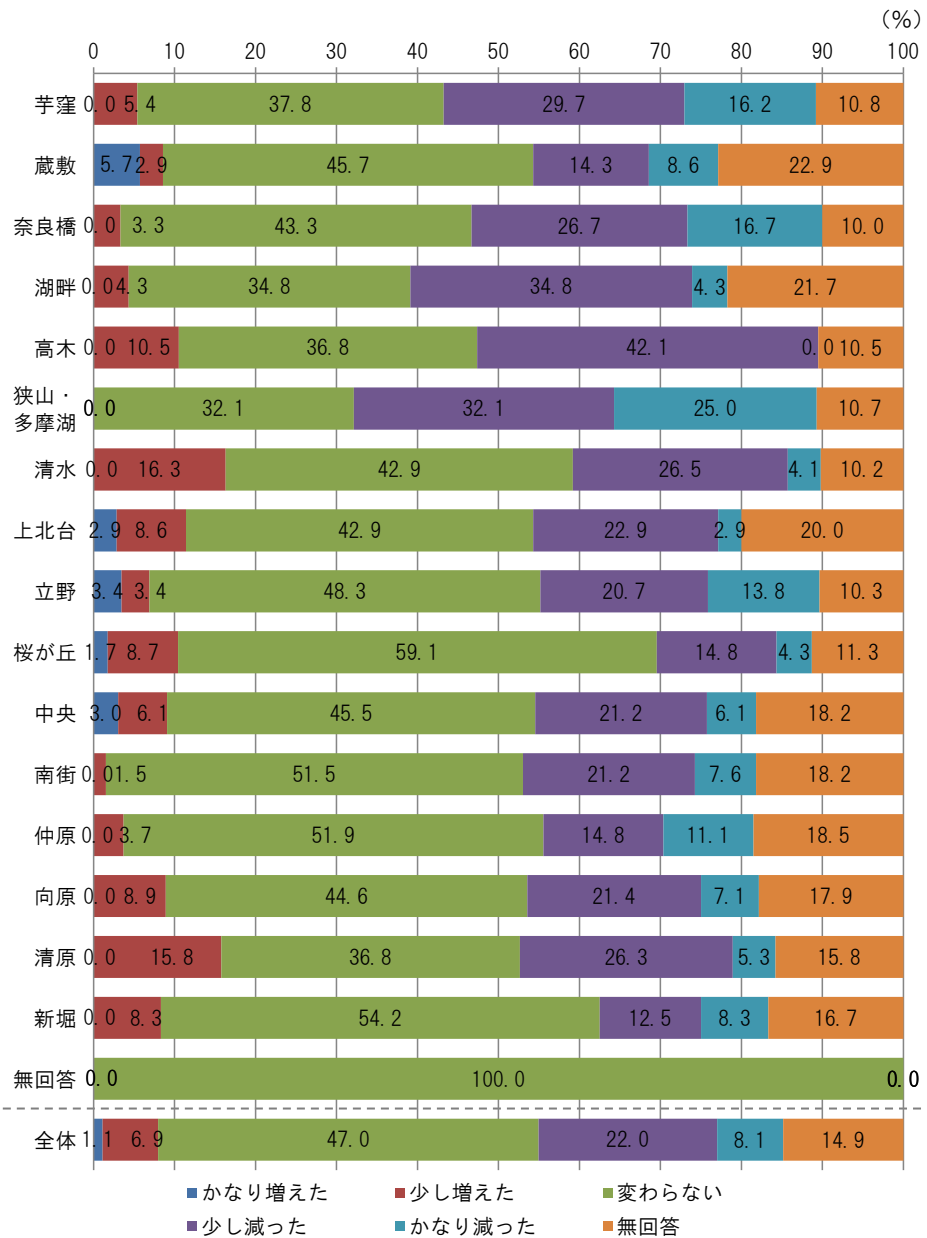


【居住年数別】

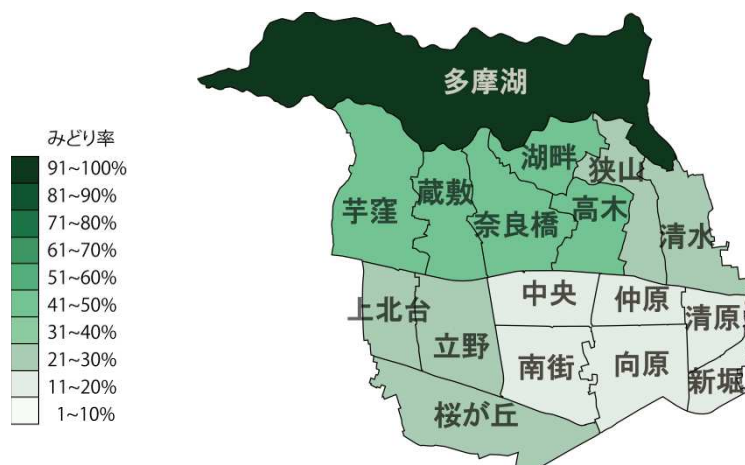


資料

【居住地域別】



【参考：地域別のみどり率（平成 25 年）】



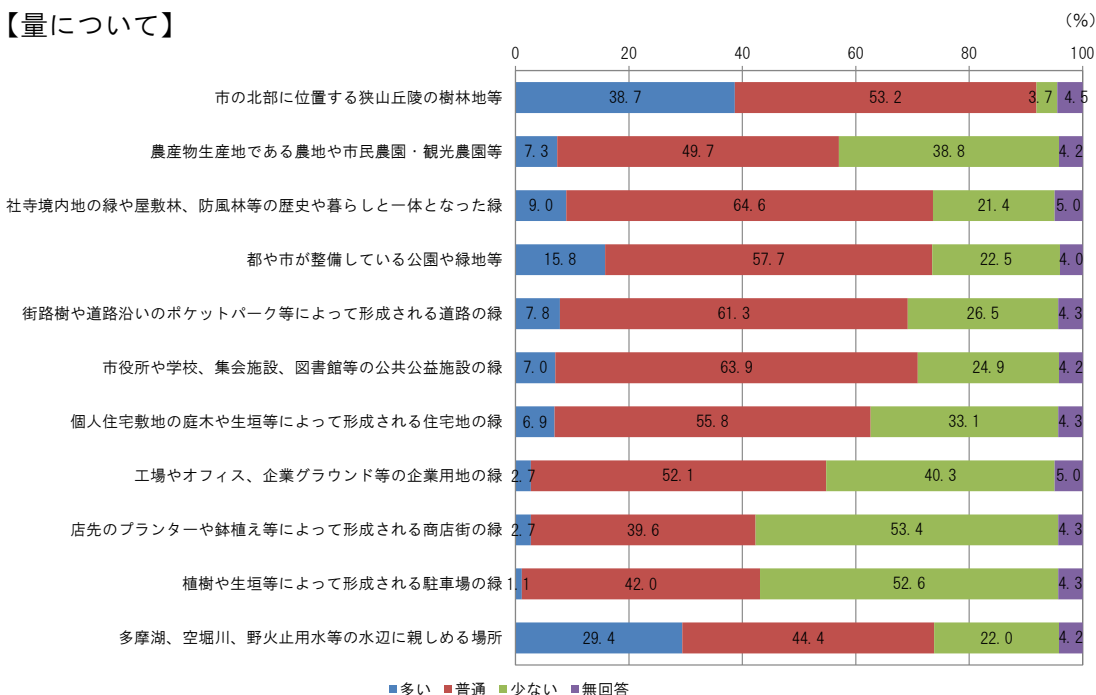
資料：地域別のみどり率は、東京都みどり率データを基に市独自集計を行った

② 緑と水の質に対する満足度について

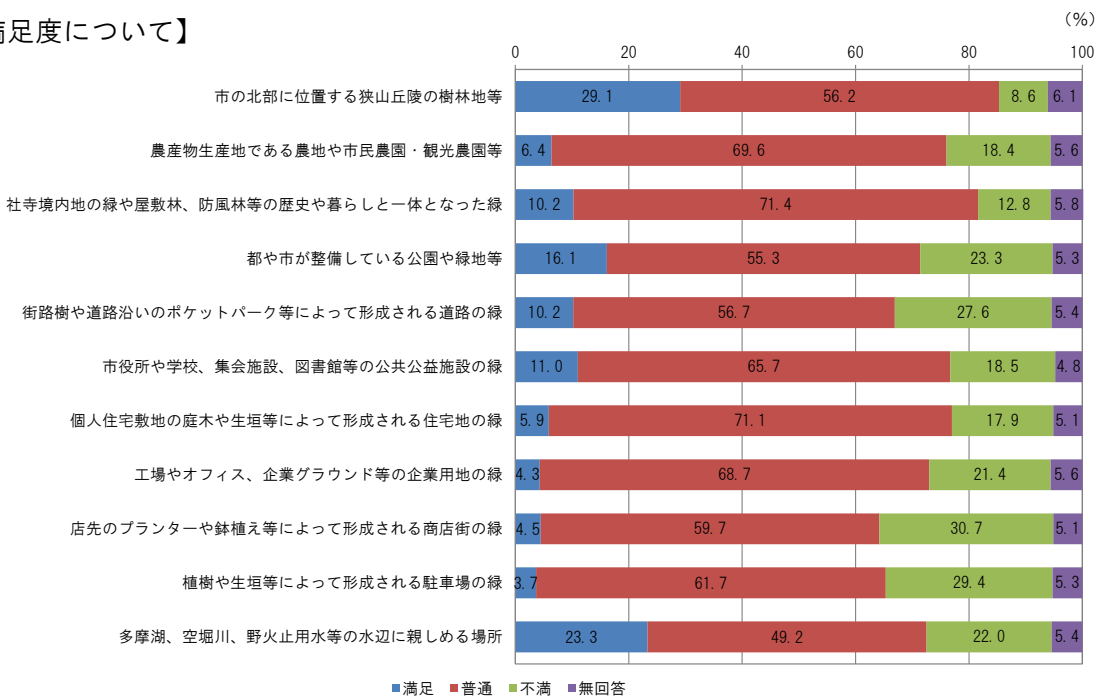
「市の北部に位置する狭山丘陵の樹林地等」、「多摩湖、空堀川、野火止用水等の水辺に親しめる場所」では、一定程度、量が確保されており、質の「満足」も得られていますが、その他の緑は、量も少なく、質についても「満足」に至っていません。
 特に、「店先のプランターや鉢植えによって形成される商店街の緑」、「植樹や生け垣によって形成される駐車場の緑」が量質ともに「不足・不満」と感じる方が多いほか、農地や市民農園等が量的に「不足」していると感じている方が多くいます。

問 緑と水の現状について、量の多少や質（管理状況、景観形成の状況等）への満足度合をどのように感じていますか。

【量について】



【満足度について】

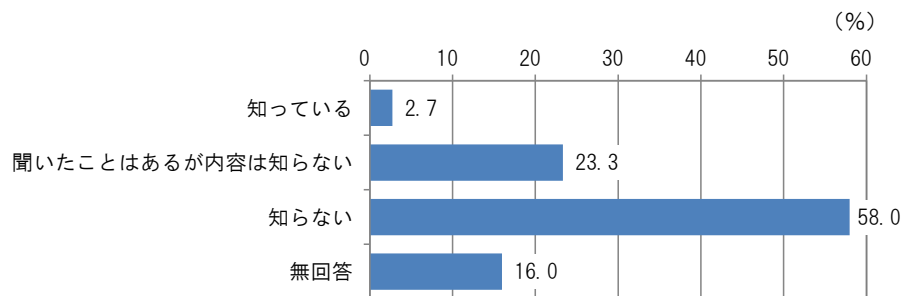


(2) 緑と水に関する取組みの認知度及び重要度について

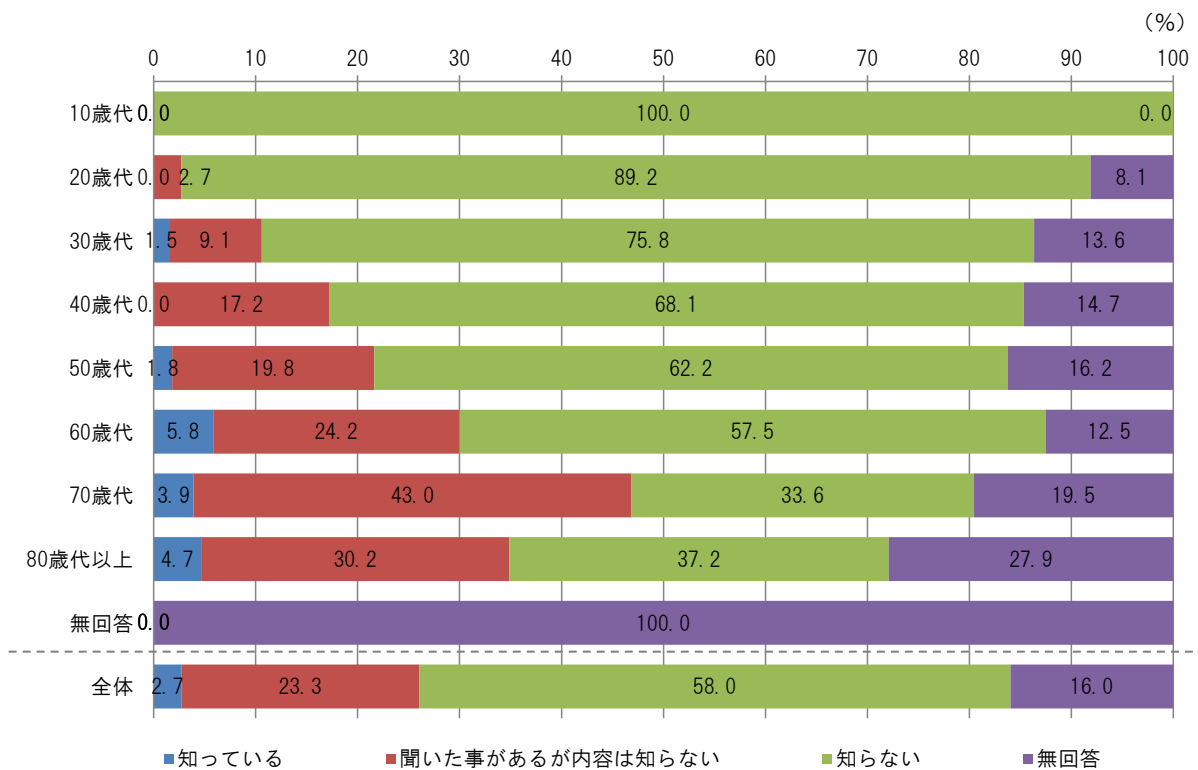
① 取組みの認知度について

市の緑施策のマスタープランである「緑の基本計画」について、内容も含めてご存知の方は3%に満たない状況にあります。
 特に、若い世代ほど認知度が低い状況が伺えます。
 市の緑と水の取組みの認知度について、概ね認知度が低い状況ですが、「水とふれあい、生き物と親しめる水辺の整備や河川の水質浄化、野火止用水のホタルの回復の取組み」では、およそ半数が「知っている」と回答しています。

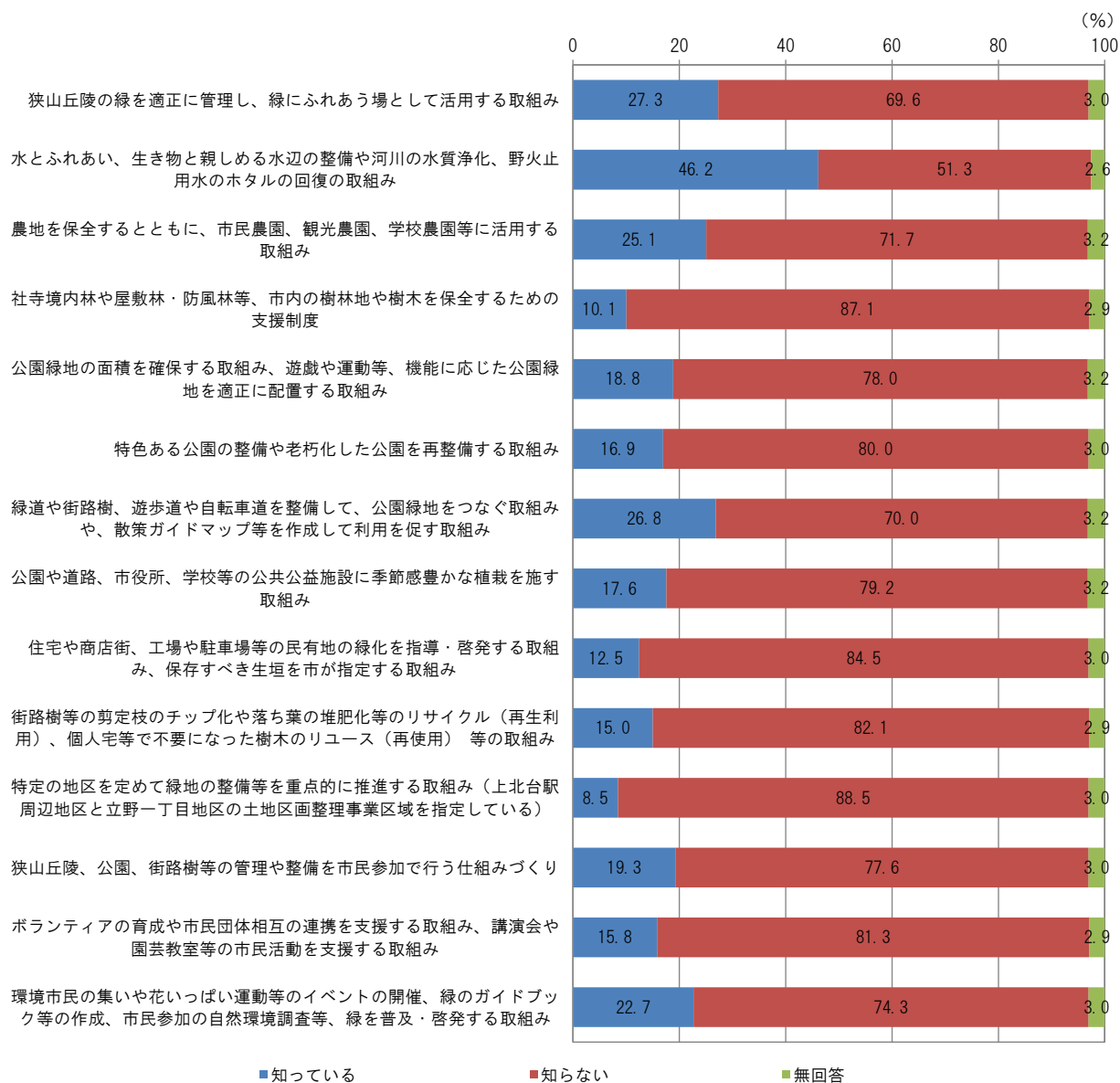
問 東大和市の「緑の基本計画」を知っていますか。



【年齢別】



問 緑と水の保全・活用や創出に関する下記の市の取り組みを知っていますか。

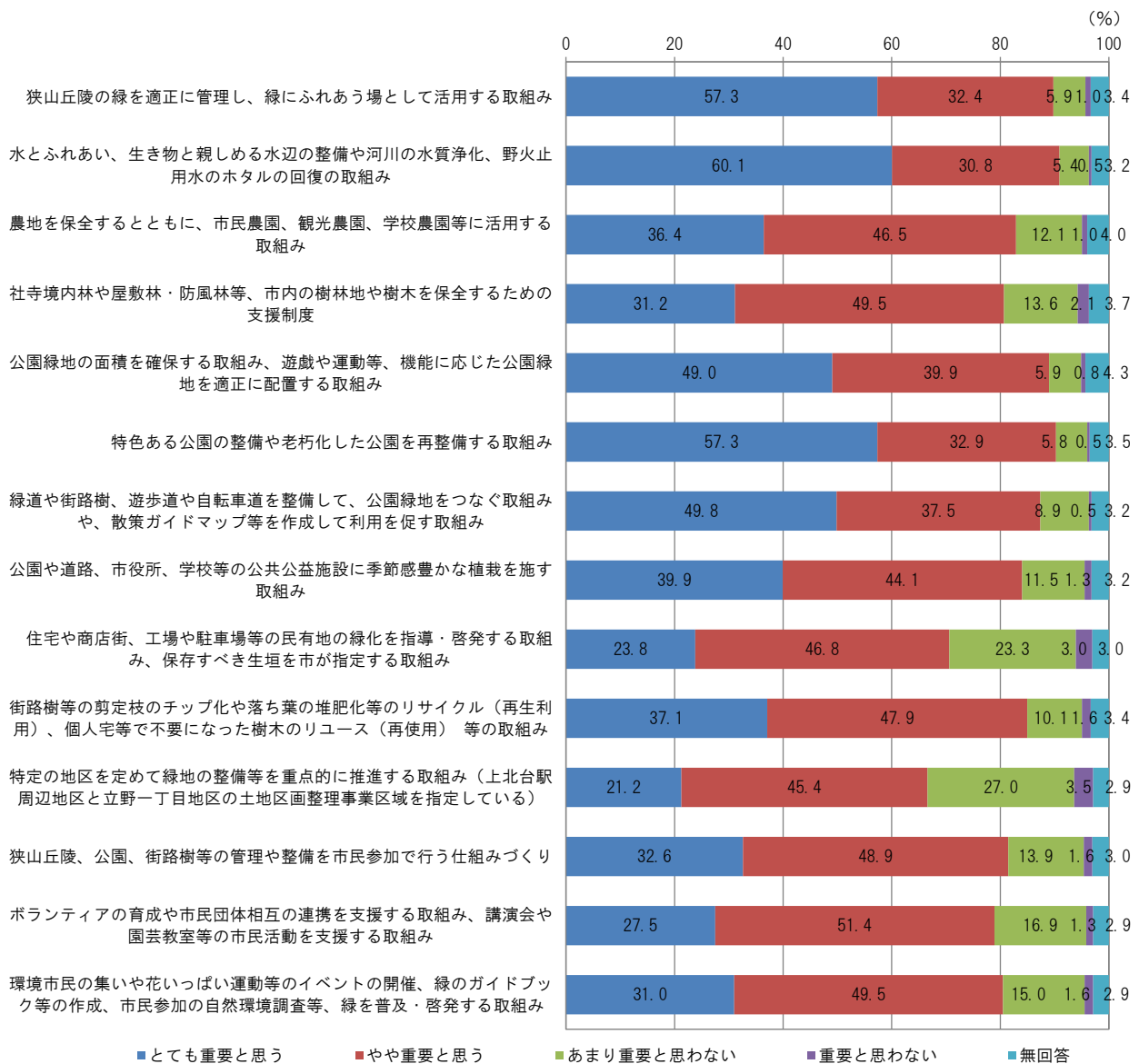


② 取組みの重要度について

半数以上の方が「とても重要と思う」と回答している取組みは「水とふれあい、生き物と親しめる水辺の整備や河川の水質浄化、野火止用水のホタルの回復の取組み」、「特色ある公園の整備や老朽化した公園を再整備する取組み」、「狭山丘陵の緑を適正に管理し、緑にふれあう場として活用する取組み」で、ともに「やや重要と思う」を合わせるとおよそ9割を占めます。

一方で、「あまり重要と思わない」、「重要と思わない」を合わせて3割を超えたのが、「特定の地区を定めて緑地の整備等を重点的に推進する取組み（上北台駅周辺地区と立野一丁目地区の土地区画整理事業区域を指定）」となっています。

問 緑と水の保全・活用や創出に関する下記の市の取組みの今後の重要度について、どのよう
にお考えですか。



(3) 今後の東大和市の緑と水の望ましい姿について

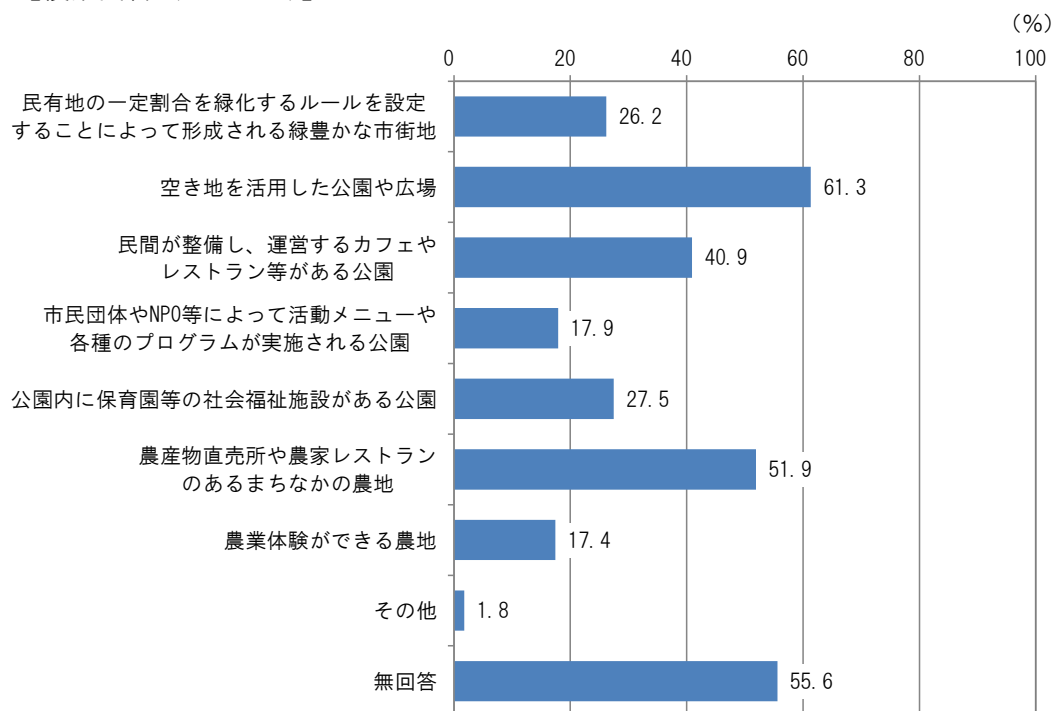
今後期待される緑と水の空間は、「空き地を活用した公園や広場」が最も多く、次いで「農産物直売所や農家レストランのあるまちなかの農地」、「民間が整備し、運営するカフェやレストラン等がある公園」と続いています。

また、年齢が高いほど「私有地の一定割合を緑化するルールを設定することによって形成される緑豊かな市街地」の回答が多い傾向があります。

さらに、10歳代で「民間が整備し、運営するカフェやレストラン等がある公園」の回答が他の年代に比べて非常に多いほか、20～30歳代では「公園内に保育園等の社会福祉施設がある公園」の回答が他の年代と比べて多い状況がみられます。

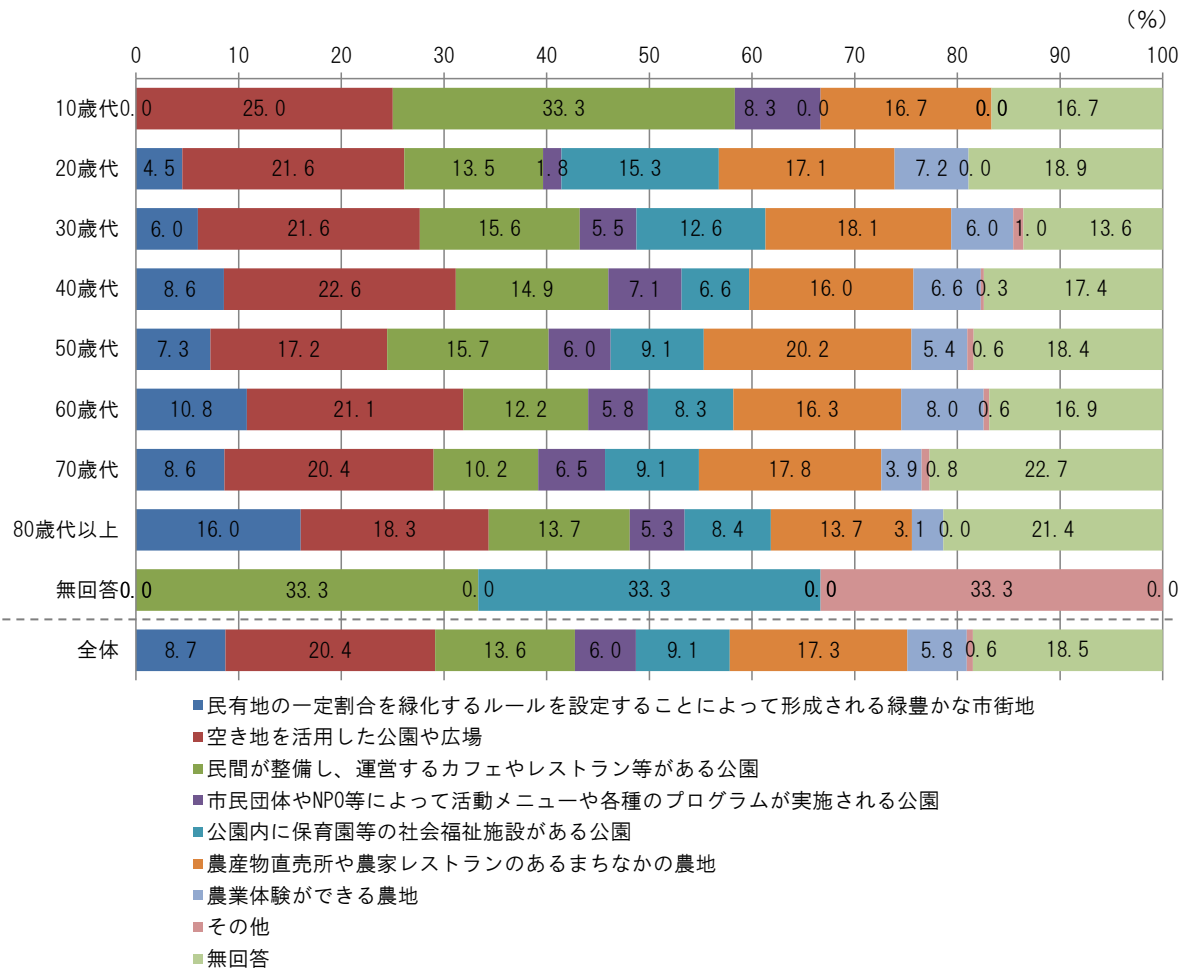
問 今後、東大和市にどのような緑と水の空間がつけられることが望ましいとお考えですか。

【複数回答（3つ以内）】



資料

【年齢別】

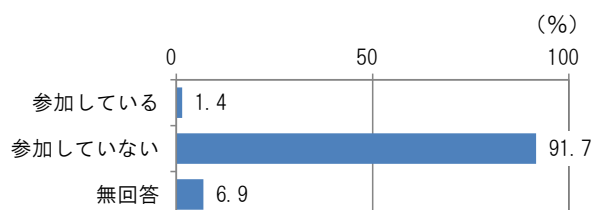


(4) 市民参加について

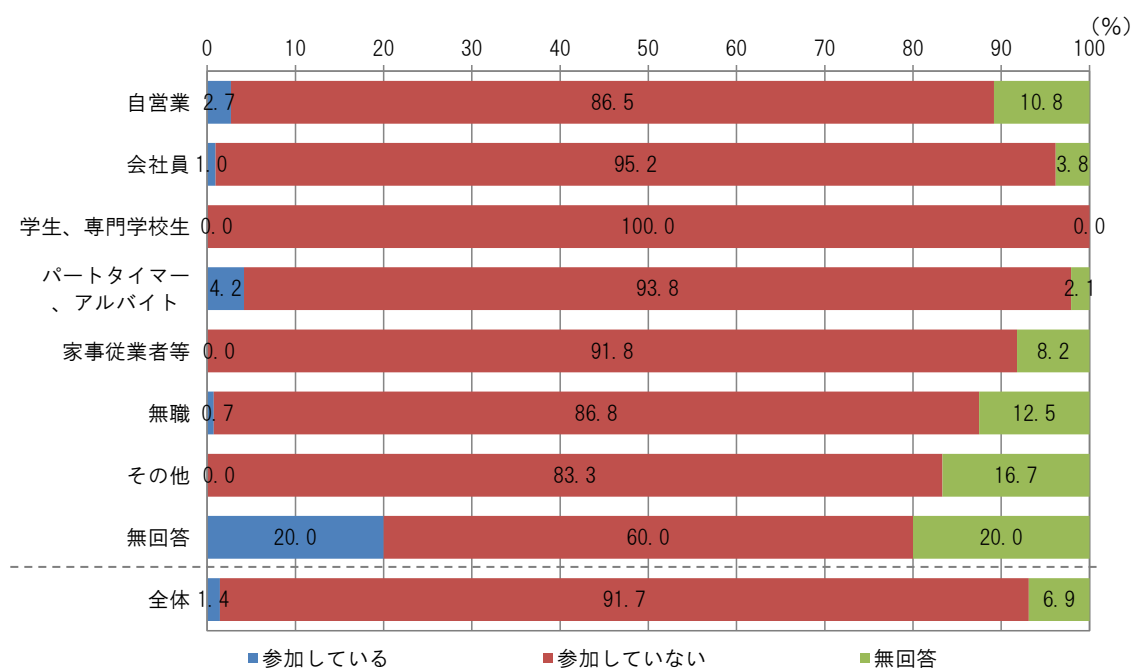
① 市民参加の実態について

緑と水に関するボランティア活動については、約9割の方が参加していない状況で、職業別にみると、「パートタイマー、アルバイト」と「自営業」の方が他の職業の方に比べてわずかに多くなっています。

問 現在、緑と水に関するボランティア活動に参加されていますか。



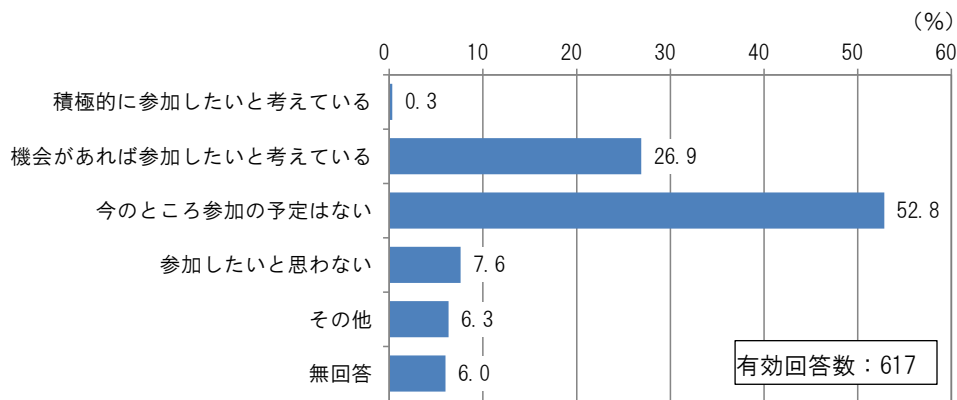
【職業別】



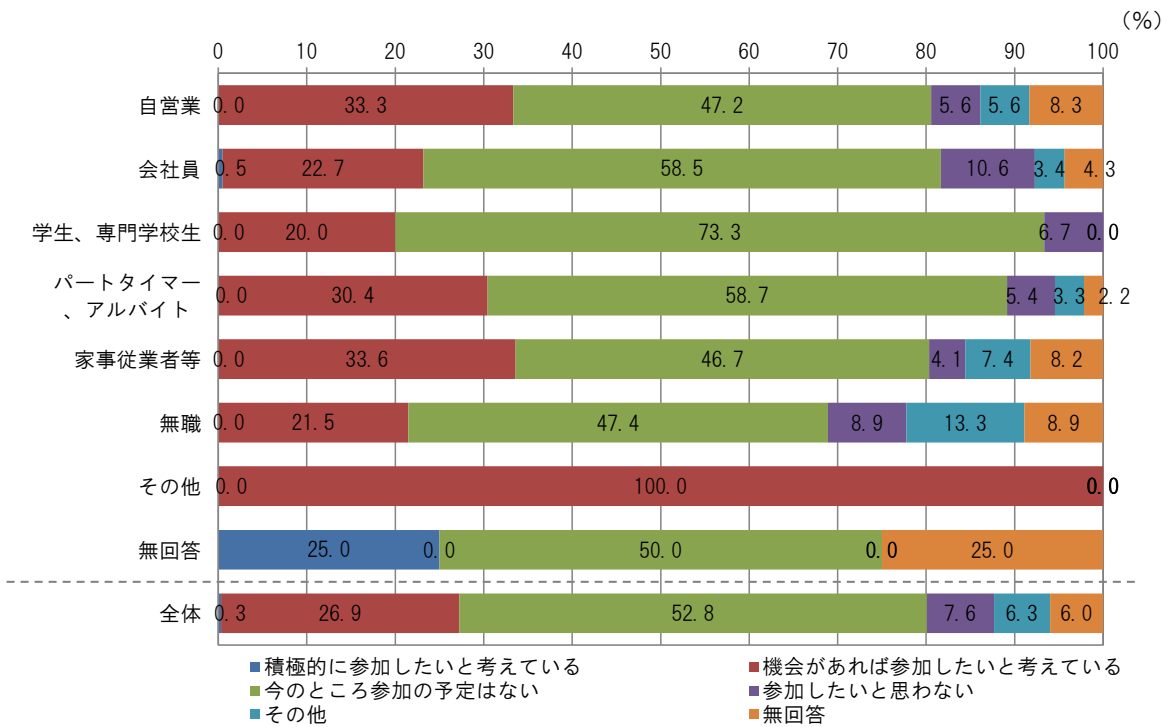
② 市民参加意向について

市民参加について、「今のところ参加の予定はない」方が半数以上を占める一方、約3割の方が「機会があれば参加したいと考えている」と回答しています。
 職業別では、「家事従業者」、「自営業」、「パートタイマー、アルバイト」で3割以上が「機会があれば参加したいと考えている」と回答しており、他の職業の方に比べて高い参加意向を示しています。

問 現在「参加していない」方について、今後、緑と水に関するボランティア活動に参加したいとお考えですか。



【職業別】



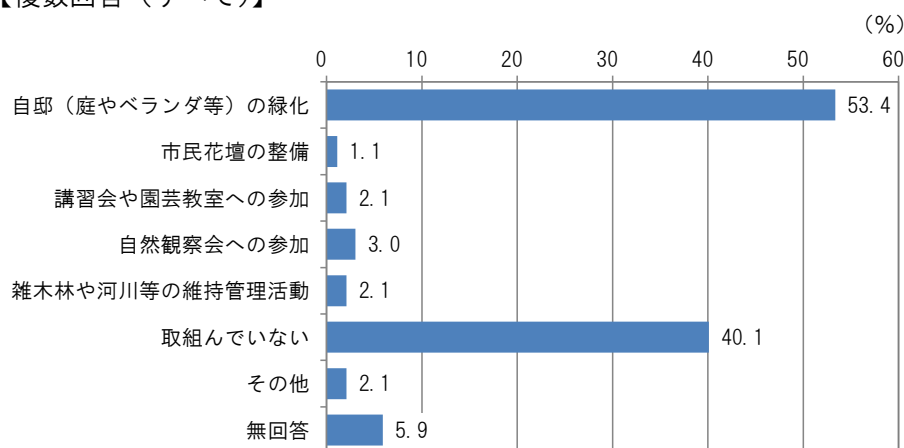
③ 自身の取組み実態について

現状、約半数の方が「自邸の緑化」に取り組んでいますが、それ以外の取組みについては、すべて合わせても1割程度の状況にあります。

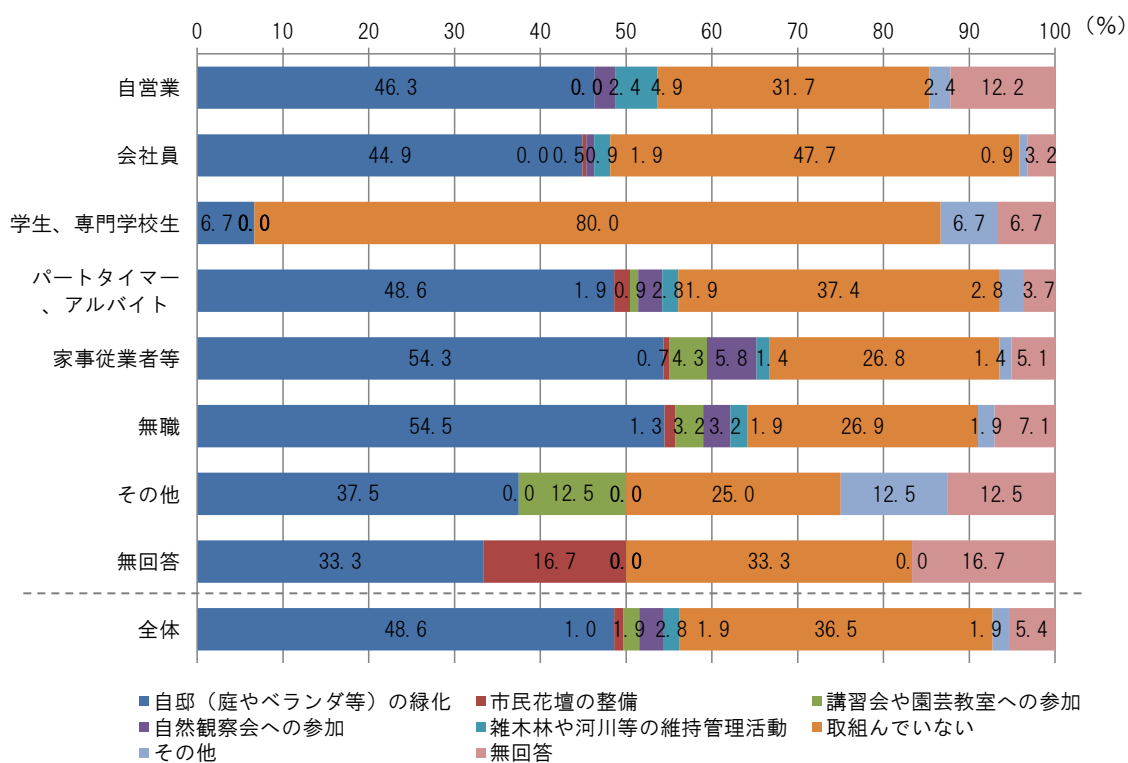
職業別にみると、「講習会や園芸教室への参加」が「自営業」「会社員」「学生、専門学校生」でまったくみられない状況にあります。

問 ご自身で緑と水を守り、育むために取り組んでいることはありますか。

【複数回答（すべて）】



【職業別】

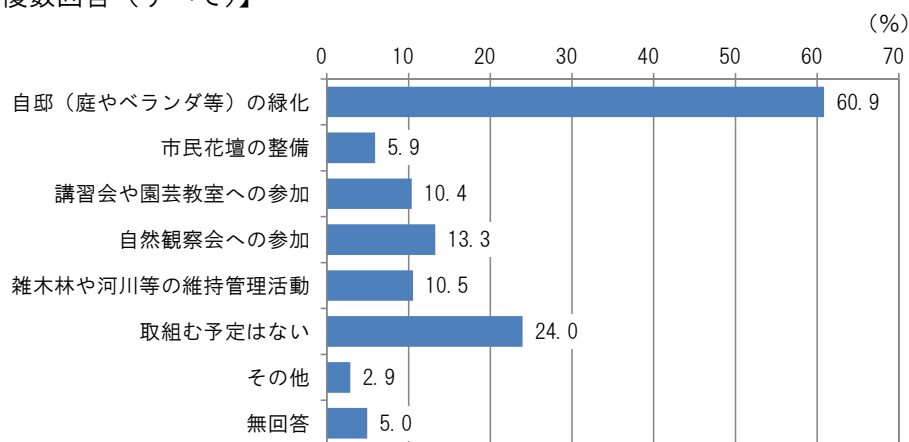


④ 自身の取組み意向について

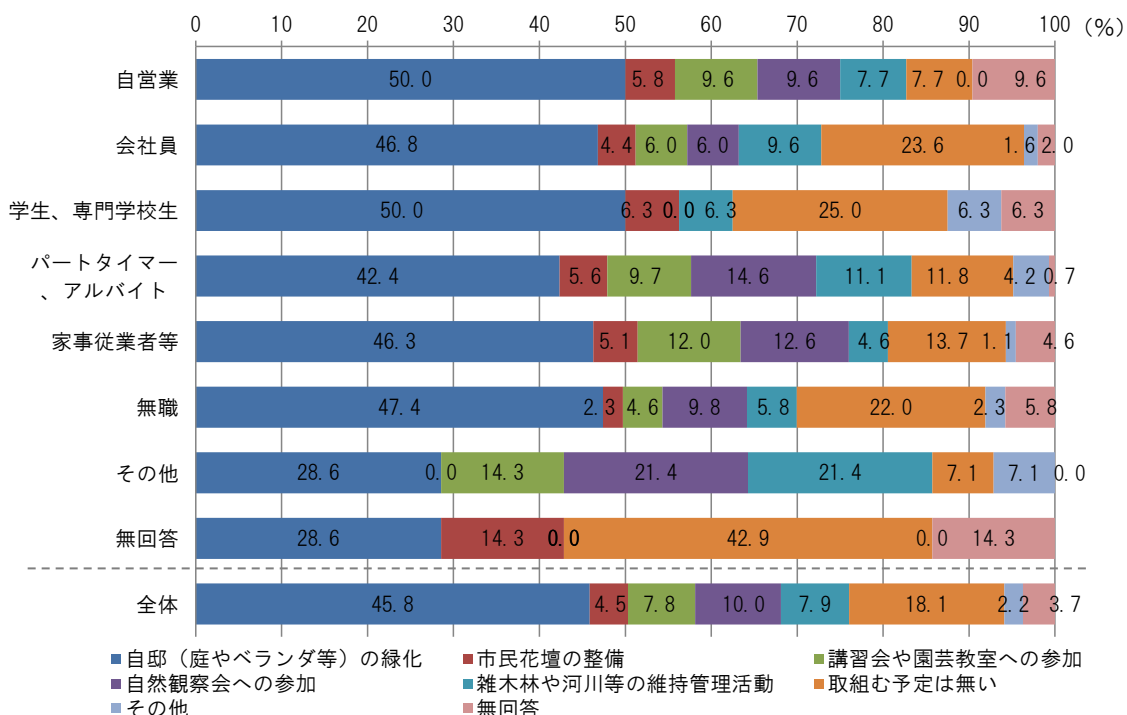
今後の参加意向では、取組み実態と同様に「自邸の緑化」が最も多い状況ですが、「自然観察会への参加」、「講習会や園芸教室への参加」、「雑木林や河川等の維持管理活動」などにも一定のニーズが見られます。
 特に、「家事従業者」、「パートタイマー、アルバイト」の方が、他の職業に比べ「自然観察会への参加」、「講習会や園芸教室への参加」の回答が多くなっています。

問 ご自身で緑と水を守り、育むために今後、取組みたい、もしくは継続して取組みたいとお考えのことはありますか。

【複数回答（すべて）】



【職業別】



(5) 緑と水に期待する役割について

緑と水に期待する役割としては、「生活にうるおいや安らぎを与える場」が最も多く半数以上の方が選択しています。それに続いて「生物多様性保全の場」、「地球温暖化の緩和の役割」、「都市の気温上昇の緩和の役割」、「防災や減災の役割」となっています。

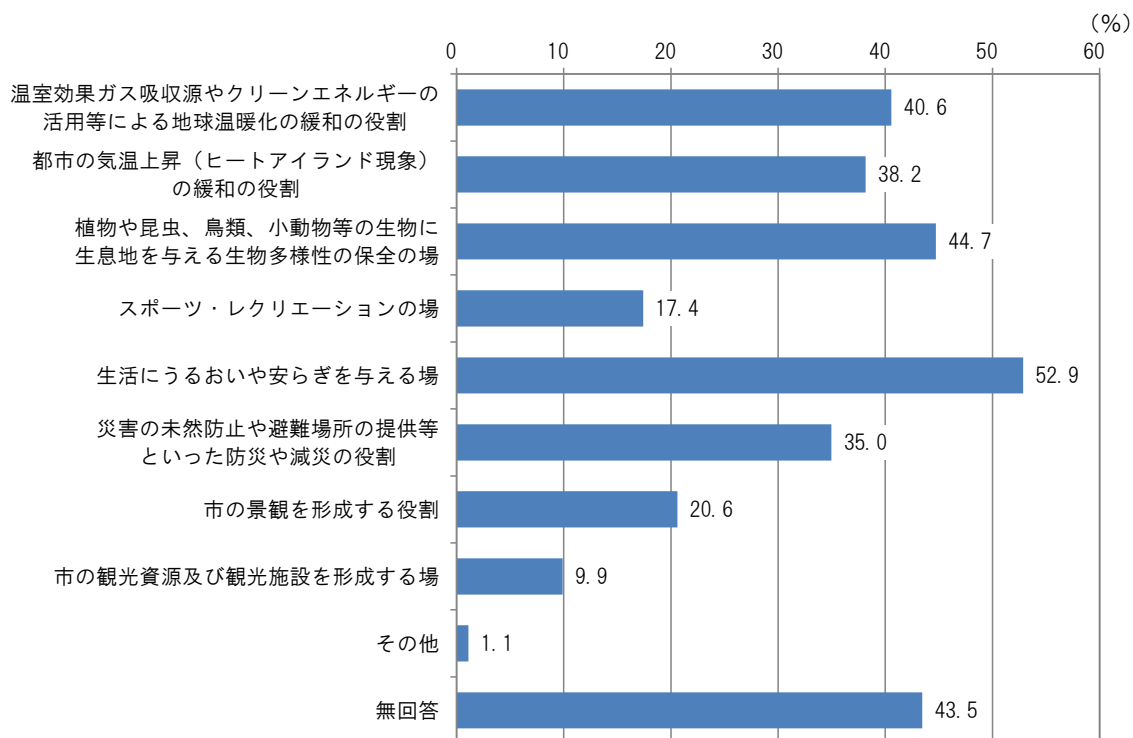
その一方で、「観光資源及び観光施設を形成する場」、「スポーツ・レクリエーションの場」は、比較的少なくなっています。

また、年齢別では、年齢が低い方ほど「スポーツ・レクリエーションの場」と回答した方が他の年齢に比べ多くなっています。

全体の傾向として、年齢による顕著な差異はありません。

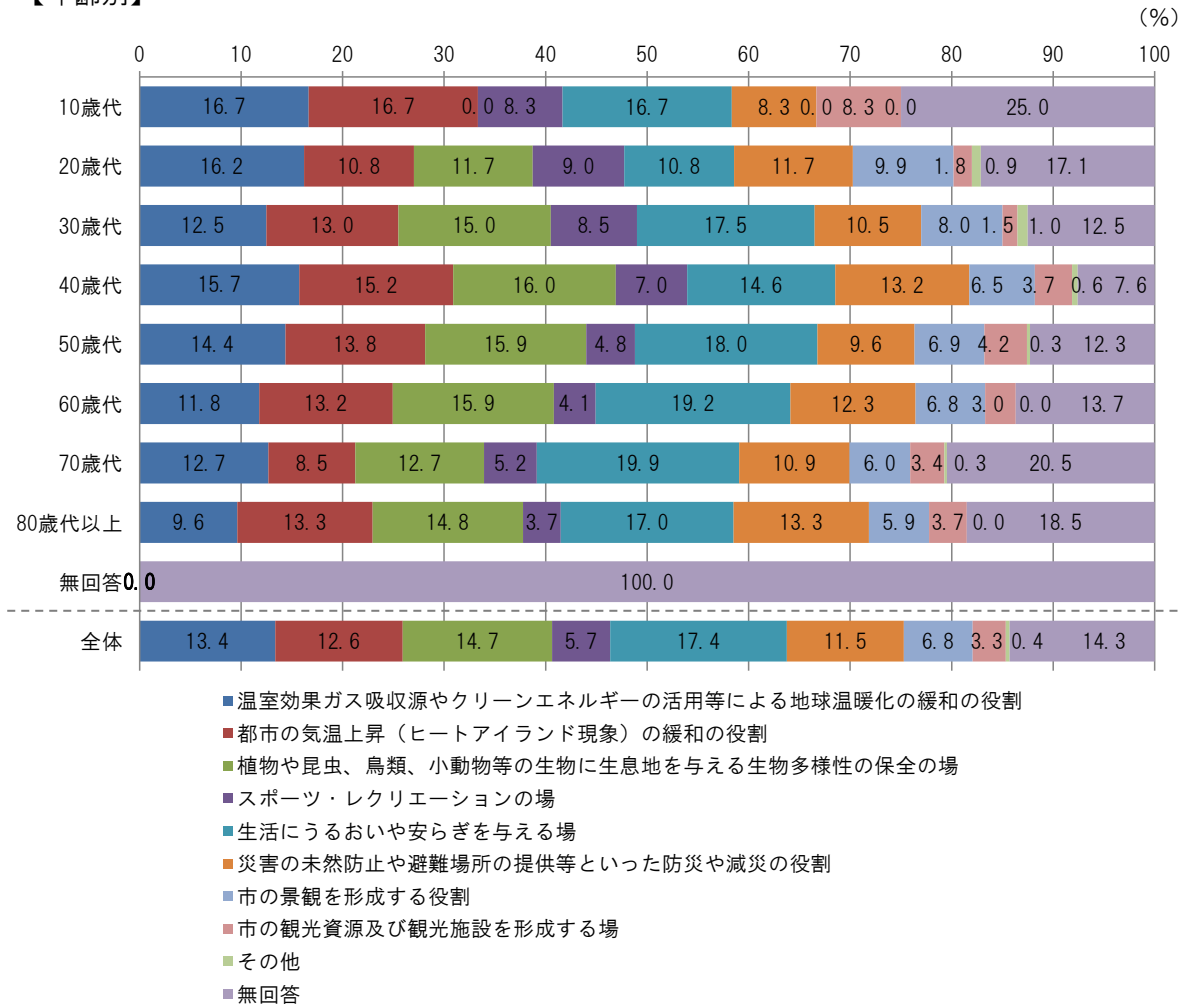
問 今後、緑と水にどのような役割を期待していますか。

【複数回答（3つ以内）】



資料

【年齢別】



(6) その他意見について

自由意見で多く寄せられた意見は、「狭山丘陵及び多摩湖の保全・活用」、「公園及び河川の整備」、「道路及び公園の維持管理」に関するもので、それぞれ以下のような内容となっています。

そのほか、「活動への参加ニーズ」、「狭山丘陵や公園のゴミ問題」、「積極的な情報発信(PR)」、「費用対効果を踏まえた取組み」などに複数の意見が寄せられています。

■狭山丘陵及び多摩湖の保全・活用

狭山丘陵や多摩湖の豊かな緑と水の資源を後世に引き継ぐとともに、これらの資源を緑と水に触れあえる場として有効活用してほしいという意見が多数みられます。また、狭山丘陵や多摩湖は市を代表する資源です。利用環境の整備や情報発信等の面で十分に活用されていないという意見もみられます。

■公園及び河川の整備

公園に対して、カフェ等の収益施設、親水施設、四季を感じられる植栽、子どもの利用できる施設などを求める意見が多数みられます。また、東大和南公園が良いという評価もみられます。

河川に対して、空堀川の整備が進んでいるとの意見がある一方で、親水空間や憩い空間の整備など、更なる利用環境の向上を求める意見が多数みられます。また、河川の水質向上や氾濫抑制を求める意見もみられます。

■道路及び公園の維持管理

道路に対して、強剪定されている街路樹や落ち葉処理の負担など維持管理のことも考えて緑化をしてほしいという意見が多数みられます。また、剪定や除草、老木の更新など維持管理が十分になされていないという意見もみられます。

公園に対して、植栽や遊具をはじめとした公園施設の維持管理が十分になされていないという意見が多数みられます。また、整備しても利用されていない(できない)施設や植栽しても強剪定してしまう状況では公園の意味がないという意見もみられます。

3 地域別懇談会の主な意見

東大和市の緑と水に関する魅力や課題を把握し、本計画に反映するため、8地域で地域別懇談会を開催しました。主な意見は以下のとおりです。

<p>開催日時 地域名</p>	<p>5月22日(火) 10:00~11:30 芋窪・蔵敷(1人) 5月22日(火) 14:30~16:00 奈良橋・湖畔・高木(5人) 5月22日(火) 19:00~20:30 桜が丘(1人) 5月23日(水) 10:00~11:30 清原・新堀(1人) 5月26日(土) 10:00~11:30 中央・南街(1人) 5月30日(水) 10:00~11:30 狭山・清水(5人) 5月30日(水) 14:30~16:00 仲原・向原(6人) 5月31日(木) 14:30~16:00 上北台・立野(1人)</p>
<p>市立狭山緑地</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 狭山緑地の木が育ち過ぎている 2 子どもと来て、散策をしてもらいたい 3 アスレチックのトイレを綺麗にしてほしい 4 井戸を作ってほしいが、作るのに様々な制約がある 5 工事をすると周辺の生態系が崩れると自然保護団体からクレームがくる 6 雑木林でオオムラサキを育てる活動も始まり、これから期待できる 7 狭山緑地の展望台に新しいテーブルとベンチが設置されて良かった 8 アスレチックがほとんど活用されていない 9 アスレチックが老朽化していて、子どもが遊んでいない 10 アスレチックのPRをするべき 11 緑地内の竹林を有効活用できないか 12 緑地内のごみ屋敷が目立つが木やアジサイなどで隠せないのか 13 市立狭山緑地の雑木林は、遊歩道が整備され、散策できるようになっている
<p>公園・緑地 その他の公園・緑地</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 今ある公園をどのように活用するか計画を考えた方が良いのではない 2 ベンチを増やして子どもと高齢者が一緒に利用できるような環境をつくってほしい 3 湖畔第一緑地及び湖畔第二緑地は、クレームに応じてサクラを切ったままで植える計画も予算もないので、プランを作ってほしい 4 芝中団地付近の調整池(4万t)の整備を都が進めていこうとしており、公園的な空間としていくのならば、市民の声を集めて、都に要請をしていく必要がある 5 都立東大和南公園や野火止用水など、毎日歩ける環境があるのが良い 6 公園にはシンボルとなるような大きな木を一本植えてほしい 7 誰でも花植えが出来るような花壇があると良い 8 昭和記念公園で人気の「虹のハンモック」のような場所があれば子どもが遊ぶのではない 9 ごみ箱やトイレを設置して欲しい 10 都立東大和南公園の噴水は夏にしかやっていないので、普段も水を流してほしい 11 上仲原公園に小スペースで良いので花壇がほしい 12 芋窪緑地も人が入れるような場所にしてほしい 13 清水緑道に衝立(車止め)が立っており、車イスが通れない 14 公園に草が多く生えている 15 緑道をつなげて緑を増やしてほしい 16 東大和南公園は私たちが行っても良いか悩む場所、子ども達が多く、座る場所もあまりない

公園・緑地	その他の公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 17 高齢者も子どもも一緒に過ごせるような場所を作ってほしい 18 憩いの場という雰囲気が欠けている 19 ベンチなど腰を掛ける場所が少ない 20 雨避けがない 21 自転車を長く駐輪できる場所がほしい 22 入場料を払ってでも見たいと思える場所を作ってほしい
水辺	多摩湖	<ul style="list-style-type: none"> 1 多摩湖自転車歩行者道の桜などは、かなり衰退していくものと考えている 2 桜が衰退してきて、新しい桜を植えないため、桜が減っている 3 昔は農家の人が落ち葉をかき集めて肥料にしていたため、林の中がきれいだった 4 それでも農家が少ないので、藪化しており、冬には湖の水面が見えない 5 多摩湖は昔も今もオアシスである
	空堀川・奈良橋川	<ul style="list-style-type: none"> 1 市の重要な水資源であるため、環境改善等について都に対して強く申し入れをしてほしい 2 旧河道を活かした整備などの要望を続けていってほしい 3 空堀川沿いに東砂公園、立野窪公園、下砂公園の計画があるが事業化されていないが計画通り実施するのは難しいと思うので、小規模でいいので都の事業にあわせて整備していってほしい 4 水がうまく流れず、枯れ川になっている箇所もある 5 本来の川のあるべき姿を考えた整備をしてほしい 6 水量が少ない 7 空堀川が綺麗になって嬉しい 8 楽しくウォーキングできる緑と水の空堀川にしてほしい 9 トイレやベンチ、日陰を含めて整備してほしい 10 空堀川は水量乏しいが、川で泳げたら良い 11 上流の武蔵村山市での整備の影響を受けて、東大和市の水が伏水してしまっている 12 以前は上流からの水や湧水も豊富だった。今は森永頼みになっていて残念だ 13 水量について施策を講じてほしい 14 学校で使用される排水を浄化して川に流すことを国や都と協力して考えてほしい 15 都が管轄している場所と市が管轄している場所を明確に示してほしい 16 アジサイなどを植えれば人が来るのではないかと 17 花壇の管理をオーナー制にして予算を掛けない方法もある
	前川	<ul style="list-style-type: none"> 1 水辺がコンクリートで固められており、生物が生息できない状態なので、環境改善してほしい 2 水量が少ない 3 前川を元の姿に戻すのは難しい 4 前川は唯一水量が豊富であるが、東村山側だけのため、なんとかしてこれらの水を循環させる方法を検討してほしい
	野火止用水	<ul style="list-style-type: none"> 1 水量が調節できていない

<p>公共空間</p>	<p>公共施設</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 玉川上水駅には花を植えるところがほとんどない 2 駅前などに花を植える場所を確保できるように計画してほしい 3 公民館にもベンチがあると良い 4 狭山公民館は花がきれいに植えられている 5 四小の南側に植えたエノキとムクノキが育って、たくさん実をつけ、生物多様性に貢献している 6 東大和駅前の噴水が壊れているが、直せないのか
<p>民有地</p>	<p>農地・市民農園</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生産緑地法の改正を受けて、新たに指定された農地もあるが、農地の減少に歯止めをかけるには抜本的な対策が必要と考える 2 農作物を育てながら太陽光発電を行う「ソーラーシェアリング」という考え方もある 3 産業振興課とも連携する必要がある 4 市民農園を返してくれと言われないためには、相当の見返りを市が用意しないとイケない 5 生産緑地を貸して飲食店を出したりするのは人口増であれば可能性大だと思う 6 農地の宅地化を食い止めなければならない 7 農地を市街地の貴重な緑として積極的に保全・活用を図る計画とすることが重要である 8 芋窪や葎敷など狭山丘陵の周辺の畑を維持したい 9 都市化が進むことにより便利にはなったが、農地や緑が減ってしまって淋しい 10 農業体験ができる市民農園などを作ることが大切である 11 無料の市民農園があればもっと良い 12 東大和ファーマーズセンターのように道具やシャワーなどの貸出はそんなに必要ないので、借りられる農地を増やしてもらえないだろうか 13 借りられる農地面積が小さすぎる
	<p>生垣</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 植木屋に頼んで維持をするのも大変である 2 若い人は生垣をあまりやりたがらない 3 東大和市にとって重要な資源である生垣が減っている 4 ぜひ、補助金を復活させてほしい
<p>植栽木</p>	<p>更新・維持管理</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 木の寿命を考えた伐採や更新のマスタープランがないように思う 2 樹木の更新について、樹種は問わないが、計画に組み込んで進めてもらいたい 3 保全しながら更新してほしい 4 芋窪の樹林を「トトロのふるさと基金」によって東西の緑のネットワークが形成されるが、これをどのように活用していくのかを都と市と事業者と市民で考えていく必要がある 5 街路樹マイスターがいなく、この植木はこれぐらいで育つ、ツツジだから大きくなってもこれぐらいという教育がなされないで植えているため、道路から私の家に掛かってくる 6 剪定の時期を考えて、夏には緑陰が形成されるようにしてほしい 7 ヤマモモ通りのヤマモモの実を自由に持ち帰られるような活用をしてはどうか 8 緑地の緑がかなり巨大になっており、家が日陰になる

動植物保護活用	トウキョウサンショウウオ・ホタル	<ol style="list-style-type: none"> 1 トウキョウサンショウウオは道路脇の側溝のようなどろみの中にいるので、管理が難しい 2 トウキョウサンショウウオの卵を学校の教材として、ふ化から放流まで子ども達と一緒にやっている 3 他の土地や水で養殖されたホタルは、寿命も短く、定着しないので、ホタル養殖には限界がある 4 野火止用水では、水路の構造や水温、湿度や照度などの周辺環境の工夫が必要 5 近隣住民が夜間の照度を抑えるなどホタルへの配慮をすると良い 6 野火止用水のホタルは、今のままの取組みでは回復しない 7 野火止用水の環境とホタルが生息できる環境条件が一致していない 8 野火止用水はホタルが生存できる環境なのか、ホタルの生息するビオトープ管理者の知恵や力を借りながら考えてほしい 9 野火止用水のホタルの個体数に関する記録を取ってほしい 10 ホタルの個体数が回復しないのであれば看板は撤去すべきである 11 ホタルがいる湖畔ビオトープは湧水を使用しており、土もしっかりしている 12 野火止用水は夜間も明るいため、ホタルの自然繁殖が難しい 13 野火止用水だけでなく、他の場所でホタルを育てることを検討も必要になってきている 14 湖畔ビオトープでは毎年ホタルの生息が確認されていると聞く 15 ウォーキングコースでホタルが見られる場所と書いてあるがホタルがないので案内できない 16 ホタルに関する看板の文字が薄くなって読めなくなっているため、撤去した方がよい
	その他動植物	<ol style="list-style-type: none"> 1 丘陵地帯で水辺がないので、様々な動植物を守るためにも水辺を作りたい 2 都立東大和公園のアカマツはマツクイムシが原因で1年で100本ぐらい枯れていた 3 都立東大和公園にハルゼミが生息していた 4 都立東大和公園には多摩地区では唯一のハルゼミの生息地と言われている 5 狭山丘陵には多摩地区では絶滅していたと考えられていたコウモリカズラが発見されている 6 ハルゼミ、ヤマトタマムシの個体数が減った 7 昔は、前川に絶滅危惧種になっているムサシタナゴがたくさんいた 8 前川・玉川上水・空堀川にいた生物が工事の影響によりいなくなってしまった
外来種対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 ナガミヒナゲシ、オオキンケイギク、ワルナスビなどの駆除について考えていきたい 2 多摩湖の中堤防の斜面もオオキンケイギクが繁茂している 3 外来種（オオキンケイギク等）により、ジャノメギクが少なくなってしまった 4 計画の中にも外来種について触れてほしい 	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ボランティア活動 ・市民協働</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 萌芽更新をボランティアで行っているが人手が足りない 2 伐採するだけでなく、伐採した枝をどのように生かしていくかを考えている 3 都立東大和公園ではアカマツの育成に取り組んでいる 4 次の世代に繋げることができるようにしたい 5 年齢が極端なので、中間の世代がほしい 6 114 件ものプログラムがあるが、これだけはやりたいというものを 10 個くらい挙げ、絶対に未実施にしないテーマとして取り組めば、市民としても協力しやすい 7 活動する市民がつながる仕組みを考えてほしい 8 野火止用水（玉川上水・分水網）が、「プロジェクト未来遺産」に登録されたことも踏まえ、市民に広く知ってもらう一環として取り組んでいる 9 環境課の「花づくり講座」も門戸を広くし、様々なネットワークがつくれるようにしてほしい 10 「花＊みどりカフェ」など市民は市民で一生懸命取り組んでいくが、支援や受け皿づくりなど 行政も一緒に取り組んで行ってほしい 11 「トトロの森」で市外からのボランティアが来て活動することになるが、市内の緑の保全を市外の方にお任せするのは市の恥ではないか 12 官民連携ではなく、民民連携ではないか 13 財政が厳しくなれば、雑木林の会等のボランティアの方々に依存する割合が上がる 14 様々な面で市民協働体制の構築やそれをより強固にしていこうというのを言っているが、ボランティアばかりで良いのか 15 野火止用水のホタルもボランティアの方が大変苦勞されている 16 ボランティアに参加している人が増えている 17 緑がある恩恵を理解してもらえばもっと取り組んでもらえるのではないかと 18 家の庭をバラなどの花でいっぱいに行っている人もいて、そうした家を見て歩くウォーキングコースも面白い 19 建て詰まった宅地では花植えはできない 20 市民・企業・行政の協力の重要性が高まっている 21 毎月 1 回マイナスイバ一本で通りがかりの溝の草を取ってやるような掃除も春先にやるだけで草が蔓延らないので、春の草は丁寧にやった方が良い 22 若い人を増やしていくためには、市民や職員が緑に関する意識を持って、身近な人と行ってみるのが良い 23 東大和市の雑木林の会や環境の会は高齢化している 24 口コミで呼び込みを行えば、関心のある人が来てくれる
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">情報発信</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民でも狭山緑地がどういうところか知らないのでは、狭山緑地の知名度をもう少し上げたい 2 市の北側周辺の方は狭山緑地のボランティア活動を知っている 3 多くの方に知ってもらうのは良いことだが、そこへ来て妨害する人が出てくると困る 4 都立東大和公園でのアカマツ等の保護活動が市民にどれだけ理解されているのか 5 雑木林を作るための伐採等の手順や計画を周辺だけで、市全体に周知していない

<p style="text-align: center;">情報発信</p>	<ol style="list-style-type: none"> 6 情報は随時提供してほしい 7 都と市の情報交換も重要である 8 市が入手した情報を「環境ニュース」のような形で発信してほしい 9 ホタルのPRをしているが、PRと実態が異なっている 10 緑の基本計画についてPRを行い、考えてもらうことで緑・水の大切さがわかってもらえるのではないかと 11 情報はHPでなく、市の掲示板に載せるべき 12 イベントなどに関する宣伝をもっとするべき 13 市民に関心を持ってもらい、協力してもらえるようにすることが一番大きな課題である 14 イベントに関する認知度が低い 15 みんなが見て分かってもらえるような市報でないと言えない 16 事前にイベント情報を知らせることは良いが、人が来る生きる計画をしないとイケない 17 もっと宣伝をしてほしい 18 イベントで人が来るのは良いが、来てもゴミを落としていだけなので、有名にしなくても良いと思う 19 ホタルやトウキョウサンショウウオに関するPRをもっとしてほしい 20 市民に説明をする際には、資料に具体的なイメージ図があると良い 21 計画が出来たら、HP上でなく、公民館などに冊子として置いてほしい 22 福祉の部門などとも連携していけば、人を呼び込めるまちになると考える 23 都市部の人はあまり緑地の方に来ない 24 緑の散歩マップに民間のトイレやAEDの設置箇所も掲載してほしい
<p style="text-align: center;">緑と水の考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 多摩湖一帯の水面と緑地を除くと、緑地面積の減少も急激なものになるのではないかと 2 公園も緑地としているが、砂利が引いてあって遊具があるだけの公園を緑地と考えて良いのか 3 市街地部分の緑をどれだけ充実させていくか、水辺を豊かにしていくかという視点が大事である 4 少ない公園や緑地をどうしていくかといった部分に重点を置いた施策に向かってほしい 5 水・緑・農地と地球温暖化などの問題をうまく結びつけていくことも大事である 6 前川はコンクリート張り、二ツ池には水があるが下流がすべて住宅、多摩湖の水も使えないので東大和市はきれいな水があるとは言えない 7 空堀川は緑と水に関連付けることが非常に難しい川である 8 水の問題をどうするかということも施策に取り込んでほしいと考えている 9 活用と保全是相反する 10 初めから観光資源にするのではなく、今ある資源がより良いものになれば、結果的に市外から人が入って来るという観点もほしい

吉岡邸	<ol style="list-style-type: none"> 1 出入口辺りにヤマブキやシュウカイドウなどの花を植えたり、木を伐採したりするときれいで入りやすい 2 駐車場計画については、美観の面から考えると生垣を撤去して駐車場にするというのはナンセンスである 3 近隣に空いている駐車場があるので、そこを使えば良いのではないか 4 障害者のための車寄せスペースだけで十分だと考える 5 木が育ち過ぎていて、近隣住民に迷惑をかけており、近隣住民との協調も大事となる 6 向かいの民家のケヤキも根が道路まではみ出し、舗装が浮いてしまっている 7 駅から近く交通の便も良いところなので、敷地内に駐車場を作るのはもったいない
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の職員の方々も少しでも興味を持って、どうやって保全していくかをもっと分かってほしい 2 多摩湖や一帯の緑と市民をどう結び付けていくかが重要、都と市や市民が話し合う場をつくることも計画に位置づけてほしい 3 他の計画との整合性や調和が重要 4 国レベルの問題になるが、法律・条令同士の整合性がなく、効果がないということもあるので、縦割りでなく、横も見してほしい 5 生物の多様性や多様な文化を受け入れることをしないといけない 6 資金がなく、できることが制限されているので、資金をどう使うか工夫をしていかなければならない 7 緑を慈しみ、育てるということに関心を持ってほしい 8 小学校教育で校外活動をセーブしているが、昔は緑に親しむ時間が作られていた 9 どのように歩きやすい散歩道を作るか、信号機も含めて検討が必要である 10 道路にペイントや標識を 100m置きにすることで、「推奨遊歩道〇号」や「ここからここまで〇km」等の表現ができる 11 東京街道団地は都が主体で市はあまり関与していないため、住民の意見を発するところがない 12 落ち葉のクレームで木を伐採する前に、緑の計画をきちんと説明して理解を得るなどの処置も考えてほしい 13 お金がかからない緑の保全方法を検討してほしい 14 ごみ箱の設置やごみの持ち帰りキャンペーンをやってほしい 15 市の予算から毎年いくらか積み立てて環境のために 10 年サイクルで使う仕組みを作してほしい

4 計画の目標(目標1及び目標2)内訳

本計画「第5 緑と水の将来像と基本方針」の「6 計画の目標」に示した「目標1 公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標量」及び「目標2 緑地の確保目標量」の内訳は下表のとおりです。

表. 「目標1 公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標量」内訳表

緑地種別	年次	現況値(平成29(2017)年)						中間年次目標値(平成35(2023)年)						目標値(平成40(2028)年)					
		市街化区域			市域			市街化区域			市域			市街化区域			市域		
		確保量			確保量			確保量			確保量			確保量			確保量		
		箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人
都市計画公園	住区基幹公園	16	2.73	0.32	16	2.73	0.32	16	2.73	0.32	16	2.73	0.32	16	2.73	0.32	16	2.73	0.32
	近隣公園	1	0.09	0.01	1	0.09	0.01	1	0.09	0.01	1	0.09	0.01	1	0.09	0.01	1	0.09	0.01
	都市基幹公園	1	4.33	0.51	1	4.33	0.51	1	4.33	0.51	1	4.33	0.51	1	4.33	0.51	1	4.33	0.51
	運動公園	1	9.87	1.16	1	9.87	1.16	1	9.87	1.15	1	9.87	1.15	1	9.87	1.16	1	9.87	1.16
	基幹公園計	19	17.01	2.01	19	17.01	2.01	19	17.01	1.99	19	17.01	1.99	19	17.01	1.99	19	17.01	1.99
都市計画緑地	3	23.04	2.72	3	42.71	5.04	3	27.04	3.16	3	46.71	5.46	3	27.04	3.17	3	46.71	5.47	
小計	22	40.05	4.72	22	59.72	7.04	22	44.05	5.15	22	63.72	7.44	22	44.05	5.16	22	63.72	7.46	
都市公園※	78	9.44	1.11	78	9.44	1.11	78	9.44	1.10	78	9.44	1.10	83	11.94	1.40	83	11.94	1.40	
条例等の公園	18	2.36	0.28	18	2.36	0.28	18	2.36	0.28	18	2.36	0.28	18	2.36	0.28	18	2.36	0.28	
合計	118	51.84	6.11	118	71.51	8.43	118	55.84	6.52	118	75.51	8.82	123	58.34	6.83	123	78.01	9.14	
人口	84,800	人		84,800	人		85,600	人		85,600	人		85,400	人		85,400	人		
面積	989	ha		1,354	ha		989	ha		1,354	ha		989	ha		1,354	ha		
市街化区域面積に対する住区基幹公園(街区公園・近隣公園)の割合	0.28	%					0.28	%					0.28	%					
目標1 公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標量(市民一人当たり)	6.11	m ² /人		8.43	m ² /人		6.52	m ² /人		8.82	m ² /人		6.83	m ² /人		9.14	m ² /人		
公園緑地等の都市施設とする緑地の確保面積	518,443	m ²		715,139	m ²		558,443	m ²		755,139	m ²		583,443	m ²		780,139	m ²		

※都市公園は、都市計画公園以外の公園であり、条例で設置しているものです。
※小数点第三位を四捨五入しているため、各緑地面積の和が合計面積と一致しないことがあります。

表. 「目標2 緑地の確保目標量」内訳表

緑地種別	年次	現況値(平成29(2017)年)		中間年次目標値(平成35(2023)年)		目標値(平成40(2028)年)	
		確保量		確保量		確保量	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
①公園緑地等の都市施設とする緑地(目標1の合計面積)		118	71.51	118	75.51	123	78.01
②制度上安定した緑地	公共空地	15	10.80	15	10.80	15	10.80
	都市計画公園・緑地(都市計画決定区域)	13	9.13	13	9.13	13	6.93
	生産緑地地区(及び特定生産緑地地区)	26	407.39	26	407.39	26	407.39
		11	346.58	11	342.58	11	342.58
	風致地区	200	44.63	157	34.99	148	33.03
		192	41.84	149	32.20	140	30.24
	自然公園	2	47.00	2	47.00	2	47.00
		1	2.14	1	2.14	1	2.14
	近郊緑地保全区域	1	444.60	1	444.60	1	444.60
		1	1.90	1	1.90	1	1.90
	市街化調整区域農地	1	341.10	1	341.10	1	341.10
		1	1.08	1	1.08	1	1.08
	河川区域	1	0.79	1	0.79	1	0.79
		1	0.05	1	0.05	1	0.05
	市民緑地(及び認定市民緑地)	3	15.65	3	15.65	3	15.42
3		13.51	3	13.51	3	13.28	
条例等	0	0.00	0	0.00	1	0.15	
	0	0.00	0	0.00	1	0.15	
合計	10	3.22	10	3.22	10	3.22	
	9	2.82	9	2.82	9	2.82	
③社会通念上安定緑地	233	1,315.17	190	1,305.53	182	1,303.49	
目標2 緑地の確保目標量(①、②、③の合計)	221	419.06	178	405.42	170	401.19	
市域面積に対する割合(%)	12	18.29	13	18.33	14	18.37	
市域面積(ha)	9	17.27	10	17.31	11	17.35	
市域面積に対する割合(%)	348	507.85	306	498.25	304	496.55	
市域面積(ha)							
市域面積に対する割合(%)		37.51		36.80		36.67	
市域面積(ha)		1,354		1,354		1,354	

※②、③ 上段:指定量(緑地種別に該当する面積) / 下段:有効量(重複している場合、①をカウントし、②及び③では控除する。)
※小数点第三位を四捨五入しているため、各緑地面積の和が合計面積と一致しないことがあります。

5 緑の基本計画改定の経過

年月日	会議名等	内容
平成 29 年 11 月 1 日	第 1 回 東大和市緑の基本計画 改定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 東大和市緑の基本計画の改定について 現行計画の施策進捗状況について 東大和市緑に関する市民アンケート(案)について
平成 29 年 11 月 15 日	第 1 回 東大和市緑の基本計画 改定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> 東大和市緑の基本計画の改定について 東大和市緑に関する市民アンケート(案)について 今後のスケジュール及び現行計画の施策進捗状況の把握・調査等
平成 29 年 12 月 15 日 ～平成 30 年 1 月 9 日	緑と水に関する 市民アンケート調査	18 歳以上の市民（無作為抽出） 配布数 2,000 票、総回収数 626 票
平成 29 年 12 月 15 日	関係各課ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 施策及び事業の進捗状況について
平成 29 年 12 月 22 日	関係各課ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 施策及び事業の進捗状況について
平成 30 年 2 月 5 日	第 2 回 東大和市緑の基本計画 改定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 緑と水の現況について（報告） 緑と水の課題の整理について 改定の方向性について
平成 30 年 2 月 19 日	第 2 回 東大和市緑の基本計画 改定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> 緑と水の現況について（報告） 緑と水の課題の整理について 改定の方向性について
平成 30 年 3 月	中間のまとめ・公表	
平成 30 年 5 月 15 日	まちづくりニュース 発行	
平成 30 年 5 月 22 日・ 23 日・26 日・30 日・ 31 日	地域別懇談会（8 地域）	<ul style="list-style-type: none"> 東大和市緑の基本計画改定に向けた市の 取組み状況などの説明 参加者 21 人
平成 30 年 8 月 3 日	第 3 回 東大和市緑の基本計画 改定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域別懇談会の開催結果について（報告） 施策及び取組みについて 第二次東大和市緑の基本計画（たたき台） について
平成 30 年 8 月 21 日	第 3 回 東大和市緑の基本計画 改定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> 地域別懇談会の開催結果について（報告） 緑と水の基本方針の見直し方針案につ いて 施策及び取組みの見直し案について

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成 30 年 10 月 22 日	第 4 回 東大和市緑の基本計画 改定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 第二次東大和市緑の基本計画（素案その 2）について <ul style="list-style-type: none"> ① 確認指標及び目標量について ② 「重点取組」の設定について ③ 計画推進に向けた仕組みについて
平成 30 年 11 月 12 日	第 4 回 東大和市緑の基本計画 改定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> • 第二次東大和市緑の基本計画（素案その 2）について <ul style="list-style-type: none"> ① 計画の目標について ② 「重点取組」の設定について ③ 確認指標について ④ 計画推進に向けた仕組みについて
平成 30 年 12 月 6 日 ～平成 31 年 1 月 4 日	パブリックコメント 実施	提出された意見の数：22 件 提出した市民の数：4 人
平成 31 年 1 月 29 日	第 5 回 東大和市緑の基本計画 改定庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> • パブリックコメントの意見と市の考え方等について • 第二次東大和市緑の基本計画（案）及び概要版（素案）について
平成 31 年 2 月 15 日	第 5 回 東大和市緑の基本計画 改定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> • パブリックコメントの意見と市の考え方等について • 第二次東大和市緑の基本計画（案）及び概要版（素案）について
平成 31 年 2 月 22 日	都市緑地法に基づく 東京都協議	

東大和市緑の基本計画改定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 現行の東大和市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）を改定するため、東大和市緑の基本計画改定庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、基本計画の改定に関して必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告する。

(構成等)

第3条 検討委員会は、環境部長、都市建設部長、企画課長、総務管財課長、防災安全課長、産業振興課長、観光推進担当副参事、地域振興課長、土木課長、下水道課長、教育総務課長、社会教育課長及び中央公民館長の職にある者をもって構成する。

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。この場において、委員長は都市建設部長の職にある者を、副委員長は環境部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は検討委員会を招集し、総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見等の聴取)

第4条 検討委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、又は意見若しくは説明を聴取することができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、環境部環境課及び都市建設部都市計画課において処理する。

(設置期間)

第6条 検討委員会の設置期間は、市が基本計画の改定事務を終えるまでとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年8月30日から施行する。

2 この要綱は、設置期間の満了をもって、その効力を失う。

東大和市緑の基本計画改定庁内検討委員会委員名簿

所 属	氏 名
◎都市建設部長	直 井 亨
○環境部長	松 本 幹 男
企画財政部 企画課長	荒 井 亮 二
総務部 総務管財課長	岩 本 尚 史
防災安全課長	東 栄 一
市民部 産業振興課長	小 川 泉
観光推進担当副参事	宮 田 智 雄
地域振興課長	大 法 努
都市建設部 土木課長	寺 島 由紀夫
下水道課長	廣 瀬 裕
学校教育部 教育総務課長	石 川 博 隆
社会教育部 社会教育課長	佐 伯 芳 幸
中央公民館長	尾 又 恵 子

※ ◎は委員長 ○は副委員長

東大和市緑の基本計画改定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 現行の東大和市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）の改定に当たり、有識者、関係機関、市民等の意見を反映させるために、東大和市緑の基本計画改定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、基本計画について意見をまとめ、市長に報告する。

(構成等)

第3条 懇談会は、委員10人以内で構成し、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 関係機関及び関係団体 4人
- (3) 市と協働している団体及び個人 2人
- (4) 公募による市民 3人以内

2 懇談会に座長及び副座長を置く。この場において、座長は委員の互選により選任し、副座長は座長が指名する。

3 座長は、懇談会を招集し、総括する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見等の聴取)

第4条 懇談会は、必要に応じて、懇談会委員以外の者の出席を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、環境部環境課及び都市建設部都市計画課において処理する。

(設置期間)

第6条 懇談会の設置期間は、市が基本計画の改定事務を終えるまでとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月30日から施行する。
- 2 この要綱は、設置期間の満了をもって、その効力を失う。

東大和市緑の基本計画改定懇談会委員名簿

選出区分	氏名	所属等
学識経験者	◎金子 忠一	東京農業大学地域環境科学部教授
関係機関及び 関係団体	竹内 高広	東京都環境局多摩環境事務所自然環境課長
	中尾 信行	東京都建設局西部公園緑地事務所工事課長
	○宮崎 晃	東京みどり農業協同組合役員
	柳田 恭彦	森永乳業株式会社東京多摩工場長
市と協働している 団体及び個人	岩田 洋	東大和市狭山緑地雑木林の会
	小倉 安洋	緑のボランティア
公募による市民	礮脇 桃子	
	杉本 はるみ	
	山崎 喜美子	

※ ◎は座長 ○は副座長

用語集

あ

アダプト・プログラム	アダプト（ADOPT）とは英語で「〇〇を養子にする」の意味 一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民がわが子のように愛情 をもって面倒をみて、行政がこれを支援する仕組み
運動公園	主として市民の運動のために利用することを目的とする公園
NPO法人	自発的に公益的な活動を行う法人格を持った民間非営利団体
オープンスペース	公園、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地ある いは敷地内の空地

か

街区公園	主として街区内の居住者の利用を目的とし、1 か所当たり 0.25ha を標準として設置する公園
環境緑化基金	環境にやさしいまちづくりに資する自然環境の保全、環境負荷の低 減等に必要な資金の積み立て基金
観光型農業	市主催・共催による農ウォークなどの観光事業に対応できる農園運営
協働	市民や行政など立場の異なる複数の主体が、何らかの目標を共有し、 それぞれの役割と責任を果たしながら、ともに連携し、協力しなが ら活動すること
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏近郊の一定の区域内におい て良好な自然環境を形成している緑地で住民の健全な生活環境の確 保、公害・災害の防止等を目的として国土交通大臣が指定する緑地
近隣公園	主として近隣の居住者の利用を目的とし、1 か所当たり 2ha を標準 として設置する公園
原風景	人の考え方や思想が固まる前の経験で、以後の思想形成に大きな影 響を与えた風景
公園施設長寿命化計画	公園の遊具、建築物等について、今後進展する老朽化に対する安全 対策の強化、補修、更新の費用を平準化させ、維持管理経費の縮減 を図る観点から、既存施設の長寿命化対策及び計画的な補修・改築・ 更新を行うことを目的とした計画

公共空地	一般市民が利用でき、国や地方公共団体等によって管理されている空地
公募設置管理制度 (Park-PFI)	平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度
こども広場	市の条例に基づき、健康の維持向上及び健全育成を図るため設置している遊び場

さ

災害時協力農地	都市農業の理解と保全及び農地の空間活用による防災機能の強化のため、農地所有者の協力のもと災害時の一時的避難場所として利用できるよう登録された農地
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として計画的に整備を図る区域
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域
自主管理公園	行政と民間事業者（主に分譲マンション管理組合）で分譲マンションの建物存続の間、民間事業者が管理し、一般に開放することを協定書で取り交わした公園
自然公園	自然公園法と東京都自然公園条例に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために指定された区域
指定管理者制度	公の施設の管理・運営を、民間事業者等に代行させることができる制度
市民農園	市民が農作業を楽しめるように、農地所有者が開設する農園または地方公共団体等が農地を借り受けて開設する農園
市民緑地	都市緑地法に基づき地方公共団体が緑地の所有者と契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地
市民緑地認定制度	民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度

資料

社寺林	神社や寺に付随し、参道や拝所を囲むように存在している樹林
修景	都市計画などで、自然の美しさを守るために風景を整備すること
首都圏近郊緑地保全法	首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが、首都及びその周辺の地域における現在及び将来の住民の健全な生活環境を確保するため、ひいては首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことのできない条件であることにかんがみ、その保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とした法律
生産緑地地区	市街化区域内において、公害又は災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な生活環境の形成を図るため、都市計画法により指定された農地
生態系	ある地域にすむすべての生物とその地域内の非生物的環境をひとまとめにし、主として物質循環やエネルギー流に注目して、機能系として捉えた系
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生物多様性条約では、「すべての生物の間の変異性を指すものとし、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含む」と定義
雑木林	人里に近く、下草刈りや落ち葉かき、定期的な伐採などが行われてきた二次林
総合公園	主として市民の休息、鑑賞、散策、遊戯、運動など総合的な利用を目的とし、都市規模に応じ、1か所当たり10～50haを標準として設置する公園

た

堆肥	落ち葉などが腐ってできた有機物を微生物によって完全に分解した肥料のこと
タウンミーティング	市民と市長が市政運営に関して率直な意見を交換する場で、市政に関する理解の促進と開かれた行政運営の推進を図るため、テーマを設けて定期的を開催している会
地球温暖化	人間活動が活発になるにつれて温室効果ガスが大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと

地区計画制度	地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事柄を市が定める、地区レベルの都市計画で、住民提案によるものと市が主導する決め方があるが、どちらも、住民などの意見を反映して、その地区独自の街づくりのルールを定め、地区を単位として建築や開発行為を規制・誘導する制度
地区公園	主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とし、1か所当たり4haを標準として設置する公園
東大和市特色ある公園整備基本方針	高齢者や次世代を支える子どもたちが、安全安心かつ快適に利用できる特色を持った公園整備の方向性を示す
特定生産緑地制度	生産緑地の所有者等の意向を基に指定され、市町村に買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から10年延期され、10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる制度
都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定し、都市計画を定めていく区域
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園又は緑地
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律
東大和市農業振興計画	「市民の健康づくりに貢献する東大和農業」を将来像として掲げ、将来にわたり東大和市の農業が発展するよう市民、農業者、関係機関及び行政が一体となって農業振興に取り組み、「担い手の確保・農業経営の強化」「農地の保全と整備」「農のあるまちづくりの推進」「農業生産と消費の拡大」の4つの柱の実現を目指す計画
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律

な

ネーミングライツ	公共施設等に名称を付与する権利（命名権）及びこれに付帯する諸権利等（パートナーメリット）
----------	--

野火止用水歴史環境保全地域

1655年に開削された野火止用水（玉川上水路から分かれる地点から都県境まで、延長9.6km）とそれに隣接する樹林地からなる地域

は

ヒートアイランド化

都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象

ビオトープ

Bio（生物）と Tope（場所）との合成語で「小動物が棲息できる場所」

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Act（見直し）を意味し、品質向上のためのシステムの考え方で、管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を見直し（Act）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの

風致地区

都市の自然的な美しさを維持保存するために指定された地区

ポケットパーク

街路の沿道に整備された小公園で、チョコッキのポケットのように、普段はあまり意識しないがあると便利なことからつけられた呼称

保存生垣

良好な自然環境の確保又は美観、風致を維持するために必要な生垣

保存樹木

市街化区域及びその周辺地域における良好な都市環境を維持する樹木を保全するため新たな条例に基づき指定される樹木

ボランティア・サポート・プログラム

道路を慈しみ、住んでいるところをきれいにしたいという自然な気持ちを、形あるものにしようと考え出された仕組み

ま

緑のリサイクル

樹木の管理作業で生じた剪定枝葉や開発事業などで生じた伐採木等をチップや堆肥等に加工して再利用する仕組みで、不要となった樹木の交換制度を指すこともある

や

屋敷林	農家などの周囲に、防風等を目的に設置された林
湧水	地下水が崖下や窪地等から自然に地表に出てきたもの
ユニバーサルデザイン	障害者や高齢者等を区別して考えるのではなく、誰にでも使いやすい空間をつくっていきこうというバリアフリーから一歩進んだ考え方

ら

ライフサイクルコスト	建物や公園施設等の規格・設計から維持・管理・廃棄に至る過程で必要な費用の総額
緑化重点地区	都市緑地法に基づく制度で「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画で位置づけをする地区
緑地保全制度	都市緑地法に基づく制度で、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度

第二次東大和市緑の基本計画

-緑と水の都市-

平成 31 年 3 月

編集・発行 東大和市 環境部 環境課
都市建設部 都市計画課

〒207-8585 東大和市中心 3-930

電話：042-563-2111（代表）

表紙写真



- ①第5回東大和市まちフォトコンテスト
入賞・入選作品「桜舞い散る散歩道」 撮影：山田和典 氏 / やまと園前
- ②第5回東大和市まちフォトコンテスト
入賞・入選作品「あらしのあと」 撮影：木下紀捷 氏 / 多摩湖
- ③第5回東大和市まちフォトコンテスト
入賞・入選作品「秋の公園の朝」 撮影：小川正敏 氏 / 都立東大和南公園
- ④第5回東大和市まちフォトコンテスト
入賞・入選作品「お茶ですよ」 撮影：村山孝司 氏 / 豊鹿島神社裏